

平成28年第4回睦沢町議会定例会会議録

平成28年12月9日(金)午前9時開会

出席議員(14名)

1番	丸山克雄	2番	久我眞澄
3番	伊原邦雄	4番	久我政史
5番	田邊明佳	6番	麻生安夫
7番	清野彰	8番	今関澄男
9番	岡澤宏一	10番	中村義徳
11番	中村勇	12番	市原時夫
13番	田中憲一	14番	市原重光

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	市原武	副町長	宮崎登身雄
総務課長	鈴木庄一	まちづくり課長	鈴木政信
税務住民課長	中村精一	福祉課長	田邊浩一
健康保険課長	石井安邦	産業振興課副課長	宮崎則彰
会計管理者	白井実	総務課主査兼総務班長	中村年孝
総務課主査兼財政班長	秋葉秀俊	教育課長	今井富雄
教育課長	白井住三子	教育課主幹(指導主事)	吉野清久
選挙管理委員会書記	鈴木庄一	睦沢町農業委員会書記	森川和也
代表監査委員	生田昌司		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 中村 幸夫 書 記 古山 雅敏
書 記 麻生 健介

議 事 日 程 (第 1 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 認定第 1 号 平成 27 年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定について
- 1 平成 27 年度睦沢町一般会計歳入歳出決算
 - 2 平成 27 年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
 - 3 平成 27 年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
 - 4 平成 27 年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算
 - 5 平成 27 年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算
 - 6 平成 27 年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (決算審査特別委員会委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 承認第 1 号 平成 28 年度睦沢町一般会計補正予算 (第 4 号) の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第 1 号 睦沢町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 2 号 睦沢町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 3 号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 4 号 睦沢町使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 5 号 睦沢町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 6 号 睦沢町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 7 号 平成 28 年度睦沢町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 13 議案第 8 号 平成 28 年度睦沢町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 14 議案第 9 号 契約の締結について

日程第 15 議案第 10 号 睦沢町公の施設の指定管理者の指定について

(町長提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第 16 発議案第 1 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

◎開会及び開議の宣告

○議長（市原重光君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成28年第4回睦沢町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎諸般の報告

○議長（市原重光君） 地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、それぞれ別紙のとおり出席者の報告がありました。

次に、同じく地方自治法の規定による第2回定例監査結果報告及び例月出納検査の結果について、平成28年7月分から9月分までの報告がありました。いずれもお手元に配付の印刷物によりご了承願います。

◎議会関係の報告

○議長（市原重光君） 次に、議会関係の報告を行います。

11月30日に議会運営委員会が開催されております。

内容について、10番、中村義徳委員長から報告があります。

中村義徳委員長。

○議会運営委員長（中村義徳君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会から報告いたします。

去る11月30日水曜日、午前9時から正副議長室におきまして、議長出席のもと議会運営委員会を開催しました。平成28年第4回睦沢町議会定例会の日程及び会議の運営方法について協議をいたしました。

本定例会の日程については、お手元に配付の予定表により説明を申し上げます。

日程第1として、会議録署名議員の指名を行います。日程第2は会期の決定を行います。この会期でございますが、提案されております議案等の内容から、協議の結果、本日1日としたいと思います。日程第3は、9月定例会において決算審査特別委員会に審査が付託されておりました平成27年度各会計歳入歳出決算認定について、その審査結果について委員長報告を受けた後、質疑、討論、採決を行います。日程第4では一般質問を行います。今期定例

会には8名の議員が通告をされております。日程第5以降で審議していただく案件ですが、承認1件と議案10件並びに発議案1件でございます。この承認及び議案並びに発議案につきましては、それぞれ上程、説明を受けた後、質疑、討論、採決を行います。なお、採決の方法は起立によりお願いをいたします。

以上が議会運営委員会での決定事項でございます。

円滑な定例会が運営されますように、議員各位並びに執行部の皆さんの格別のご理解とご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

◎町長挨拶並びに行政報告

○議長（市原重光君） ここで町長からご挨拶並びに行政報告があります。

市原町長。

○町長（市原 武君） 皆さん、おはようございます。

平成28年第4回睦沢町議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今年も20日ばかりを残す師走となり、寒さも日々厳しさを増す季節を迎えておりますが、議員各位におかれましては日ごろより町政の運営、住民福祉の向上にご指導、ご理解を賜りまして、誠にありがとうございます。

今年には睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略の実現に向け、睦沢スマートウェルネスタウン拠点形成事業の推進や、自治体PPS事業によりますCHIBAむつざわエナジーの立ち上げ、地方創生への取り組みによるスポーツツーリズムを目指す総合運動公園指定管理事業など、多くの重要施策をスピード感を持って実行して参りました。

また、両小学校の再編や子ども・子育て支援事業、高齢者福祉対策等においても、新しい施策の方針を策定して参りました。

さて、議員各位におかれましては、議員選挙により新しい体制となり、間もなく1年を迎えようとしております。私におきましても2期目の町政運営を担うこととなり、今後の任期に向けての政策の方針を表明させていただきました。町政の基本としては、睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略の実現にさらなる鋭意努力を重ね、健康と活力のある睦沢を創生することであります。改めて議員各位にはご指導、ごべんたつを賜りたくお願いを申し上げます。

さて、今定例会でご審議いただく案件につきましては、各会計決算の認定、専決処分の承

認、条例の一部改正6件、一般会計等の補正予算と、契約の締結並びに公の施設の指定管理者の指定に係るものでございます。慎重審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、行政報告をさせていただきます。

まず初めに、総務課所管についてご報告申し上げます。

元睦沢町議会議員でありました岡澤一夫様におかれましては、9月25日にお亡くなりになりましたが、多年にわたる地方自治の発展にご尽力いただいたことにより、旭日単光章を勲位されました。

また、秋の叙勲におきましては、消防における功績により根本昭一様が瑞宝双光章、警察による功績により小高邦義様が瑞宝単光章を受けられ、町にとりまして大変光栄なこととなりました。

続いて、まちづくり課より、本町が出資する地域振興を目的とした新電力株式会社CHIBAむつざわエナジーの本年度の事業計画についてご報告を申し上げます。

自治体PPS株式会社CHIBAむつざわエナジーについてですが、去る5月25日に睦沢町パシフィックパワー株式会社、睦沢町商工会、株式会社合同資源、関東天然瓦斯開発株式会社、株式会社千葉銀行、房総信用組合によります発起人会を開催し、合併会社設立契約書の確認、発起人による設立事業の確認、定款の確認、そして役員を選任について提案がされ、全ての案件が承認をされ、6月13日に株式会社として設立いたしました。

初年度となる第1期の事業計画を作成いたしましたので、お手元に配付をさせていただきました。地方自治法第243条の3第2項の規定による地方公共団体が出資している法人で、政令で定めるもの、政令では資本金2分の1以上を出資している株式会社とあり、本件については町が資本金の55.5%を出資していることから、本規定に該当し、その経営状況を説明する書類として議会に提出するものでございます。

資料をご覧くださいますと、本年度は最初の事業年度として会社設立の日、平成28年6月13日から平成29年3月31日までとなります。事業方針、組織、業務委託計画、収入計画、支出計画、損益計算についてとなり、今期の事業方針、重点活動内容は電力小売事業を行います。販売目標は、年度末までに2,254キロワットを目標としております。

また、年度末には各家庭への供給も予定しており、申し込み件数を135件と見込みました。商工会会員との代理店契約についても、現在ワークショップ形式による勉強会を開催しながら進めておるところでございます。

収入計画では、主に電気小売事業によるもので、収入合計を900万6,000円と見ており、支出計画では、主に電力の調達や宅送料及び電力の需給調整などの運營業務を包括的に委託するものや、税理士顧問委託、そして立ち上げ支援の委託で、諸経費を含み支出合計は881万8,000円としており、これらを総括しますと、損益計画で営業利益18万8,000円、営業外費用、法人税等を差し引いた当期の純利益は7万1,000円になるものと見込んでおります。

以上が株式会社C H I B Aむつぎわエナジーの本年度の事業計画となります。

以上、私の挨拶と行政報告を申し上げます。よろしくお願いをいたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本日お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受理しましたので報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（市原重光君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めにより議長から指名いたします。11番、中村 勇議員、12番、市原時夫議員の両名を指名いたします。

◎会期決定の件

○議長（市原重光君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日1日と決定することに決定しました。

◎認定第1号の上程、審査報告、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第3、認定第1号 平成27年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました平成27年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定については、第3

回9月定例会において、その審査を決算審査特別委員会に付託したところであります。決算審査特別委員会の審査結果について、11番、中村 勇委員長から報告願います。

中村 勇委員長。

○決算審査特別委員長（中村 勇君） 皆さん、おはようございます。

平成28年決算審査特別委員会審査結果報告をさせていただきます。

平成28年12月9日、睦沢町議会議長、市原重光様。

決算審査特別委員会委員長、中村 勇。

平成28年第3回睦沢町議会定例会において審査を付託された、平成27年度睦沢町一般会計決算外5特別会計決算の審査を、下記のとおり行ったので報告いたします。

記

1、審査の対象。

平成27年度睦沢町一般会計決算、平成27年度睦沢町国民健康保険特別会計決算、平成27年度睦沢町農業集落排水事業特別会計決算、平成27年度睦沢町介護保険特別会計決算、平成27年度かずさ有機センター特別会計決算、平成27年度睦沢町後期高齢者医療特別会計決算。

2、審査の経過。

第1回決算審査特別委員会。日時、平成28年9月9日（金）、本会議休憩中。場所、役場3階、正副議長室。

（1）特別委員会構成の決定。

委員長、中村 勇。副委員長、今関澄男。委員、中村義徳。委員、麻生安夫。委員、市原時夫。委員、田邊明佳。委員、田中憲一。

（2）審査方針の決定。

審査方針は、予定された事務事業が計画どおり執行されたか、またその効果等について審査を行った。

（3）審査方法の決定。

①審査方法は、特別会計を含め、各常任委員会所管の事務事業ごとに、審査を行うものとした。

②一般会計の歳入は、原則として、総務経済常任委員会所管の事務事業の審査の際に、一括して説明を受けることとした。

③歳入に関する質疑等は、その歳出を所管する事務事業の審査の際に行うものとした。

④審査の順序は、最初に関係課長等の説明を受けた後、質疑を行うこととした。

⑤関係課長等の説明は、質疑に十分な時間をとるため、簡潔に要点説明とした。

⑥必要に応じて、班長等の出席を認めることとした。

(4) 審査日程の決定。

平成28年10月24日(月)、25日(火)の2日間。

第2回特別委員会。日時、平成28年10月24日(月)、午前9時から。

審査内容。

(1) 総務経済常任委員会所管の事務事業の審査(農業集落排水事業特別会計及びかずさ有機センター特別会計を含む)。

(2) 厚生文教常任委員会所管(教育委員会所管)の事務事業の審査。

(3) 現地調査の実施箇所の決定。

第3回特別委員会。日時、平成28年10月25日(火)、午前9時から。

審査内容。

(1) 厚生文教常任委員会所管(教育委員会所管を除く)の事務事業の審査(国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計を含む)。

(2) とりまとめ。

(3) 現地調査。

①社会資本整備総合交付金(道路改良工事その5)。町道上市場関戸線〔北山田地先〕。

②特別養護老人ホームせせらぎ〔北山田地先〕。

③文教施設整備事業、睦沢中学校技術家庭科棟耐震改修工事〔上市場地先〕。

(4) 採決、審査結果報告書の承認。

3、審査会場、役場3階302・303会議室。

4、審査結果。

慎重審査の結果、平成27年度睦沢町一般会計決算外5特別会計決算については、指摘要望事項を付して、原案のとおり認定することに決定した。

5、指摘要望事項、別紙のとおり読み上げさせていただきます。

指摘要望事項。

1、町の努力により、地籍調査等の補助金を確保し事務事業を執行しているなどのケースも見受けられるが、国・県の補助金等を有効活用し、計画された事務事業が予定どおり執行されるよう努められたい。

2、町民の交通手段となる路線バス補助事業、交通弱者のための福祉タクシー助成事業、

園児・児童の送迎などの実施について、経費等検討したなかで、将来を見据え有効利用できるよう推進されたい。

3、基幹産業である農業の振興に取り組まれているものの、睦沢町のPR、情報発信、ふるさと納税の返礼品等を活用し、スピード感をもち更なる推進に努められたい。

4、国民健康保険特別会計では、保険給付費の急激な伸びが見られるが、疾病の早期発見及び医療費抑制の観点から、健診等の受診率の向上に努めるとともに、保健指導対象者への支援や健康増進事業の充実強化を図るなど、さらなる疾病予防の取り組みを推進されたい。

5、介護保険特別会計では、被保険者が今後もさらに増加すると見込めるなか、保険給付費の増加から介護サービスの対象外となる事業があることから、介護認定者がニーズに合ったサービスを受けられるよう地域支援事業の充実に努められたい。

以上、報告を終わります。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、平成27年度睦沢町一般会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 平成27年度睦沢町一般会計決算に対する反対討論を行います。

私は全て反対ということではありません。評価する個々の施策のあることは、まずお話を申し上げておきたいと思います。子育て支援としてのむつざわアフタースクール、これは前回のときにも評価されているというふうに私は考えております。

それから、防災まちづくり、全町的な防災訓練継続をされるとか、住宅リフォームなども住民要望だけではなくて、業者、地域経済に効果ある施策ということでもあります。町長、先程もちょっとお話をされましたが、地域エネルギーの推進などもこの中でされて来たわけがありますから、こうした点は大いに進めていただきたいというふうに思っているわけであり

一方、決算全体を見ますと、まず本予算を提案した時点での根本的な財政・経済情勢の認

識に甘さがあった上に作られ、大型事業への不安を残す決算となったということでもあります。これは、予算の当時も私もやりとりをしたわけですが、当時の町長の経済認識は、経済の好循環を地方に拡大していくという中で、緩やかに回復していこうという中で、大胆な施策を取り入れたわけでもあります。

当時、私はこれがちょっと甘いということを使ったわけではありますが、その後、来年4月からの消費税8%から10%への引き上げをせざるを得なくなったということに見られるように、経済が好転していないということを結局認める事態になったと。消費の落ち込みが予想以上に長引いているということでありました。こうした認識上の誤りの中で作られているのではないかと私は感じております。住民の生活実態から、それを真正面に取り上げて、それに基づく予算執行と言えるのかということが第一であります。

次に、決算説明では、選択と集中により福祉向上に取り組んで参りますと述べており、私も総括質問でこの問題も取り上げさせていただきました。それならば、国保、介護、後期高齢者医療など、国からの負担増、サービス削減がもう明確な形で町民に押しつけられている中で、こうした立場で町独自の町民福祉の向上に取り組むべきではなかったのかと、そういう明確な姿勢が見えなかったということでもあります。

その一方で、経済悪化の中でありながら大型建設事業に選択と集中をするという事実上の方向が明確になったのではないかと。地方自治体の団体自治、住民自治の原点に立ち返り、文字どおり地方自治の福祉充実への力を入れることを求めるものであります。

それから、民間活力に依存するとも言えるべき手法の問題であります。大手事業者への各種委託事業への転換は、主に財政論の立場と民間のノウハウを生かすという理由であります。自治体は利潤追求の団体ではありません。問題は、町職員と住民の知恵と活力を生かす、このことがサービス充実も含めて自治体の本来の役割を発揮出来るはずであり、こうした可能性にさらに力を注ぐべきではないかと。民間活力全面肯定的な進め方には、私は賛成出来ません。

次に、住民の英知を自治体運営に生かすということでもあります。この点では、先程も町長ちょっとお話をされましたが、上市場地域のこの間の住民参加の進め方、私はこれは非常にすぐれたやり方ではないかという一方、まちづくりという全体の町政運営にこうした教訓が生かされていないわけでもあります。

私は、今の政治は本当に格差が拡大し中間層がどんどん低所得化し、貧困の拡大がされているときだからこそ、やはり住民の生の声を生かして、人口の急減を防ぐという意味からも、

こうした全体として町民の声を大きく取り入れた積極的な町政運営を望むものであります。

子供の貧困、高齢者福祉負担増、サービス低下に町独自の対策は弱いという問題であります。具体的にはもうこの間色々提案して参りました。子供の医療費などの無料化などは、せっかく県内でも先進施策でありましたので、こうした施策を充実することこそ今最も最優先にすべき一つだと考えているわけであります。

こうした今後の町政運営の提案も含めて、反対討論といたします。

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

田中憲一議員。

○13番（田中憲一君） 平成27年度睦沢町一般会計歳入歳出決算について、賛成の立場から討論を行います。

まず、歳入では、自主財源の確保についてであります。国では景気は緩やかな回復基調にあると発表していますが、本町財源は依然として地方交付税等の依存財源に頼らざるを得ない厳しい状況下にあるものの、町税の収納関係においては、接触困難な滞納者の対策として、休日、夜間の徴収や茂原県税事務所との共同催告、さらには税務班全体で集中的な訪問により、収納率は前年度より0.32ポイント増加しております。

しかしながら、収納額は個人町民税において給与所得者、農業所得者の所得減少により減額となっておりますので、引き続き税の徴収の公平性からも、適正な手続による財源確保に努めていただきたいと思います。

次に、歳出についてであります。

政策分野1では、農産物等を提供するふるさと納税の返礼品の品数を増やし、農産物等のPRを促進し、寄附件数も増えております。引き続きさらなる努力をし、睦沢町を全国へPRしていただきたいと思います。

また、担い手農家が減少している中、農家環境保全として多面的機能支払交付金事業等を活用し、農業が有する多面的機能が十分発揮出来るような地域協働による地域資源の保全を行うとともに、かずさ有機センターのたい肥の活用により、循環型農業の推進を継続し、活力ある農業の再生と活性化に努めていることは評価するところであります。今後は新たな農産物の産品、6次産業の発展を期待しております。

政策分野2では、若者世帯が本町に住むための土地や住宅の取得補助金及び賃貸住宅の家賃補助金を交付し、経済的負担の軽減を図り、定住の促進につなげ、一定の成果も見られております。

政策分野3では、子ども医療費の助成を実施し、その対象を高校生まで拡大したことについては評価するものでございますが、若い世代が安心して子育てが出来、子供に優しいまちづくりの実現のために、高校生までの医療無償化については、強く要望するところでございます。

このほか、育児に必要な情報の提供と保育士等による育児相談、訪問指導の充実及び育児支援、病児・病後児保育を利用した保護者に助成金を交付するとともに、不妊治療に要する医療費の一部を助成し経済負担等の軽減を図っております。また、仕事と子育てが両立出来るよう、こども園において時間外保育や一時保育の実施により多様化する保護者のニーズに対応するよう努めるとともに、待機児童ゼロを継続していることは評価に値するものであります。

そして、政策分野4では、国庫支出金を的確に充当しつつ、むつぎわウェルネスタウン拠点整備事業を計画的かつ円滑に進めるために必要となる事業の方向性と、事業内容を整理した実施計画を策定するなど、時代に合った地域づくりが着々と形になっていくことについて、起爆剤になると期待をしております。まだまだ町民に周知を必要とされている部分がありますが、その部分に関しては町民に周知を強く出来るようお願いをしたいところでもあります。

また、小学校の再編について、睦沢町立小学校の適正規模、適正配置に関する基本方針を策定し、地域住民や保護者と協議を重ね、子供たちのよりよい教育環境を実現するための努力が見受けられます。今後も子供たちの将来を一番に考え、小学校再編に向け努めていただきたいと思っております。アフタースクールにつきましても、引き続き家庭学習の習慣化と基礎学力の向上のため、継続して実施いただけるよう望むところでございます。

以上、27年度は限られた予算の中で、創意工夫により各種補助金制度を積極的に活用し、財政運営を行っております。今後も健全な財政運営を維持しながら、執行部には引き続き選択と集中による行政運営をお願いし、私の賛成討論といたします。

○議長（市原重光君） 他に討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで平成27年度睦沢町一般会計歳入歳出決算に対する討論を終わります。

次に、平成27年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 平成27年度国民健康保険特別会計決算、反対討論を行います。

この国保会計決算は、高価な新薬開発等による利用、高度医療進歩による利用患者の増大、高齢化による医療費の大幅増大等々による基金の大幅取り崩しを余儀なくされるという事態になっているわけであります。高価な新薬は、国会でもこれを、価格が妥当なのか、今大問題になっているわけであります。

このことから、睦沢町民の収納率は、この間ずっとそうですけれども、近年でも県内でも7番目に高いという町民の努力があるにもかかわらず、財政悪化を生み出すという結果になったわけであります。

国民健康保険法の第1条、健全運営とともに社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とするという国の責任が明記されているにもかかわらず、大企業、富裕層への減税と引きかえに、負担を自治体と住民に重くしたという結果であります。これはもうこれまでも何度も議論した問題であります。

平成30年には千葉県に事業が移管をされますが、こうした根本問題を残した中では、根本解決にならないどころか、さらなる診療抑制と負担増になりかねません。私は町として住民の命を守る、その条件を保証するというまさに命の問題として、大事な役割として、一般会計繰り出しも含めた負担軽減を行うべきだと考え、本決算に反対いたします。

○議長（市原重光君） 次に、賛成者の発言を許します。

田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） それでは、平成27年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の賛成討論をいたします。

国民健康保険については、何年も前から経済情勢の変化、被保険者の高齢化、医療の高度化など様々な問題があります。その中で、国民健康保険は睦沢町1,353世帯、2,397人を支えている社会保障制度です。

27年度の給付費は、主に一般被保険者の入院や外来の増額により、前年度比109.87%を超える増となっており、27年度の1人当たりの国保が負担する医療費は全体で32万1,658円と非常に高額になっています。増加する医療費と厳しい状況の中で、町は一般会計からの法定外繰り入れも行わず、基金を取り崩しながらの非常に厳しい運営をしています。

一般会計からの繰り入れは他市町村でも行われているところではありますが、そうすることは国民健康保険の加入者以外の方の負担増ということになり、税の公平性という観点からも安易に取り入れるべき手段ではないと考えます。

現時点において、国民健康保険については町として出来ることをし、その役割を果たしているものと考えますので、本会計は賛成といたします。

なお、蛇足ながら、現在の流れとして、今まで国保加入でいた小規模零細企業でも、多少の無理をしつつ、けんぽ加入に切り替えたり、同じような加入資格を持ちつつも建設国保のように独自に他の保険に加入している例もあります。

これからの、国保は本当に困っている方ばかりしか残らないことも考えられます。そのことを含め、国保会計のあり方を慎重に考え、運営していただくことを望みます。

○議長（市原重光君） 他に討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで平成27年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に対する討論を終わります。

次に、平成27年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について討論を行います。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ありません。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで平成27年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を終わります。

次に、平成27年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算について討論を行います。
まず、原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 平成27年度介護保険特別会計決算、反対討論を行います。

国保医療もそうですが、介護もそうですが、もう様々な調査で結局この間の負担増という中で、診療、そうしたこうした介護保険の利用抑制という事態で、健康状態が悪化するという事例が全国であちこち出ているわけであります。

特に、誰もが安心して老後が送られるはずの介護保険であります。これは私がこの介護保険の導入時に何度もご質問をしたり、また説明を求めたりして危惧をしていたことですが、一体誰もが安心して老後を送られるような介護保険になっているのかということが、次々改悪によって崩されているというふうに私は考えています。

介護保険を受けられる対象が、条件が改悪をされ、負担が増える。施設運営条件の悪化、こうした条件が次々となされているわけであります。最初は、大した金額じゃないと。サービスもこんなに充実している、誰でも受けられると始まったのですが、内容がますます狭められているというのが実態であり、今、命はお金次第というような事態になっていると私は認識しています。

居宅介護の推進によって、当初、家族介護により疲れてしまう、疲労する、こうした家族の負担の軽減ということもあったのですが、その意味も失いかけているのではないかと思うわけであります。これは国保の会合でも専門家の方が指摘したこともあったわけであります。

さらに、次々と町に責任と仕事に移管され、国の責任がますます曖昧にされています。このまま事態が進めば、団塊の世代が高齢化へと今増大している中で、住民福祉の根本が変質しかねない事態であります。町と住民一体で、住民の立場での改善を進めるべきだ。

以上の理由から、本決算に反対するものであります。

○議長（市原重光君） 次に、賛成者の発言を許します。

麻生安夫議員。

○6番（麻生安夫君） 6番。それでは、平成27年度睦沢町介護保険特別会計決算について、賛成の立場で討論を行います。

町の人口は減少している中で65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、各種介護サービス利用者も増加し、これに伴い各種給付費も増加しております。この状況はまだ当分続くものと思われま。

このようなことから、介護保険を取り巻く状況は厳しく、国においても大きな制度改正が行われた中、高齢者が住みなれた地域でいつまでも健やかに安心して暮らせるようにと第6期介護保険事業計画が始まりました。

町では、各種介護予防事業を展開しており、特に出張予防教室では、身近な場所で気軽に取り組めるように、介護予防推進委員により町内各所で定期的開催されています。そのほかでは、地域包括支援センターが一般高齢者や要支援、要介護者に対し、各種福祉サービスの手続支援や相談などに対応しており、多くの件数を処理しております。

今後も介護給付費抑制のため、予防事業がさらに進展し、充実することを望み、本決算に賛成です。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に討論ありますか。

(発言する者なし)

○議長(市原重光君) ないようですので、これで平成27年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算に対する討論を終わります。

次に、平成27年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(市原重光君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(市原重光君) ないようですので、これで平成27年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算に対する討論を終わります。

最後に、平成27年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○12番(市原時夫君) 12番。先程、介護保険のところでちょっとつけ足すことがありましたので、ついでに言っておきます。

先程言いましたように、町へ仕事に移管されている中で、こうした福祉部門の仕事、非常に大変になっているという中で、住民と職員の皆さん、色々な協力の形で健康をどう守っていくかという点で頑張っていらっしゃるし、そういう点での町長の様々な施策については私はそれ評価していますから。制度としての問題と言ったということでご理解いただきたいと思えます。

それから、平成27年度後期高齢者医療特別会計決算、反対討論を行います。

もともとこれ無理があるんです。75歳以上の方を年齢によって独自採算にするという、いわゆる医療差別とも言うべき制度の問題であります。創設当時から、私は結局高齢者への負担増、サービス削減につながるんじゃないということを指摘して来たわけでありまして。事実、そのことが進んでいるわけでありまして。

それと、全県的な運用によって、自治体独自の知恵と工夫が非常にしにくい仕組みになっているということもあるわけでありまして。もともと、現役世代でない方がもうほとんどというか圧倒的でありまして、健康を害する条件が増える後期高齢者の方々こそ、国として老人福祉法の中にあるように、尊厳を持って生きていける、この原点に立った仕組みとこの年齢差別的医療制度はやめるべきだということが明白になったわけでありまして。

以上の理由から反対であります。

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

今関澄男議員。

○8番（今関澄男君） 8番。私は、平成27年度後期高齢者医療特別会計の決算の賛成の立場で討論を行います。

平成20年に施行された後期高齢者医療制度につきましては、超高齢化社会の中で、高齢者と現役の世代、この中で負担を明確にして、社会全体でその高齢者の医療費を支え合う、このために作られた制度でございます。

県下54市町村全体の被保険者は、本町、睦沢町の1,286人を含めまして、平成27年度末現在19万8,105人ということで、70万人に近いほどの規模に拡大しております。今後もこの人数は大幅な増加が予測されるということでございますが、この制度の運営につきましては千葉県広域連合と市町村、それぞれ分担し合って執行しているものの、被保険者の増加、医療費の高度化に伴う医療給付費の増加などから、ますます今後厳しい状況が続くというふうに予測されます。

本決算につきましては、低所得者への負担軽減措置が昨年度に引き続き実施されました。また、健康診査では、かかりつけの医者でもこの診査を受けることが出来るというようなきめ細かな対応が行われました。また、人間ドック等につきましても、この事業の充実に努めたところでございます。

今後とも被保険者の健康を守り、安心な医療が受けられる、そして27年度につきましてもそのような内容であるがために、私はこの決算につきましては賛成ということで討論をいたしました。ありがとうございます。

○議長（市原重光君） 他に討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで平成27年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対する討論を終わります。

以上で全会計の討論を終わります。

これから採決を行います。

最初に、平成27年度睦沢町一般会計歳入歳出決算について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立多数です。したがって、平成27年度睦沢町一般会計歳入歳出決算は認定することに決定をいたしました。

次に、平成27年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立多数です。したがって、平成27年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は認定することに決定をいたしました。

次に、平成27年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。したがって、平成27年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、平成27年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算について、この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立多数です。したがって、平成27年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、平成27年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。したがって、平成27年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

最後に、平成27年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（市原重光君） 起立多数です。したがって、平成27年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

皆さんに申し上げます。

生田代表監査委員はここで退席されます。どうもご苦労さまでございました。

(生田昌司代表監査委員 退席)

○議長（市原重光君） 皆さんに申し上げます。

これから10時10分まで暫時休憩といたします。

(午前 9時53分)

○議長（市原重光君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

(午前10時10分)

◎一般質問

○議長（市原重光君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がされております。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いをいたします。

なお、通告以外の質問は答弁されませんので、ご了承願います。

また、答弁につきましては漏れのないようお願いをいたします。

それでは、通告順に従い順番に発言を許します。

◇市原時夫君

○議長（市原重光君） 最初に、12番、市原時夫議員の一般質問を行います。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 日本共産党の市原時夫です。

通告順に沿って一般質問を行いたいと思います。

最初に、睦沢町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略、大変長い表題であります
が、についてであります。

睦沢町については、これまで最上位計画としてきた睦沢町の2016年度までの第2次総合計
画というのがあったわけでありましたが、これが終わる前に2年ほどダブる形で人口ビジョン

総合戦略というのが策定をされたわけであります。総合戦略という呼び方と、それから総合計画ということで短くいきたいと思いますので、この違いということも含めて質問させていただきたいと思います。

これまでの総合計画とダブる2年間は、この総合戦略に沿ってこれまでの総合計画の実施計画を取り組み、2017年度から2019年までは、最初作った総合計画を休止して、総合戦略を最上位にするということですから、これからがこっちの部分になって来るわけであります。

この総合戦略でございますけれども、平成27年度、2015年度についてはK P I という重要業績評価指標等の数値をもとに、その評価が一度されたわけであります。これは、施策効果の検証、P D C A、もう横文字が本当に多くて困るんですけども、結局のところ計画策定、実施、検証、評価、改善に至るいわゆる循環型を示したものでありまして、これは大体どこでも計画を作って実施をする長期的にサイクルで計画を推し進めていくということで、当たり前的手法でありまして、わざわざこんな何でP D C Aというわかりづらい言葉を使うのかなという気もするんですが、そういうふうになっておりますので、そういうふうで紹介をしておきたいと思います。

2019年度年末をめどに、町としては総合戦略の改定を見込んでいるわけでありますけれども、その期間内であっても必要に応じて柔軟に対応するということをおっしゃるので、私もこの趣旨に沿って、平成27年度のK P I 評価の内容検討も含めて質問をいたしたいというわけであります。

それで、第1に、この総合戦略は人口の急速な減少を避けるということを第一に策定すると。総合戦略がこうした人口ということに集中して作られていいのかという疑問も私はあるわけであります。しかも、住民の調査はしておりますが、その実態、要望から様々な計画が作られたわけではなくて、国から、上からの枠内での作成でありました。この計画によりますと、1995年町の人口8,250人をピークに、2010年7,340人、2040年までに4,300人に減少するとの予測でありまして、この予測も非常に机上の予測だと私は思うわけでありますが、この総合戦略を実施すれば5,551人まで減少するけれども、黙っていると1,200人分の減少、これを防ぐ効果を目指していると。つまり、この計画をやっても人口の減少は避けられないという前提に立って進められているわけでありますから、これを総合戦略という形で上げて進めて、果たしていいのかなという気も私はしているわけであります。

それで、最初私も疑問なのは、こうした人口減少を防ぐというのなら、根本原因を分析してやったのかなというふうにして色々見たわけですけども、例えば睦沢町の合計特殊出

生率、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したということでありまして、そうしますと、それと女性が一生に何人のお子さんを産むのかということをやってみますと、睦沢町は非常に低いんです。1.24。ところがアンケートですと、理想の子供の数、幾らお子さんがいたほうがいいですかということ、2人以上という方は実に83.7%に達します。平均すると2人という方が多いわけですから、2.08でありますから、つまりほとんど自分の理想と現実が半分になっているという、ここをしっかりとつかまないと、総合戦略を立てるまず基礎が出来ないんじゃないかというふうに思うわけであります。

じゃ、なぜ2人以上の子供さんを産みたいのに産み育てられないのかと、これはアンケートではっきり出ているわけでありまして。働く場の創設、出産、子育てに関する助成制度、保健医療分野のサービス充実、親の介護や健康、これなどが53.8、半分以上、高いわけでありまして、それから、移住されている方、移住をもしするならという方の質問でも、仕事先、仕事の紹介、雇用、就労、仕事の確保、生活コストということを重視されていますから、こうした実際の住民の要望をどう実現していくかということから、例えば人口という視点から見ても、私は計画は作られるべきだというわけでありまして、このところの分析と方向性を私はもっと明確にさせていただきたいなと思っているわけでありまして。

事実、決算委員会で私資料を提出していただきました。町民税に基づく町民の総所得金額、この10年で82%に減少すると。これ大変な減少でありますから、つまり実際の数字と子育てをこれからしていこうという人たちの実感とが一致をしているわけでありまして、こうしたところをまず、ソフト事業ですね、ところに力を入れていくことが人口ビジョンという視点からも非常に重要ではないかということをお私に考えているわけでありまして。

そして、人口対策の最も基本中の基本は自然増対策ということでありまして。少子化が人口減少の最大の問題であります。転入・転出の差にある増減というのは社会増減でありますから、これも大事ですけれども、問題はそこに住んでいる方が子供さんを産み育てるということが実際の人口増につながっていくわけで、出生数と死亡数との差であります。これは戦略でも認めてはいるのですが、この対策がやはり改定をして充実していく必要があるのではないかというわけでありまして。

この間の町の施策は、この総合戦略に基づいてだと思っておりますが、低家賃や住宅建設補助によるいわゆる社会増の施策で効果を上げておりますが、自然増という問題では依然として減少していると。ここに、この計画をより充実させていただきたいという中心があるというふうに考えております。

持続可能な地域にするには、外から人を呼び込むこともありますが、根本は人がそこに住み続けられるかどうかであり、働く場の確保、暮らしていける所得、保育・教育など子育て支援、高齢者福祉など公共サービスの充実、これが持続可能な自治体地域づくりだというふうに考えるわけであります。この点では、民間委託重視、開発優先、住民負担増の流れを、町の置かれている状況を最大限に生かして、福祉、暮らし、子育て、教育重視へ転換すべきだと考えているわけでありますが、こうした基本についてどうお考えかお聞きをするわけであります。

次に、この総合戦略と総合計画との大きな違いでありますけれども、この総合戦略はとにかく人口がこのままでは減っちゃうと、だから何とかしようと、そういう極めて狭い範囲から出発してやっているのであります。この第2次総合計画の段階は、市町村合併に将来をかけるという弱点があったわけで、これは当時も私は指摘したわけですが、弱点はありましたけれども、それでも若干ですが町の特徴、この町がどういう歴史や文化や風土、気候、こういうものを持っているのか、それをどう生かしていくのかという基本的な視点を持って進められたわけでありまして、私はこの原点に立った改善を求めたいと思いますが、お伺いしたいというふうに思います。

次に、むつざわスマートウェルネス拠点創出プロジェクト、これについてどう位置付けているかと、私も注意深く色々読んでみました。結局のところ、むつざわスマートウェルネスタウン拠点創出プロジェクトは、町の活性化のみならず、持続可能なまちづくりの基幹となるプロジェクトとして総合戦略に位置付けるということで、まさにこのスマートウェルネスプランこそが人口の急減を防ぐものだというふうに捉えられかねないものでありまして、一面的ではないかというふうに私は思うわけであります。

色々な住民の方に、集まると聞かれるんです。本当にこれ大丈夫なのかと。あのお風呂どうなったんだと、足湯にするのかと。私なんか知らないような、足湯にするという話だとか何か色々、展望風呂にするんだとか何か色々な話が出て来て、知らなくて答えられないんですよ、私も。本当に大丈夫なのかと、俺は行かぬぞとか、色々な方もいらっしやいまして、行く方もいると思いますけれども、困ります。ということでありまして、私はこうしたところを、余りにも位置付けが高過ぎるのではないかと思うわけですので、お聞きをしたいと思えます。

計画を見ますと、入り込み客数、現在の計算値でトイレや休憩、物見を除きますと13万人、色々な方を入れると15万だそうですけれども、13万人を25万人にすると。倍近いこの集客を

見込む計画でありまして、これも大丈夫かなと思うわけでありまして。温浴施設と産直レストランで5万8,000人見込んでおりますけれども、じゃ、睦沢町だからこそ、その魅力発見、商品開発など、この睦沢のあそこに行きたいというこれがあるのかと、それがいま一つ見えないということもあるわけです。私は全面否定しているわけではありませんよ。もしやるとすれば、こういうところも必要じゃないかということを行っているわけです。

建設費に関して国の補助はありますが、運営に関しての補助がない中で、年間約9,000万円近くを25年負担し続けることになるわけでありまして。先程も私討論でも述べましたけれども、町民の所得が10年間で8割に減っているわけでしょう。どんどん町民税の、このままでいけばこうした事業に関する負担能力が下がって来るわけでありまして。公益事業の負担も考えますと、こうした事業が、暮らし、福祉施策、こういうところの削減につながりかねない。公共料金の負担の引き上げにつながりかねない。福祉保持をするという地方自治法の基本的役割を果たせるのかという点での疑問が残っているということでありまして。

持続可能なまちづくりの基幹となるこの計画としては大き過ぎるのではないかと。そういう位置付けではなくて、規模を縮小して確実にやるのなら進めるべきだと、余りにも私は危険が多過ぎるのではないかと思うわけでありまして。

第5に、地方創生を本当の意味で人口ビジョンとして成功していくためには、やはり大手を始めとした民間に次々事業を委託していくことにかけるのではなくて、地域に根づいた中小企業、農業など地場産業を元気にするということがポイントだと考えております。そして、その地元力を生かすためにも、計算での予測数値だけにとどまらず、住民の総意を生かす、それがどうしても必要だというわけでありまして。この計画をもし成功させるという視点に立っても、さらなる住民の総意と力を引き出すということが必要だと思うわけでありまして。私は、見直すという条件もついているわけでありましてから、今このときこそ町に専門の職員を配置して、住民によるまちづくり委員会を立ち上げて進めるべきだと思うわけでありまして、伺いたいと思います。

それから、総合的な自然エネルギーの活用という問題であります。町長もこの間、私の質問にもお答えいただいておりますが、やはり市原市など他の自治体との共同でもありますけれども、その点もありますが、そういうことの町ではなくて積極的に様々な形態のエネルギー活用の社会、環境型省エネ社会へと力を向ける、そこが、これはこの間の説明の中でも私は質問したわけでありましてけれども、実際に計画は掲げているが、進む段階では非常に弱いのではないかと。それは、5年、10年じゃなくてもっと長い段階で見ても、これからこうい

うエネルギーのあり方は重要だと思うわけでありまして。先程のむつぎわエナジーでしたっけ、あれはそういう意味では非常にいい例だと思うんです。そういうところをさらに充実していくということをもっとこの総合戦略の中でも位置付けて進めていただきたいなと思うわけでありまして。

次に、災害対策について伺います。

津波対策ということで、この間私もやってきました。計算値によりますと、大規模地震が起きた場合に一定の河川の、睦沢地域は氾濫はあるということではありますが、大規模なことではないのではないか、これはわかりませんが、ということではありますが、問題は近年大雨による50年に一度の災害対策として今進めておりますけれども、それを超えた局地的な大雨や洪水が発生をしているということになったわけです。あの時点では、私も聞いて大丈夫だと、50年に一度位のことではないという位の感じで言っていたんですけれども、それが温暖化なんでしょうか、もう突破されて来ているわけです、あちこちで。ですから、この現在の治水対策では万全と言えないというふうに認識をしているわけです。

そこで、災害訓練、高齢者などへの地域連携災害訓練なども行われております。これは非常にいいことだと思います。ただ、地盤の低い地域、堤防決壊などの経験があるわけですから、そういうところへの避難計画や福祉施設などとの連携はどうなっているのかと、この内容についてお聞きしたいと思います。

それから、二つ目として台風による長時間停電への対応と今後の対応についてであります。去る8月22日、23日、台風9号が千葉県を直撃したと。これは非常に珍しい例でありまして、南房総のほうからばたばたと杉の木などを始め倒れていったわけです。それが電線にひっかかって次から次へと停電になっていったというのが実態であります。とても千葉県の担当の部署だけでは足りなくて、近隣の他県からもかなりの要請をしたけれども、見込みすら立たなかったということでもあります。これは、今温暖化が進む中で、もうこういうのは余りないというふうに言い切れないということもございますので、今対策が必要なのではないかと思っただけであります。

問題は、被害があったということと、一体どの位の停電なのかということは町に聞いてもわからないと。東電に電話してもつながらないと。私は東電関係の茂原の事務所に行きましたけれども、電気はついていましたが人っ子一人いないと。一体回復の見込みはどうなるのかということもわからなかったわけでありまして。茂原市では倒木は139箇所あったと。長生郡市延べ2万8,000件停電があったということでもあります。睦沢町も倒木があったとは聞いて

ておりますが、どの程度だったのかということ。

それから、かなりの部分が先程言った倒木による電線が切れるということでもありますから、それを予防出来なかったのかということで、この辺の対応はどうかと。東京電力と協議をして地主にお願いすることも含めて、事前の危険箇所については対応してはどうかということを考えているわけでもあります。

それから、最低限行政と東京電力との連絡を密にして、町民にこの位かかりますよというような周知をしていただきたいと思いますので、お聞きしたいと思います。

それから、子供の貧困化対策であります。

今、子供の貧困化が進んでいると。背景には非正規労働、リストラ、増税・負担増など経済的格差の拡大、貧困化が原因であります。若者自身が教育費の負担の軽減を求めて行動を起こすなど、今こうした貧困化に対して市民自体が立ち上がるという事態も生まれている。それだけ深刻だということでもあります。貧困が世代をまたいで進む事態になっています。私は、国がこうした暮らし破壊を進めている中で、町民、子供たちを守るこそ自治体の大きな役割だと考えております。

以前質問いたしました入学準備金の事前支給、これは準備金なんですから、入学してしまってから助成をするということは趣旨からいっても非常に矛盾するんだと思うので、これは一体どうなっているのかと。

それから、就学援助の拡充。新学期も迫っております、近隣自治体でもこういう見直し検討をしていると聞いております。就学援助の内容自体、文科省の財政支援の項目にさえ達していないわけでありまして、最低この基準まで拡充をし、さらに町独自の充実をすべきと。これは人数の問題ではなくて、福祉保持、充実を掲げる自治体として最低限の仕事ではないかと思うわけでもありますので、お聞きしたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 市原時夫議員の質問にお答えいたします。

私からは、1の睦沢町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略についてと、2の災害対策についてお答えし、3の子供の貧困対策については教育長からお答えをさせていただきます。

最初に、睦沢町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン、総合戦略についてでございますが、1点目の、これまでの総合計画に統合するものと位置付けているが、町の歴史・風土・文

化・産業など総合的な基本視点が必要ではないかについては、地方版総合戦略策定のための手引の中で戦略立案の仕方が示されております。

総合戦略は、人口減少の克服、地方創生を目的としたもので、数値目標や重要業績評価指標、K P Iと言われているものですが、この設定が義務づけられているものに対し、総合計画は各地方自治体の総合的な振興・発展を目的とした計画となっており、数値目標等の義務づけはなかったことなど、両者の目的や含まれる政策の範囲は必ずしも、議員のおっしゃるとおり、同じではありません。したがって、総合戦略は総合計画とは別の性格を持ったものと言えます。ただし、人口減少の克服、地方創生という目的を明確とした中で、総合戦略と総合計画を一つのものとして策定することは可能としております。

もともと地方自治体では総合計画を策定しており、ローリングプランで、前期、後期と5か年計画を立て、作りかえを行って参りましたが、総合計画の施策を取り込みつつ、これに新たな施策を盛り込み町の総合戦略としたものでございます。

また、2点目の、むつざわスマートウェルネスタウン拠点創出プロジェクトを重点と位置付けているが、自治体の基本である福祉の充実の姿勢が弱いのではないかについても同様に、総合計画の内容を踏襲し町を支える施策を総合的に展開するとして、政策分野5を追加しております。その中の主要施策3において、地域を支えあう健康福祉のまちづくりとして、要支援者への生活支援体制の充実や、高齢者への生活支援の充実、障害者への生活支援の充実を始め、様々な福祉への施策を取り込むとともに、実践もしておりますので、決して福祉に対する姿勢が弱いとは考えておらず、また選択と集中論が福祉、教育にとってマイナスとも考えておりません。

そして、重点プロジェクトであるむつざわスマートウェルネスタウン拠点創出プロジェクトは、単なるハード事業にとどまらず、道の駅での農業生産者等との連携や特産品の研究開発、先進予防型のまちづくり、定住促進、雇用による働く場の創出、さらには新たな防災拠点としての機能を備えたものとしたしまして、産業や健康福祉、定住いわゆる人口の社会増だけでなく、子育て支援等による人口の自然増も視野に入れた町の発展に必要な様々な分野との連携、庁内組織で申しますと各課をまたがった施策を展開出来る多機能拠点になると確信をしておるところでございます。

3点目の、住民参加で見直すべきではないかについてでございますが、1点目の町の歴史、風土、文化、産業など総合的な基本視点と併せ、各種施策の見直しについては、総合戦略でもその運用と改定の考え方としたしまして、施策効果の検証、改善の中で施策の検証・評価

に当たっては、庁内及び外部有識者等を含めた検証機関として、睦沢町まち・ひと・しごと創生審議会において、今後の課題を明らかにするとともに、施策の推進のための有効な対策を導き出し、これらの一連の検証・評価結果を踏まえ、必要に応じまして個別の施策見直しや戦略の改定を行うこととしております。

また、改定の考え方は、計画期間が終了する平成31年度末をめどに行うとしておりますが、計画期間内であっても施策の検証・評価結果や社会経済情勢などを踏まえ、必要に応じて対応していくものとしておりますので、施策の改定等については本審議会での検討を行って参ります。

改めての住民参加によるワークショップは考えておりませんが、住民の日ごろからのご意見や地区懇談会での意見、また現在行っている農業塾や各地域でのワークショップ、スポーツに関するワークショップなどのご意見を受けた中で反映をしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、エネルギー政策につきましては、重点道の駅を実施する中での実験事業を踏まえながら前に進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、2番目の災害対策についてでございますが、1点目の、津波だけでなく大雨による浸水危険地域の避難計画はどうなっているかについてでございますが、本町の災害時の住民避難は、地域防災計画に判断基準を設け、大雨や台風の災害の際には避難勧告、避難指示を行っているところでございます。

本年度においては、8月18日に時間40ミリを超える大雨が降り、台風7号、9号、16号及び9月22日の大雨では時間雨量が30ミリを超えた時間帯もあり、倒木や土砂崩落などにより通行どめ等が発生いたしました。床上、床下の浸水被害はありませんでした。

しかしながら、本町では平成8年の台風17号の浸水被害などの経験から、浸水危険地域等の状況を防災ハザードマップでお知らせし、自主的に避難をする方には、農村環境改善センターを開放するなど、計画的に設けられた基準にとらわれることなく柔軟に、また早目早目の対応をしているところでございます。

今後も、気象情報や水防テレメータなどのデータをもとに、水位上昇が予測される場合などの際には、町といたしましては空振りを恐れず、避難勧告や避難指示を行うとともに、特に夜間の避難につきましては、川への転落等2次災害のおそれがあることから、明るいうちから避難を呼びかけるなど、状況に合わせ早目の対応を行って参りたいと存じております。

また、近年では、局地的に豪雨が発生し屋外への避難が困難な場合、屋内での垂直避難や、

土砂災害の危険性がある場合は、崖から一番遠い部屋に避難するなどの避難方法も多様化しておりますので、これらについても有効と考えられる方法については広く周知をして参りたいと思っております。

次に、2点目の、台風による長時間停電への対応と今後の対策についてでございますが、本年8月22日の台風9号により、長いところでは丸一日停電状態が続いた地区もあり、最大で600世帯が停電となりました。本町においては、東日本大震災による計画停電以来の大きい停電だったこともあり、復旧の見込みについて多くの問い合わせが役場に寄せられました。

町といたしましても、東京電力に再三問い合わせするも、同時に広域的な停電が起こったため、東京電力も対応に追われ、復旧の見込みについては明確にされず、長時間にわたり多くの方に不便をおかけすることとなった次第でございます。

町内の多くの地区では、停電が夜間まで続くことが予想されたことから、農村環境改善センターを開放し、停電により不安な場合は利用出来るようにいたしました。実際、避難された方は1世帯で1時間程度、そのほか、介護食を作るために使用された方が1世帯ございました。

また、在宅で電子医療機器等を使用している方からの問い合わせはありませんでしたが、今後、人工呼吸器など生命維持にかかわる電子機器を使用する方には、東日本大震災の計画停電同様、防災無線等で呼びかけるとともに、保健所と連携し個別に支援して参りたいと考えます。

なお、東京電力に対しましては、町よりホットラインの対応についてより細かな情報の提供をお願いするとともに、長生郡町村会からも対応への改善を要望したところでございます。こちらについては質問いただいた市原議員と全く同感でございまして、こういう対応を郡町村会としてもしたところでございます。

また、大雨による竹木の倒壊等が原因で停電となる場合の対応でございますが、原則といたしまして竹木等の所有者による撤去が基本となりますが、実際は電線等に支障を来した竹木の撤去については、東電が対応をしているところでございます。また、道路等への影響が出た場合には町で撤去しているような状況でございます。

道路区域外の土地からの落石、土砂崩壊、樹木の倒壊等については、第三者が道路上で損害を受けた場合の道路管理者の責任において、これまでかなりの数の判例が出ておりますが、一部の事例を除きまして、そのほとんどについては道路管理瑕疵が認容されておりますので、町は道路管理者として災害時の道路への土砂流出や竹木の倒壊等について、出来るだけ早く

安全を確保出来るよう対処しているものであります。

なお、民法第233条では、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときには、その所有者にその枝を切除させることが出来るとしており、竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることが出来るとしております。

また、同法第717条には、土地の工作物の設置、保存に瑕疵があることによって損害を生じたときは、所有者はその損害を賠償する責任を負うとなっており、竹木についても準用することとなっております。

そして、道路には道路法第30条及び道路構造令第12条によりまして、道路上の安全な通行を確保するため、車道の上空は4.5メートル、歩道の上空は2.5メートルの範囲に障害となるものを置いてはならないという建築限界が定められておることから、通行者の安全と事故防止のため、建築限界を一つの目安として、所有者の責任において剪定、伐採等、適切な管理を、広報等を通じましてお願いをしているところでございます。

続いて、子供の貧困対策については教育長からお答えをしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 市原時夫議員の質問にお答えいたします。

3の子供の貧困対策について、子供の貧困化が進んでいる、現状をどう考えるのか、入学準備金の入学前支給、就学援助の充実についてでございますけれども、就学援助制度につきましては、睦沢町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、就学援助費として、学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学学用品費、学校給食費、修学旅行費等の支給をしてございます。

貧困化の対策ということでは、平成25年8月からの生活扶助基準引き下げについての対応策といたしまして、平成26年度から本町においては準要保護児童生徒援助費認定要件を、生活保護基準の1.3倍を1.5倍未満までとし、就学援助の拡充として対応をまいったところでございます。

議員からのご質問のとおり、本町の準要保護世帯もわずかですが増加傾向にあり、子供たちの貧困化は否めない状況であると考えられますことから、入学準備金の入学前支給につきましては、前向きに検討して参りたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） すみません、通告出していたんだけど質問がね。字がつながってていて。

地震などの緊急車両の道路確保と家屋耐震診断、そして耐震化についてであります。

これは、家屋の倒壊がこの睦沢町にとっては地震の影響で被害が及ぶ、一番最も危険性の高いのはこの家屋の倒壊だという結果が出ているわけでありまして、本当に地震が多い事態で、だんだん私の考えですと北のほうから南のほうに地殻が動いているんじゃないかと、わかりませんよ、科学者じゃないから。そういうものも感じているわけでありまして、一つには緊急車両が通れない事態で火災などの対応が出来ない、それからけがをされた方を対応出来ないという問題もあって、その辺の対応はどうされているのかと。

指定道路にかかわらず、危ないところはちゃんと調査をしておいてやるべきじゃないかなというふうに思うので、この点を1点お聞きしたいというふうに思うんです。

それと、やはり言ったように、根本は耐震診断と耐震化を促進して、家屋が倒れないと、倒れることによって火災などで災害を広げないということが大事なんです。しかし、これは大変お金のかかる問題でありまして、これまでも私質問して大変なんです、この辺は県の段階でも出してもら、国の段階でも出してもらということ、これはもう目に見えているわけですよ。大地震が来たらどうなるかということ。でありますから、この辺の対応を是非進めていただきたいというふうに思うのが、ちょっとこれは抜けたので質問しておきたいと思います。

それで、最初の総合戦略であります、総合戦略と総合計画は別物だと。別物だと言ったから、私はこれは問題だと思ったんですよ。別物だという。別物でこの戦略に統合しますということになって統合されるべきこの総合戦略というのが、私から言わせれば最初の出発点から一面的じゃないかなというふうに感じたわけです。だから、その統合していくということであれば、この睦沢町の特徴はどうかということをしつかりまず位置付けると。その中で、人口減がこういうふうになっていくという中を入れてやれば、この総合戦略も総合計画の持つ文字どおり総合性を持った計画になるんじゃないかと、そこをやっぱりやって欲しいなと思ったのでお聞きをしたわけでありまして。

それから、確かに個々の子育て支援なんかの問題では書いてありますよ。だけど、そこを、自然増をどうするかということ、そこを大きく位置付けないと、スマートウェルネス総合ビジョン、住宅を安い金額でお貸ししますとか、道の駅を増やしますと、そこを拠点にしま

す、お風呂で何千歩だか歩いてください、車で来てお風呂に入ってやってくださいというそのことで、じゃ、全体的にその人口を増やすことが出来るのかと、そういう、やっぱりそこは部分として位置付けるのはいいんだけど、大きな今の経済情勢や住民の子育てをされる方、それから睦沢町にでも移住して来ようという方々、そういう人に向けた自然増をどう図るかという、せっかく書いているんですから、自然増が基本だと。そこを中心に置いて欲しいんですよ。その中で、この人口ビジョンの中での計画を位置付けるというふうに私はすべきだと。あくまでも自然増という視点を重視すべきだということなんです。

それと、福祉、暮らし、決してそういうことはありませんよ、個々の問題では色々取り上げていますよ、確かに。だけど、じゃ、財政が大変だから民間にお任せしてという流れで果たしていいのかなというふうに思うわけでありまして、睦沢の持つ、例えば町長も認める資料館とか、それから、私なんかずっと言っているんですけども、図書館なんかは子供図書に特質を出すような子育て支援の町というような出し方をするとか、そういうことをやったほうがいい。睦沢町のいいところの写真を募集していましたよね。それは自然とか景観の点ではいいですよ。それはいいと思います。それだけじゃなくて、内的なソフト事業の点での事実をきちっとこの中に含めて欲しい。どうもそういう、ハードで緻密なんですよ、緻密なんだけど、何かいまいち信条というか、みんなと一緒にやるぞというその思いが計画にどうもないというふうに思うので、そこは是非検討していただきたいということです。

それで町長、商品開発で進めていますと言うんだけど、これだというのが見つかったんですか。もう2年位やっているんだけど。これでよし、この商品で13万人だったのがあと十数万人どっと来るぞというような、それがあるとかということも思っていますので、それもお聞きをしたいというふうに思います。

やっぱり、町長はやらないと言っているんだけど、私はまちづくり委員会で、それは色々な意見が出ると思いますよ。だけど、住民の積極性というのが大事だと思うんです。

何箇所かこうした計画を作るときに私視察したことがあるんですよ。前にも言ったかと思いますが、町が作って、人口がこの位になるでしょうと出して、最大限町が人口の見通しを出したやつを、そうした委員会の住民に出したら何て言ったと思いますか。こんな消極的な計画でいいのかと言ったんですよ。俺だったらこうやるから、もっと人口が増えるというような形を出したらどうだと。やっぱり私は、睦沢の住民というのはそういう積極性を持っていると思います。アンケートを見ても、積極的に参加したいという方が多いわけで、そういう住民の力を生かす、それから経験を生かす、能力を生かすということで行

ことが大事だと。

福祉の部分では、部分的に私はそういうのが成功しつつあると。松戸へちょっと行った経験も含めて言うと、睦沢がすぐれているところもいっぱいあったというふうに思いますので、そうした視点を是非計画の中で取り込んでいただきたいと思うんです。

一例を挙げますと、宮崎県に西米良村というのがあって、1994年に、2014年になつたら748人になると予測されたんですが、現在1,212人ということで全く狂いました。睦沢もそうですけれども、政策をやると、予想崩れていますよね、今も。そういうことですから、小さな町だからこそある強みがあるわけで、この人は何と言っているかと。黒木村長さんは、人口目標を掲げてやってきたわけではなく、村民の幸福度を上げることを一番の目標にした結果でありますというふうに言っています。それでホームページを見ました。実に温かい感じのホームページで、カットを使って、やっぱり何というか、行きたいなとかいうような感じなんです。やっぱりそういう心意気が出ておりました。

ですから、目標を作って数値目標を掲げてやる、それは結構でございますが、それを支えるこの意欲というか、そういうものを含めた文化、伝統、それから人の心、こういうものを位置付けてやるべきではないかと思うのでお聞きをしたいというふうに思います。

それから、災害の問題はさっき言いましたけれども、それと周知徹底の問題では、これはいつ一体解消するのかという、わからないと一番不安になるんですよ。

実は、私は東京電力と交渉を行いました。その中で言ったんですが、何時何分ごろ回復出来ますというのは言えません。ばたばたと倒れていっているわけですから。それで停電になっていると。じゃ、例えば、数十分なのか、数時間なのか、1日かかるのか、2日位かかるのかと一定の大きな基準みたいなものを考えて、そういうことで広報などを通じて住民に知らせると、大体の目安を。そうすれば、先程言った色々な、例えば冷蔵庫の問題だとか色々な問題について対応出来るんじゃないかということで提案をしたんです、私。そうしたら東電のほうも、確かにそういうこともあるし、それも考えているということなので、ただ、ただいまやっております、お待ちくださいじゃなくて、この一定の目安的なものを是非東電と相談していただいて、ホットラインが今まではあったんでしょう。あったんだけど機能しないんだから、それはホットラインと言わないわけですよ。それはコールラインですよ。ということなので、本当のホットラインにしてください。それで住民周知をしていただきたいというふうに思いますので、是非その点をお願いしたいと思います。

子供の貧困対策については是非この4月、就学の時期でもありますので、これは要望とし

て努力をしていただきたいと思います。

2回目を終わります。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、2回目の市原議員のご質問にお答えしたいと思います。

事前質問ではあったんですが、すみません。先程なかったものですから、余分なことを言
って怒られてはいけないなと思ひましてあえてしませんでした。お答えしたいと思います。

地震などによります家屋倒壊を防ぐ耐震診断・耐震化についてで、緊急車両の道路確保も
含めて推進すべきではについてでございますけれども、本町において災害時の緊急輸送道路
に指定されているのは、主要地方道茂原夷隅線となっております。

緊急輸送道路とは、震災時に避難や救急・消火活動、緊急物資輸送の大動脈となる幹線道
路のことで、議員おっしゃられるように、震災の被害を最小化し、早期復旧を図るためには
緊急輸送道路沿道の耐震化を進め、建物の倒壊による道路閉塞を防止することがとりわけ重
要となっております。

本町の緊急輸送道路は、寺崎地先北川橋から岩井地先のいすみ市境までの県道で、その沿
道で地震により倒壊し道路閉塞を引き起こすおそれのある建物は、これまでは建築物の高さ
と道路との距離により判定いたしますが、例を挙げますと、建物が道路にびたりと接してい
る場合で高さ6メートル以上のものが対象となります。平成25年の調査では対象物件は8棟
ございましたが、全て新耐震基準の建物であったことから、該当する物件はありませんでし
た。

また、当該緊急輸送道路と併せて地震発生時に通行を確保すべき道路として、県道大多喜
一宮線も調査しておりますが、当該路線についても該当する建築物等はございませんでした。

また、一般住宅の耐震診断・耐震化については、広報等で耐震診断・耐震化の補助金の活
用を推進しているところでございますが、国の補助制度により耐震診断の結果やそれに基づ
く図面の提出など手続きが煩雑なことから、なかなか申請が上がって来ないのが実情でござい
ます。

なお、同じ国の補助金でも手続きが比較的容易な住宅リフォーム補助金での耐震化が可能で
ございますので、本補助金を活用していただけるようPRをして参りたいと思っております。

なお、先程の議員のお話にもありましたが、主要な道路の周りの耐震化を意図したもので
はありませんが、議員もご承知のとおり、上市場の県道の改修に伴いまして、県道に切迫し
ていた建物を取り壊すなり移築をして歩道が作られ、県道が非常に今度は安心して交通出来

る状態になるんじゃないかということで、結果的にはそういう形も見えて来ているのではないかなというふうに考えております。そのようなことで、ある意味では一石二鳥、三鳥になったのかなと。

今、この上市場地区につきましては地元区長さんあるいは地元選出議員さんとも色々協議しておりますが、片側のみに限らず、また反対側も西側についても今度は歩道3メートルということで、今県にも要望しております。そういうようなことがまた進むことによりまして、より一層安全の確保が進めていかれるのかなというふうに感じておるところでございます。

また、議員からのご支援も続けてお願いをしたいなというところでございます。

それから、総合戦略でございますけれども、これにつきましてはこの位置付けを要は最後では触れているけれども、自然増を全面的に明確にすべきではないかということでございます。これについては、先程も申し上げましたように、計画期間内でありましても施策の検証、評価結果や社会経済情勢の変化などを踏まえまして、必要に応じて、審議会等でございますから、これも議員からは住民参加によるということでございますが、先程も申し上げましたように、色々な形で住民参加をする分野を最近においては設けております。そういう中の意見も十分取り入れて、これに反映して本審議会での検討を経て、要は計画に、議員がおっしゃるように、温かみを感じられていないというのが本音ではないかなというふうに思います。そういうご指摘も十分に捉まえまして、計画変更については行って参りたいというふうに思いますので、またご指導いただければというふうに思います。

以上、私のほうからの答弁とさせていただきます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 見込み客の中での、先程ちょっとすみません、この町だからという魅力商品というのは今のところは候補的にもあるんですか、幾つか。私が出た専門家の方ですと、例えば梅なんかは色々な種類を一つじゃなくて種類にすることによって販売するとか色々あったわけですけども、道の駅ですからやっぱり地元の特産なりそういうものがメインになるわけで、ほかから色々入れて来て、それで人が集まったらいいのかということとはちょっと違うと思うんです。やっぱり地域経済のかなめになるということが一つでありますから。そういう点でこの商品については、一定の見通しなりめどがあるのかなということをお聞きしておきたいのであります。

それから、エネルギーの問題では、やっぱりひと・まちじゃなくて私は木質エネルギーはまだまだ可能性としてある問題だし、総合的な環境にかかわるものだと考えておりますから、

他の自治体、町じゃなくて色々検討されてはいかがかなというふうに思いますので、お聞きをしたいと思います。

それと、この前神崎に行きましたよね。あそこは非常にやる気があるなど、びっくりしたのは県内で最少人口ということをプラスにしているんですね、あそこ。びっくりしました。それで全く人通りのない町を、1枚写真を出して、もう一枚は何かイベントがあってあふれる町にしてって、裏話を聞いたら一人も歩かないという瞬間が難しかったみたい。なかなかPRが上手だなという、そういう逆転の発想で進めているということと、やっぱりここならではのものがあるわけです。発酵食品、お酒もそうですけれども。そういうところをアピールするという強みが、この辺が違うんです、睦沢町と。

それから、一気に大規模にやるんじゃないで、一定、必ず成功するめどをやって、それで今度増やす、増設をするということですから、そうしたやり方。それから、職員の方の特徴を生かすという、あれもなかなか今までの職員像の枠を超えたアピールの仕方も考えているわけでありまして、こうしたところも参考にすべきだというふうに思うわけでありまして。

大きな流れで私は問題があると思いますが、こうした点もよく検討しながらやるべきではないかなというふうに思うわけでありまして。

松戸市の総合スポーツ施設で思ったのは、色々違いはあると思いますが、やっぱり最終的には地元の方の創意工夫が大きかったですよね。そういうこともありますから、この点で見直されてはどうかというふうに思うのでございます。

それから、災害対策の問題では福祉施設もありますよね。福祉施設で事故があったと大問題になりました。いざとなったら、現在でその時間帯で働いている職員の方で間に合うのかとか、今おっしゃったように、避難は外に行けばいいのか、それとも2階なり3階に行けばいいのかとか、そういうところはその福祉施設の責任ということだけじゃなくて、町としてこういう形で援助出来るというようなところまで私は言って詰めておかないと、何と云ってご不自由な方が多いわけですから、一般の我々みたいにさあ逃げてくださいというふうにはいかないわけで、ここは特別重視をすべきだと思うので、この辺の考え方がどうなのかなというふうに思うので、その点をお聞きをしたいと思います。

耐震化の問題でも、リフォーム制度を充実していくということでお話もあったので、その辺の活用も含めて是非それはやっていただきたいというふうに思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） すみません、2回目に聞かれたのを私のほうで答弁漏れてしまいました。

て申し訳ありませんでした。

商品開発ということでございますが、これにつきましてはまず第1点目は、米ジュレですか、要はお米を使った商品開発ということで、今現在結構マスコミにテレビだとか新聞だとかあるいは週刊誌、または「現代農業」というところに取り上げられていまして、これから徐々に浸透していくなど。これについては何がいいかといいますと、睦沢産のお米で出来るという点にあると思います。

また、商工会においても、従来から開発しています商品をまたグレードアップする、あるいはまた新たに地元でとれた果物を乾燥させてそれを商品化するという事で今進めております。こういったものが、重点道の駅あるいはそれになるそれ以前からどんどんまた道の駅のほうに並んで来るのかなと。

また、これとは別に、今のところこれだということとは言えませんが、またもう一つ隠し玉を少し持ちたいなということで、これについては特に遊休農地だとかそういうところに栽培をしながら、それを使った商品開発が出来ていったらいいのかなと。これについては、今その栽培について、余り日本ではまだ数が少ないんですが、その協会が日本にございます。この協会とタイアップした中で新しい商品の開発もこれからまた新規にしていきたいなという考えでおります。まだこれについては全くスタートしておりませんので、これだという言い方は出来ませんが、いつも町長は色々なことを始めてはすぐやめてしまったりとか色々なことがあると言いますが、私は挑戦することが新しい出発になると、最初に議員からもおっしゃられましたが、積極的に取り組むことがやはり必要だと、そういうふうに考えますので、やはり前に進んでいって、いいものはどんどんやる、いけないものは改良していくという形にとってやっていきたいなというふうに思っております。

木質エネルギーでございますが、これは実は私も藻谷浩介さんの講演を聞いて、是非この睦沢町でも活用出来ないかというふうに当初思った人間でございます。ちょっとこれについては具体的なお話をしますと、市原市でバイオマスタウン構想がございました。可能性のある取り組みを全て記載してあるので、実現性は極めて低いというようなことになっておりますが、これはなぜかといいますと、民主党政権において実施された事業仕分け、これにおいて本構想におけるバイオマス関連事業の予算がなくなってしまったということから、最初から利益が出るという範疇になかったものですから、そういったようなことから今現在では事業が進捗していない一番の理由ではないのかなというふうに考えております。

そのようなことで、前にもお話をいたしました、市原市のほうからのアクションがない

ということから、逆に質問をさせてもらいましたところ、今言ったような関連がございまして今のところはまだ先に進んでいないということでございます。

また、間伐材の利活用を県として連携して検討したものの、搬出や処理、加工面において結果的に今時点では実現性が低いと判断されたため、本町においてもその先に進んでいないということでございます。しかしながら、これが悪いというものではなくて、従来からの日本の建築はその土地に合った材木を切り出して家にすると、そうしたらその後また植林をします。そうすることによって、また40年後、50年後あるいは100年後にそこで育った木を使って新たな家が出来るということで、非常に温かみのある地域になる。これは決して都会では出来ないことだと。議員おっしゃるように、田舎だからこそ出来るメリットであるというふうに感じます。出来ればそういうメリットを実感出来るような施策も、これからまた検討しながら取り入れていきたいなと思いますので、またご指導いただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

停電の関係については、それこそ議員がおっしゃるとおり、私のほうでも全く同じ考えを持っておりまして、何とか早く、連絡は出来るんですが、議員おっしゃるとおり、うちのほうでもやたらなことは言えませんという一点張りで、それでは困ると、住民がやっぱり大まかなめどだけでも出せるような方向を検討してくれという申し出を、先程も申しあげましたように、郡町村会等でしておりますので、そこら辺の回答を待ちたい。また、ないようであれば再度促してみたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これで12番、市原時夫議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 原 邦 雄 君

○議長（市原重光君） 次に、3番、伊原邦雄議員の一般質問を行います。

伊原邦雄議員。

○3番（伊原邦雄君） では、質問させていただきます。

通告によりまして、まず第1点目、道路の改良工事。具体的には小滝地区で今始まっていますが、県道になります改良工事の進捗状況についてお尋ねしたいと思います。

また、今後の計画、見通しはどのような状況でしょうか。これまでの状況を見ますと、1工程とても短い区間の計画であるように思われます。この位の区間ほどですと、完成まであと何年かかるのでしょうかという、このことは地域住民の声として多く聞かれるところで

ございます。また、10月でしたか、過日痛ましい死亡事故がこの地域で発生しております。この事故も歩道が整備されておれば、あるいは防げたかもしれません。一日も早く工事が完成することを希望するものであります。

2点目といたしまして、小学校の再編に当たり、伝統はどうかということについて質問をいたします。

小学校にはそれぞれ長い間培ってきた様々な伝統があると思います。その中でも今回私が申し上げるのは、土睦小学校で長い間歌い継がれて参りました「貴老会の歌」というのがあります。この歌は残されるのでしょうか。まだ再編には間がありますけれども、これは質問というよりも、残していただきたいと願うのであります。この歌は、私自身も小学校のころ歌っていたことを記憶しております。ただ、この歌は惜しむらくは小学生では意味が理解出来ない部分もあることも事実です。もし残していただけるのであれば、子供たちが理解出来るようよく説明し教えていただきたいと思います。この歌の意味するところを十分理解して歌うならば素晴らしい心の教育の一環として引き継がれるものと考えます。

以上、2点質問いたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、伊原邦雄議員の質問にお答えをいたします。

私からは、1の道路改良工事についてをお答えし、2の小学校再編の際の伝統の引き継ぎについては、教育長からお答えをさせていただきます。

道路改良工事についてでございますが、小滝地区の県道の改良工事の進捗状況はどのようになっているのか、今後の計画はどのような状況かについて。

議員おっしゃる小滝地先の県道茂原夷隅線は、町道下之郷野中線と交差する小滝交差点付近から上市場方面に向かって緩いカーブになっており、視距の確保が十分に保たれていないことから、千葉県では歩行者や車両にとって安全な通行の確保を図るため、平成22年度より交通安全対策事業として道路線形の見直し改良320メートル、道路西側に歩道の設置180メートルを計画しております。

平成27年度末の進捗状況は、70メートル区間の歩道が完成しており、用地買収、物件補償については、対象者6名のうち2名の方と契約が成立しておりますが、残りの方については、県単事業であることから、予算上の都合や相続手続に時間を要していることなどがあり、進んでいない状況でございます。今年度、28年度は用地買収、物件補償について、地権者1名分ではございますが、予算が確保されております。

平成31年度までに工事の完了を見込んでいたというふうに伺っております。

また、当該事業区間の区域からは外れますが、同路線において過日死亡事故が発生をいたしましたところでございます。議員おっしゃるとおりでございますが、事故の原因は運転者の前方不注意と聞いておりますが、千葉県では今後の安全対策といたしまして、運転者に注意喚起を促すための路面標示及び路肩に視線誘導標を設置する予定で、警察との協議も調ったということでございます。

町といたしましては、町民等が安心・安全に通行出来ますように、事業の早期完成に向けて、関係機関に働きかけていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2の小学校再編の際の伝統の引き継ぎについては、教育長からお答え申し上げます。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 伊原邦雄議員の質問にお答えいたします。

2の小学校再編の際の伝統の引き継ぎについてでございます。

土睦小学校で長い間受け継がれてきた「貴老会の歌」は引き継がれるのか、残していただきたいというご要望を含めてでございますけれども、土睦小学校の運動会で歌われております「貴老会の歌」は、大正11年、当時の石橋嘉平治校長先生が作り、94年間歌い継がれているものでございます。土睦小学校の卒業生にとっては、思い出深い歌であると思っております。

今年の運動会でも高齢者を招待し、永年の功績と労苦に感謝をし、全校児童で力強く合唱いたしました。今年についても、学級担任が意味、詞の説明をしたり、また子供たち自身が図書室で意味について調べる状況もあったというふうに伺っております。

伝統ある行事は、土睦小学校に限らず、瑞沢小学校にも残しておきたい素晴らしいものがたくさんございます。小学校再編に当たり、現在再編準備協議会における各部会で協議が行われており、個別の内容については現段階では結論づけるものではございませんけれども、最終的には新しい睦沢小学校の校長が判断することであります。しかし、土睦小学校と瑞沢小学校のよき伝統が新しい睦沢小学校に継承され、新しい時代にふさわしい新たな学校文化の形成に一步踏み出せますことを願っておるところでございます。よろしくご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 伊原邦雄議員。

○3番（伊原邦雄君） 道路については県道ということで、町と直接の管理外ではあるかもし

れませんが、どうか県への働きかけ、いま一度要望、強力をお願いしたいところでございます。私自身もよくこの道路は使いますが、歩行者等にとって非常に危険な場所ではないかと感じているところであります。より早期に完了することをお願いいたします。

また、県道は町の大動脈とも言えるべき幹線道路であります。この地区のみならず、町全体の道路を見守っていただければと思います。

それから、「貴老会の歌」の件でございますが、この歌の言わんとするところは、大げさかもしれませんが、私たち日本人が今忘れつつあることではないかなという感じもいたします。歌を残すというよりも、その教えを伝統としていただければと思うところであります。昔の歌といった感じもないわけではありませんが、多くの人たちが気にかけています。同窓会で時折歌う人たちもいることも確かです。何しろ私たちのころは校歌がありません。学校で覚えるのは、君が代とこの「貴老会の歌」でした。思い入れもございますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 県道の道路改良工事についてでございますが、それこそ議員おっしゃられるように、町の事業ではありませんが、実は国・県に道路の要望に行った際に最終的に言われるのは、財務大臣等にも直接言われるのが、用地交渉が一番なんだよ、これは地元の協力なくしては出来ないんだよ、我々は地元の協力がつけば予算をつけるよということも言われております。まさしくそのとおりだと思います。今現在の上市場の県道改修についても、県の予測よりもずっと早く進捗しているというふうに感じます。これはやはり地元の用地交渉に対する協力度合い、また町もそれにどれだけ関与するかというものにかかっているというふうに考えております。

そのようなことで、町職員も、県の事業だからということではなくて、用地交渉に県と一緒にやっていきたいと、その結果が、用地が買えたんだったら当然工事費つけるでしょうという要望につながっていきますので、そのような考え方の中で、また地元のご協力もいただきながら進めて参りたいと思いますので、またご支援よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 私のほうからお答えいたします。

貴老会の歌の意味ですけれども、今現在の道徳の中では同じような意味が残されておまして、今指導しているところでございます。例えば父母への敬愛、兄弟への思い、その辺が

道徳内容、昔徳目の中にございまして、現在もその教育は行っております。また、これから新しく特別教科道徳ということで、新たな道徳に続けられますので、その中でも充実した道徳教育をしていきたいと思っております。ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 伊原邦雄議員。

○3番（伊原邦雄君） 県道に関しましては、町長おっしゃるように、これからもよろしくお願いたしたいと思っております。

伝統の件でございますが、貴老会の歌にかかわらず、よき伝統はこれからも残していただけるようお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（市原重光君） これで3番、伊原邦雄議員の一般質問を終わります。

◇ 久 我 眞 澄 君

○議長（市原重光君） 次に、2番、久我眞澄議員の一般質問を行います。

久我眞澄議員。

○2番（久我眞澄君） 2番、久我眞澄です。通告に従い一般質問を行います。

まずは一般質問の前置きでございますが、現在人口減少、地域活力衰退の対応は多くの市町村にとって重要な課題となっております。本町においては豊かな自然があっても、豊かな資金、財力があるとは言えない状況において、強い意志、実行力、行政手腕によりスマートウェルネスタウン構想の実現を重点施策として進めています。そこでは、本構想の実現に際する資金調達手段について大変な工夫と努力がなされていると認識しているところでございます。ここでは、この工夫と努力の影と申しますか、その反動と申しますか、資金調達手段に重きを置く余りと申しますか、そこで疑問点や確認しておきたい事項が出て来ております。今回はそのことについて一般質問するものです。

特に、本構想の道の駅ゾーンについては、雇用の創出、地域活性化に資するものと理解しておりますが、住宅ゾーンについては新たなまちづくりの拠点とのコンセプトで整備されていることに違和感があります。このコンセプトに対しては、今後数十年にわたり陸沢町の骨格に大きな影響を及ぼす重要事案と考えております。

については、今回平成28年3月に作成された地域住宅計画の記載内容を参考に質問を進めたいと思っております。

それでは、通告に記したものの、多少長い文章になっておりますが、一通り読み上げて質問

といたします。

まず、地域住宅計画について。

1、本計画書の冒頭で、これまで人口減少の歯どめをかけるための公的住宅政策を町で行ってきた。今後は、道の駅整備と公的賃貸住宅等の整備を一体を進めるとのことですが、一体整備とする利点は具体的にどのようなものか伺いたいと思います。

2番目に、賃貸住宅とする理由、必然性はどのようなものか伺いたい。

2番目に、課題として施設が集約したコンパクトなまちづくりと地域交通の連携を融合したコンパクトシティ・プラス・ネットワークを構築し、誰もが安定して暮らせる居住空間の整備が必要であるとしていますけれども、この中で、コンパクトなまちづくりと、新たな拠点づくり、これは相反するものではないでしょうか。

そして、地域交通の連携とは具体的にどのようなものになるでしょうか。

また、誰もが安定して暮らせる居住空間の整備として、具体的にどのような方々の居住空間のことになるのか。

そして、安定して暮らせるようになる理由はどのようなものか、その辺をお伺いしたいと思います。

3番目に、計画の目標と結果の評価指標として、町内への転入者数を取り上げ、平成27年度から平成31年度5年間の合計目標を1,100人としています。このうち公的住宅整備による効果は何人程度と見込んでいるのでしょうか。

同じく平成31年度から平成35年度の見込みについてもお伺いします。

一方、平成31年度以降も公的住宅建設の検討予定はあるのかどうかということについてお伺いします。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、久我眞澄議員の質問にお答えをさせていただきます。

地域住宅計画につきましては、本年度から造成工事を実施しているむつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業の実施に当たり、出来る限り町の財政負担を軽減させることが重要であるという観点から、各種補助事業の活用を図っているところでございます。

6月の一般質問でもお答えをいたしました。本事業におきましては、内閣府所管の地方創生加速化交付金、国土交通省所管の重点道の駅整備計画、睦沢町地域住宅計画に基づき交付されます社会資本整備総合交付金、農林水産省所管の睦沢地区活性化計画に基づく農山漁

村振興整備交付金の活用をしております。

本計画書は、この中の睦沢町地域住宅計画に基づき交付される社会資本整備総合交付金にかかるもので、社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき交付申請を行う際には、本計画書を添付し申請を行わなければなりません。

多くの補助事業の採択におきましては、本計画書のような資料の添付が必要となっており、決まった形の中で補助金を受けるため国の様式、指導によりまして定型的に作成した資料でございます。

それでは、順にお答えをさせていただきます。

まず、1点目といたしまして、本計画書の冒頭で、これまで人口減少の歯どめをかけるため公的住宅政策を町では行ってきた。今後は、道の駅整備と公的賃貸住宅等の整備を一体で進めるとのことだが、(ア)の一体整備とする利点は具体的にどのようなものかについては、上位計画でございます27年度策定の総合戦略には、政策分野を超えた横断的な視点のもと、連携して取り組むことでより効率的・効果的な事業展開が図れるものを重点プロジェクトとしており、その中で道の駅整備と住宅整備の一体化を打ち出しております。

また、睦沢町第2次総合計画におきましても、基本構想の土地利用の基本方針の中で、上之郷交差点周辺をにぎわいの商業拠点ゾーンと位置付け、本町の顔となるよう商業施設機能や業務機能等の充実、集積を進め、住む人も訪れる人もにぎわいの感じられる良好な市街地、商業環境の創出、誘導に努めるとしておるところでございます。また、その周辺はうるおい市街地住宅ゾーンと位置付けまして、道路の整備や公園などの面的基盤の整備と防災体制の充実を図り良好な住環境の確保、創出に努めると共に、定住人口の受け皿として新規住宅地の形成誘導等に努めるとしております。

このようなことから、本地区に商業施設とも言える道の駅と新規住宅地の形成を行うものでございます。

一体整備の利点については、町が実施いたしますPFI方式を採用するに当たって、平成26年度に、むつぎわスマートウェルネス拠点形成のための官民連携手法検討調査を実施しておりまして、その中で道の駅と住宅を一体的に整備し、運営も一元化することで、道の駅を核に住宅も含めて様々なサービスの提供を行うことが出来ることが着目をされました。そうしまして、全国モデルとして睦沢町を全国にPRすることが出来る本事業計画が評価をされまして、平成27年1月に重点道の駅に選定をされたところでございます。

重点道の駅に選定されたことによりまして、初めて農振除外や各種補助事業への申請が出

来るようになり、先程も申しあげましたように、補助事業を活用することによる町財政負担の軽減が可能となったものでございます。

町は、平成25年度に同じく上之郷地先に若者定住型賃貸住宅、リバーサイドタウンを建設しましたが、本リバーサイドタウンについては全て町の単独事業で実施をいたしたところでございます。ただいま申しあげた理由から、本事業では補助金の活用が出来ることになったわけでございます。

また、(イ)の賃貸住宅とする理由、必然性はどのようなものかについて伺いたいのですが、町には他の市町村と異なりアパートや賃貸住宅がほとんどございません。

若い人がひとり立ちしようとするときや、結婚して近隣の市町村や都市部に行ってしまうと、そこに定住してしまう傾向があることから本町にも賃貸住宅が必要であると。また、これについては従来から睦沢町にいる若い人たちの意見等も徴したわけでございますが、町長、そんなこと言っただって睦沢町はアパートないじゃん、結婚してすぐ住もうと思ったって住めないよ、今、親と一緒に、少したったら色々あるんだけれども、最初はやはり別に暮らしたいんだということが声高に言われました。それを受けて、全く単独事業ということにしましたが、先程も言いましたように、補助事業に絡められるというようなことから賃貸住宅が必要であると判断いたしまして、上之郷地先にリバーサイドタウン、戸建て18棟を建設いたしましたところでございます。入居者を募集したところ、募集戸数に対しまして倍以上の申し込みがありました。その多くは町外の方でしたが、行く行くは本住宅を購入しようとする方がほとんどでございます。

上之郷交差点周辺は、交通や商業施設の利便性が高く、中央団地やリバーサイドタウンといった住宅地としての形成誘導も促進されておりました、新たな道の駅が整備されることによりまして、居住者の利便性はさらに向上するものと思われまます。これは、時代の流れといえますか、広域農道が茂原から勝浦ということで整備をされましたが、まだ勝浦までは延伸されておませんが、この道路網の整備によりまして睦沢町の形態が一気に変わったのではないかなというふうに感じておるところでございます。

そういう時の流れを捉まえまして、そこに適切に施策を打っていく。しかしながら、私ふだんから申し上げているとおり、上市場地区については従来からの土陸地区の中心地であるというようなことから、地域の皆様のご意見を入れながら、その発展についての検討あるいは実施を千葉県を通して行っているところでございますので、ご理解をいただければなど。

また、道の駅と住宅整備を併せて実施することで、移住・定住モデルとしての情報発信、

イベントなどの企画運営をより効果的に行えるものとなります。

加えて、補助の対象となるものが賃貸住宅であることによるものでございます。そして、リバーサイドタウンの実績もあることから、賃貸住宅としての整備、そして必然性は十分と認識をしております。

2点目の、課題として施設が集約したコンパクトなまちづくりと地域交通の連携を融合したコンパクトシティ・プラス・ネットワークを構築し、誰もが安心して暮らせる居住空間の整備が必要であるとしているがについて、(ウ)のコンパクトなまちづくりと、新たな拠点づくりとは相反する方向ではとのことですが、総合戦略におきまして目指すべき将来像を「住もうむつざわ 行こうむつざわ 「新しいまちのかたち」がここにある」と定め、誰もが安心して「健幸」に暮らし続けることの出来る地域社会の構築を目指すとともに、多くの人が訪れたい、住んでみたい、働いてみたい、そして暮らし続けていきたいと思える町の実現を目指すことといたしました。

こうした将来像を実現し、持続可能な地域経営を行っていくためには、何よりも計画的なインフラ整備、維持管理と公共サービスの提供を実現する拠点づくりが重要となります。

このコンパクトな拠点づくりを目指す中で、現在町が直面している様々な課題に対応した多様な取り組みを展開していくことが必要となります。具体的な課題といたしまして、母親となる若い世代の増加、農業を始め就業者の若返りや魅力拡大など産業振興、高齢化に対応した町ぐるみの健康づくり支援、地域資源を活用した新たな観光、交流事業の振興などであり、多様な取り組みによりまして、こうした課題の解決が図られると同時に、コンパクトなまちづくりが実現すれば、地域経済の下支え等の効果の他にも、福祉、商業等の生活サービスの持続性の向上や、公的サービスの効率化や公共施設の集約等によりまして、財政支出の抑制効果にも期待出来ることとなります。

このようなことから、コンパクトなまちづくりと新たな拠点づくりは相反するものではないと確信をしております。

次に、(エ)の地域交通の連携とは具体的にどのようなものかについてですが、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現に向け、むつざわスマートウェルネスタウンにおける健康支援事業や、既存の公共施設である総合運動公園を活用いたしましたスポーツツーリズムを連携させたコンパクトシティの形成を行い、上市場地区を始め各地域においても住民自らによる地域再生、活性化を推進し、コンパクトシティと公共交通で結ぶネットワークを構築することによって、コンパクトシティ機能に手薄な部分を補完することが出来、より強

固かつ持続可能なまちづくりの形成が可能となります。

現在、自治体P P Sにおいて道の駅でのE V車活用についての可能性調査を実施しております。検討事項は、各拠点からの送迎を含め福祉施策との連携や移動販売などとなっております。また、既存の公共交通である路線バスについても、公民館から道の駅まで延伸しており、利用者も年々増加傾向にありますので、今後も継続運行を要望して参ります。

次の、誰もが安心して暮らせる居住空間の整備といたしまして、（オ）の具体的にどのような方々の居住空間のことか、そして（カ）安定して暮らせるようになる理由はどのようなものか伺いたいとのことですが、健康、生きがい支援などのソフト面を充実させ、暮らすだけでなく、健康になる、コミュニティが形成されるなど、付加価値の高いものとなるようにしたいと考えております。

住宅には、子育て世代を中心に、一部高齢者向け住宅の整備も行う予定ですので、子供から高齢者まで多世代によるコミュニティを形成することで、高齢者が生きがいを持って健康に暮らす、子供を地域住民が協力して見守るなど、多世代型C C R Cとも言える新たな居住モデルを構築するものでございます。

次に、3点目の計画の目標と結果の評価指標としての町内への転入者数を取り上げ、平成27年度から平成31年度の5年間の合計目標数は1,100人としているが、このうち（キ）公的住宅整備による効果は何人程度と見込んでいるか、（ク）同じく31年から35年の見込みについても伺いたいとのことですが、人口ビジョンでは、平成27年から31年までの町内転入者数を、平成22年から26年の転入者数1,093人とほぼ同数の1,100人に設定をしております。

また、人口ビジョンによると社人研推計値と町独自推計による人口推計の差は165人となっており、2020年までに人口減少抑制に必要な推計値165人が定住出来る住宅整備が求められておると考えておるところでございます。

そのうち、スマートウェルネスタウンによる賃貸住宅を本計画時点では34戸、現時点では33戸計画しておりますので、子育て世帯では、子供1人から2人と夫婦で3人から4人家族として計算すると、約120人と見込んでおります。その他、パークサイドタウンで12戸を分譲しており35人、合わせて165人を27年から31年までの5年間で整備するものでございます。

そして、平成31年から35年の見込みについても同様に、毎年10戸程度の住宅供給が必要となりますが、住宅取得補助金などの支援を行いながら転入者数を目標値に近づけたいと考えております。

最後に、4点目の平成31年度以降も公的住宅の検討予定はあるのか伺いたいとのことです

が、町が行う住宅整備については、社会情勢による需要と供給のバランスや町の財源を考慮した上で、整備する地区の選定も含め検討して参りたいと考えますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

以上です。

○議長（市原重光君） 久我真澄議員。

○2番（久我真澄君） 2番、久我です。

今、町長のほうから懇切丁寧な回答をいただきましたが、今回その中で公的住宅建設の予定を今後もやっていくということですが、公的住宅建設の中で今回PFI事業として地域優良賃貸住宅制度というものを取り入れてやっておりますけれども、この地域優良賃貸住宅制度というのは、結構な補助金もついてなかなか優良な制度だと思っております。

他方、今、町では空き家バンクということでこれまで進めて来ておりますけれども、この空き家バンクのさらなる踏み込んだ事例として、この地域優良住宅の中で改良とか整備、買い取り、転用、このようなものが行えるというようなことを聞き及んでおります。とすれば、この空き家対策の中にこの地域優良住宅の制度を取り入れて、有利な条件で空き家対策をやっていただければと思っておりますが、その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 新規に住宅を作るのと、一方では空き家バンクの利活用、これ非常に重要だというふうに認識をしております。

議員もご承知のとおり、早くからこの空き家バンク制度を設けてやっておる状況でございますが、実は議員もご承知のとおり、なかなか貸し手側のニーズが町で考えているものとなかなか一致しないと。お盆に帰る場所がなくなっちゃうとか、お正月に帰る場所がなくなっちゃう、あるいは先祖をお祭りする場所がなくなってしまうというようなことがあります。いずれにしても空き家のままにしておきますと、やはり防災上あるいは火災の発生だとか色々なことを考えても、放置しておくには非常にもったいない。

また、議員おっしゃるように、これを有効活用することによって新たに住宅を建てなくても、田舎の昔からの農家住宅に住みたいという需要は非常にあります。そういったようなことから、この優良賃貸住宅制度を使えば非常にいいかなとは思いますが、今のところどうも、私なんかの調べたところではなかなか補助要綱といいますか、そういうものに合致しないという状況でございます。

また、これについても、十分検討しながら進めて参りたいと思っておりますが、今のところそこ

が非常に、要綱と合致しないというようなことから厳しいというふうに考えておりますが、いずれにいたしましても、議員もご承知のとおり、睦沢町におきましては何か新しいことをやるときにはなるべく補助事業を有効活用すると、国の補助要綱が違うのであれば睦沢流に変えてもらうということもこれから十分考慮しながら進めて参りたいと思いますので、ご支援よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（市原重光君） 久我真澄議員。

○2番（久我真澄君） 続いて、3回目の質問になりますけれども、今回町長がお答えのとおり、スマートウェルネスタウンに住む方々にとってはリバーサイドと同じように色々な補助がつけられます。そして、スマートウェルネスタウンという名のもとに健康増進であるとか、周辺地域の公共施設の活用とか、その辺も十分考慮されてスマートウェルネスタウンが出来るわけですけれども、そこに住む人たちはそれを十分享受出来ることになるわけですけれども、今まで現在住んでいる町民としてはどうなんでしょうか。大変不公平感があるような気がいたします。その不公平感というのはやはり、あそこにスマートウェルネスタウン出来るんだってねという位で、俺たちはどうするんだ、作ったからには道路がちょっと壊れてきたけれども、なかなか直してもらえないやとか、そういう状況になってはちょっと困るかなど、不公平だなという感じがあります。その辺の不公平感を和らげるような新たな施策というのは何かございますでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 今、議員から、新たに睦沢町に来た人と、従来から睦沢町に住んでいる方々に不公平感があるんじゃないかというお話でございましたが、私は全くそういうふうには考えてはおりません。なぜかと申しますと、どちらか夫婦で40歳未満の方がということで、居住条件、今回は老人についても受け入れるという方向性を出しておりますが、町内に住む方についても当然、せがれさんだけではなくて次男坊さんも、長男の方が自宅の敷地内に新たに作るという場合には全く同じ補助制度を使っております。ということで、私は何が差別があるのかなど逆に思う位で、逆に私の近くの北山田のところから今度はパークサイドに行きますと、うちの婿さんが大変世話になりますけど、町長、よろしくお願ひしますというようにも伺っております。

ということで、もともと睦沢町にいる方も十分に使っているわけですから。というのは、この発想のものが、よそから来るのはもちろんですけれども、睦沢町から外に出ることがほとんどなんですね。それを食いとめることも非常に大きいことなんです。逆に、

もともと睦沢町で育った子は睦沢町のよさを知っているわけなんです。先程も言ったように、結婚して住もうと思ってもアパートがないから住めないんだよということなんです。ということで、そういう方たちにも自分の土地に建てるという場合には同じ補助制度を使っておりますので、全くそういうことはないのかなと。

もし、そういう疎外感なり不公平感があるとすれば、私どものPRが足りないというふうに感じますので、そこら辺についてはまた十分職員とも協議しながら、そういう不公平感がないんだよ、町内の人もこうやって活用出来るんだよということを明確に打ち出しながら進めて参りたいと思いますので、また色々お気づきの点があればご指摘をいただきながら、町民が有効にこの制度を活用していただいて、満足感を持てるような形に持っていくのが我々の使命だと思っておりますので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

○議長（市原重光君） これで2番、久我真澄議員の一般質問を終わります。

ここで1時まで暫時休憩といたします。

なお、事務局長から事務連絡がありますので、議員の皆さんはそのままお待ちください。

（午前 11時55分）

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◇ 丸 山 克 雄 君

○議長（市原重光君） 一般質問を続けます。

次に1番、丸山克雄議員の一般質問を行います。

丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） 公明党の丸山克雄です。

それでは、通告事項に沿って質問をさせていただきます。

初めに、睦沢町のホームページについてです。

ご承知のとおり、町の情報を知ろうとする場合、多くの人はインターネットで町のホームページを開くのが通例であると思います。議会の情報を知りたい場合も同様かと推測しますが、では、実際に町のホームページを開いた場合、議会情報にアクセスしようとしても、数回のクリックが必要であります。トップページの一番下の議会だよりをクリックして議会に戻るか、町政情報を開いて再びトップに戻り、次に暮らしの便利帳を開き、一番下へ進み、

やっと議会にたどり着くという大変わかりにくい状態であります。

ほとんどの市町村ホームページのトップには議会への扉があります。本町においてもトップページに議会への扉を加え、アクセスを容易にしていきたいのであります。

また、本町では、若者定住促進など、若い世代を意識した政策に力を入れておりますが、同様にアクティブな人々は専らスマートフォンを使う傾向かと思えます。本町をよりアクティブな若い世代にアピールし、睦沢町に関心を深めていただく、あるいは来ていただく、このような役割を果たすためにも、スマートフォンの対応を進めていくべきだと考えますが、現状はどのようになっているか伺います。

次に、食育についてです。

本年夏に行われましたむつぎわこども料理コンテスト、これは大変好評で、千葉県ホームページで、すぐれた事例として取り上げられました。この事例のどこがすぐれているか、私なりに見立てますと、まず、地元でとれる食材を採用したこと。お弁当やスイーツなど、題材を日常のものにしたこと。料理する過程で、家族の協力と話題が生まれたこと。栄養士や調理師、パティシエなど、児童が将来の自分の職業を夢見ることが出来たなど、睦沢の産物を具体的に知り、様々な展開が出来たことであります。

この事業は、来年以降もさらに充実させた内容で続けていただきたいと要望するものであります。

さて、児童の健康を作る食育は、とても重要であります。この関連で、小児生活習慣病について伺います。かつて成人病と言われ、近年の食生活の変化によりまして、児童にも影響が出て来ているようであります。生活全般、特に食を通しての指導がなされていると思いますが、このことと、決められた学年時での健診の結果、本町児童の特徴はどのようなものでありましょか。さらに、一人一人の原因を把握した上で、それに対する予防とケアはどのように行っているか、併せて伺います。

さて、奨学金の件であります。

本町には高校生などへ向けた奨学資金貸付制度があります。中学を卒業し、高校に進学する生徒がほとんどの現在、残念ながら本町では、貸し付け実績のない状況となっております。国や県の高校生等の就学を支援する制度は、ここ最近拡充されて来ており、授業料の無償化や修学旅行等への奨学給付金など、年齢制限はありますものの、かなりの部分賄われるようになって来てはおります。さらに、奨学金制度は、給付型へとシフトして来ているようにも見受けられます。

しかしながら、年収の少ない家庭は、現実には少なくありません。通学や教材費、塾への費用など、家計に占める教育費は相変わらず重たいものがあり、特に入学時期と入学年度の学生は教育費がかさんでおります。私立へ通う場合はなおさらであります。

また、本町の自宅から大学等に通う学生も一定程度おります。経済的に厳しい中、懸命に学業に励む生徒・学生には、アルバイトを少なくし学業に専念させてあげたいと思うのであります。きっちりと支援の手を差し伸べ、生徒の未来を教育で開いていけるよう、本町の奨学資金貸付制度の内容を再検討し、活用しやすい制度へ、さらには拡充を図っていただきたいと思うのであります。本町の中学卒業後の進路の傾向と併せて町の見解を伺います。

最後に、食品ロスについてであります。

農林水産省の2013年度統計によりますと、本来食べられるのに廃棄されている、いわゆる食品ロスが年間632万トンに上り、事業系が330万トン、家庭から302万トンも出ているとのこと。例えて言いますと、1人が茶わん1杯分のご飯、これを毎日捨てているという計算になるようであります。茶わん1杯のご飯が毎日捨てられているという現実、実にもったいないことでもあります。

日本では食料自給率を高めようとしておりますが、一方でこれだけ多くの食品廃棄量を出しているわけでもあります。もちろん、これは行政が悪いわけではありません。私を含めて国民全ての問題であり、ロスを減らす努力が必要であることは言うまでもありません。しかしながら、食品ロスの現状を知らしめ、削減への啓発となりますと、どうしても行政の働きを必要とします。千葉県では、ちば食べきりエコスタイルを提唱し、県内の飲食店などを対象に、協力店づくりを始めております。また、食品流通の出口の部分、廃棄される食品の有効活用については、フードバンクなど民間との共同活動が現実的な取り組みとして有効かと思っておりますので、こちらについては別の機会に取り上げさせていただきます。

いずれにしましても、食品ロスは生産と消費という大きな問題も含んでおり、本町でも町民や事業所へ、食品ロスを減らす啓発活動に取り組まれるよう、強く要望いたします。

以上で1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 丸山克雄議員の質問にお答えいたします。

私からは、1の町ホームページについてと4の食品ロスについてお答えをいたします。2の食育についてと3の奨学金については、教育長からお答えをさせていただきます。

最初に、1の町ホームページについて、1点目のトップページに議会へのアクセスを加え

てはどうかについては、ホームページの内容も含めて、より見やすいものになるよう委託業者との協議を行っており、議会だけでなく各委員会等もトップページから入れるよう表示して参りたいと考えております。

次に、2点目のスマートフォン対応はどこまで進んでいるか伺いたいとのことですが、ホームページへのアクセスの4割がスマートフォンからという調査結果もあり、特に20代では9割にも及んでいるということでございますので、スマートフォンの小さな画面でも内容を見やすく、バナーボタンも指で押しやすいホームページを作っていくことは、より町を知っていただくことになると考えます。

現在、町のウェブサイト全体のリニューアルを検討しておりますが、パソコンとスマートフォンの両方のホームページを運営することは難しいため、両方に対応出来る比較的シンプルな構造でのページ設定が可能な方法で作成出来るよう、委託業者や先進的な自治体の状況を聞いております。今後、技術的な問題や経費についても精査をして対応出来るよう進めて参りますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、4の食品ロスについてでございますが、食品ロス削減に向けて町民や事業者への啓発を進めてはどうかについてでございますが、先月28日の新聞紙上にも掲載されておりましたが、議員おっしゃるように、まだ食べられるのに捨ててしまう食品ロスが問題となっております。

本町での詳細な統計データがないため、古いデータで恐縮でございますが、平成25年度の千葉県公表データで廃棄量を説明させていただくと、事業系で330トン、家庭系で302トンとされています。これは、1人当たりで換算しますと、年間で茶わん164杯分に相当するもので、相当の量が廃棄されているのがわかります。

そのようなことから、国では、もったいないを合い言葉に、農林水産省では、発生抑制のための取り組み、消費者庁では食べ物のムダをなくそうプロジェクトなど、供給側と需要側の両方に呼びかけをしているところです。

また、県では2010年度から、ちば食べきりエコスタイルという取り組みで消費者に対し、ばら売りの利用や少量メニュー、食べ残しの持ち帰りを進めたり、自治体によっては宴会の開始と終了後に食べきりタイム、30・10運動や、適量注文の宴会5箇条を作成し、協力してくれる店舗を募集しております。

議員ご指摘のとおり、本町においては食品ロス削減について特段の取り組みをしておりませんが、今後はまず家庭での消費ロスを中心に啓発活動を行うとともに、こども園や

小・中学校において食育活動を推進し食品ロスの削減に努めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

2の食育についてと3の奨学金については、この後、教育長からお答えをいたします。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 丸山克雄議員の質問にお答えします。

2の食育について、まず1点目のむつざわこども料理コンテストをさらに充実させる考えはどうかについてでございますが、町教育委員会では本年度初めて、子供たちの食への興味や関心、郷土への誇りや愛着が育つことを目的として、町内の小・中学生を対象に料理コンテストを開催いたしました。

内容は、睦沢産の食材を最低1品使用した料理で、3部門43作品の応募があり、町商工会やつどいの郷むつざわの協力により9月に書類審査、10月に試食審査を実施し、11月3日の農林商工まつり会場で表彰式を行ったところでございます。

入選作品は、甲乙つけがたいレベルの高い作品でございました。現在、公民館ロビーにおいて、入選作品のレシピ等を展示しております。

今後は、料理コンテストを継続するとともに、受賞作品のレシピの普及を図り、より多くの方々に関心を持っていただくため、子供たちの料理教室や学校給食での提供、町内の店舗等での商品化など、関係機関と連携をし、継続的な取り組みとして検討して参りたいと考えております。

次に、2点目の小児生活習慣病の現状、検診結果に見る本町児童の特徴、予防とケアについて伺いたいとのことでございますけれども、小児生活習慣病予防検診につきましては、近年の食生活や生活習慣の急激な変化に伴い、子供たちの体型や疾患についても大きく変化する中で、将来、生活習慣病のない健やかな成人となるため、誤った生活習慣に気づき改善させることを目的に、小学校では4年生、中学校では1年生で毎年度実施しております。

実施される学年が限定されること、及び年度により偏りはございますけれども、平成24年度と昨年度の検診結果をもとに比較をして、本町の児童・生徒の特徴を申し上げたいと思います。

小学校は、土睦小学校と瑞沢小学校を合わせての傾向ですが、何らかの医師の受診が必要と指示された児童の割合と、肥満度30%以上の児童の割合についての比較から申し上げたいと思います。

児童においては、医師の受診が指示された割合が14.6%から16.2%へと増加し、肥満度

30%以上も4.9%から10.8%へとほぼ2倍になっております。小学校の長生郡市内の平均値と比較しても医師の受診が必要な割合が高く、肥満度30%以上においても約2倍の割合で高くなっております。

中学校では、同年の比較によりますと、医師の受診が必要な割合は22.2%から15.0%へと減少していますが、肥満度30%以上の割合は3.7%から5.0%へと1.3ポイントの増加となっております。長生郡市内の平均と比較しますと、ほぼ平均的な割合で推移をしているということであります。小学校児童の小児生活習慣病の現状は看過出来ない状況であると考えております。

本年度実施の結果につきましては、最終結果は出ておりませんが、大きな変化はないというふうに推測をしております。

今後の予防とケアについてでございますが、個別の対応、指導については行っております。また、学校全体としては、日常生活における食事についての正しい理解や、望ましい食習慣の形成など、各学校で行っている学校保健計画に基づいて、児童・生徒の基本的な生活習慣を培うとともに、健康管理の充実に取り組むなど、学校保健活動の推進に一層努める指導をして参りたいと考えております。

さらに、本年度の結果も踏まえ、教育委員会を中心に、各学校の管理職、栄養士、保健主事、養護教諭、体育主任及び関係機関を交えて、生活習慣病予防対策会議、これは仮称でありますけれども、を開催し、次年度以降の学校保健・体育・食教育との連携を図った指導体制が組めるように検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、3の奨学金についてでございます。子供の未来を開くために奨学金を拡充してはどうかについてでございます。

睦沢町奨学資金貸付制度につきましては、毎年、中学3年生に周知を行い、高等学校等への就学支度費及び在学中の修学費の貸し付けを行って参りましたが、平成24年度より新規貸し付け申請はなく、基金の運用についても大きな動きがない状況でございます。その要因の一つとして、国が実施をしています高等学校等就学支援金制度の影響があるものと考えられます。この制度は、世帯年収による支給要件はありますが、公立高校授業料相当額が支給されるもので、そのような支援が受けられることで、就学支援のニーズが変動しているものと考えられます。

勉学に意欲のある生徒が経済的な不安により、進学を断念せざるを得ない状況を回避し、

ひとしく学びの機会が保障される社会が望ましいという考えから、近年、国等による給付型の支援制度も導入をされています。

このような状況の中で、教育委員会といたしましては、本町の支援を要する世帯の状況等の把握を行った上で、他の支援制度を注視しながら、長期継続的に支援が行えるよう学校及び関係部局との協議を行い、現行の貸し付け対象や貸し付け要件等の緩和に向けた見直しを図って参りたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、進路の傾向については課長のほうから申し上げます。

○議長（市原重光君） 白井教育課長。

○教育課長（白井住三子君） 命によりお答えさせていただきます。

ただいまの進路の傾向ということでございますが、平成25年度から27年度の中学生の公立高校と私立高校への進路の割合でお答えさせていただきます。

まず、25年度の公立高校に進学された生徒ですけれども、88%、私立は12%でございました。26年度は公立が75%、私立が25%、27年度が公立70%、私立が30%でございました。これを見ますと、私立高校への進学割合が増えている傾向にございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） ホームページですけれども、なるべく早く、大変期待しておりますので、よろしくをお願いします。

それから、小児生活習慣病の検診の結果はわかりました。大変、危惧すべき事態も出ているということですが、肥満とは違って逆の痩せ、拒食症というか、そういうデータなんかはあるのでしょうか。もしありましたら、その辺、大変少ないとは思いますが、お願いしたいと思います。

それから、料理コンテストなんですけど、子供さんは今、朝食を食べないで学校に行く子供も多いと思いますが、レシピの中にそういった、子供が食べられるような朝食メニューなんかでもレシピの中に入れてもらえれば参考になるかなという、私の個人的な思いでございます。それと、食材を町の産物、買うんですけれども、その際、作るレシピによってはかなり費用が増える場合もあると思います。そういったときの補助というんですか、もちろん、いいものを作るという前提でありますので、その辺のこともちょっと検討していただければと、食材の保護者負担を減らすということですね。

それから、食品ロスの関係なんですけど、これは大変難しい、時間がかかるものもあると思

いますので、また、とりあえず学校給食現場とかあるいは町内の事業者、家庭向けの、そういった啓発にひとつまた、力を入れていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） ホームページ、アクセス関係でございますが、議員がおっしゃるとおりでございますので、早急に対応して参りたいと思います。

それから、食品ロスにつきましても、当然必要な部分でございますので、これから鋭意努力して参りたいと思います。

また、ご指導をよろしくお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 教育長。いいですか。

白井課長。

○教育課長（白井住三子君） 命によりお答えいたします。

先程の料理コンテストの朝のメニューの関係ですけれども、これにつきましては今後検討して参りたいと思います。

もう一つ、小児生活習慣病の痩せ過ぎのほう、そちらにつきましては、今すぐ、ちょっと数字を持っておりませんので、この後、わかり次第また、ご報告させていただきます。

○議長（市原重光君） これで1番、丸山克雄議員の一般質問を終わります。

◇ 田 中 憲 一 君

○議長（市原重光君） 次に、13番、田中憲一議員の一般質問を行います。

田中憲一議員。

○13番（田中憲一君） 田中でございます。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

まず、財政についてでございます。ふるさと納税について各自治体で様々な取り組みをしているが、お礼品の選定やPRの仕方について、町の方向性や具体的な取り組みについてどう考えるかということでございます。

ふるさと納税につきましては、睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、施策分野1の主要施策として、次世代につなぐ活力ある農業の再生と活性化における個別の施策展開として、睦沢産品の販売拡大と位置付け、町の特産品等をお礼品として睦沢町及び睦沢ブランドのPRに取り組んでいるところでございますが、平成28年度については、お礼品の一つでありますむつぎわ米コシヒカリを希望する件数が、町内業者、事業所において用意の出

来る数量を大きく下回り、平成27年度の希望件数と比較しても同様に大きく下回ったところでございました。お米を求める人はいる、品物は残る、これはどういうことかということでございます。そういった中で、今後も睦沢産品の販売拡大、睦沢ブランドのPRを継続していくために、平成29年度以降、お礼品の選定やPRの仕方について、考え方の見直しや新たな発想が必要になるのではないかと考えます。

そこで、睦沢町におけるふるさと納税の今後の展開について、町の考え、方向性、具体的な取り組みをどのように考えているのかお伺いいたします。また併せて長生郡内の特色ある取り組み状況についてもお聞きをいたします。

財政についての二つ目でございます。

公共施設の老朽化やスマートウェルネスタウン事業などにより、厳しい財政運営が予想される中、財政調整積立基金の今後の見通しを町としてどう考えるかでございます。前回は財政計画についてお聞きしましたが、今回はその中の一つであります財政調整積立基金でございます。

一般的に財政調整積立基金は、標準財政規模の10%が適正と言われております。本町における財政積立調整基金は、平成27年度決算ベース、どうなっているのか、今後予想される高齢化の進展に伴う社会保障関係費の増加、公共施設の老朽化に伴う修繕費の増加、スマートウェルネスタウン事業にかかわる負担額の発生、また、高齢化、人口減少等による税収の減少等を考慮し、今後より一層財政運営が厳しいと予想されるのではないのでしょうか。質問につきましては、財政調整積立基金の今後の見通しはといたしましたが、ただいま申し上げましたように、今後より一層厳しい財政運営が予想される中で、今後の財政調整積立基金の残高の推移はどうか、積み立て、取り崩しに関する計画はあるのか、財政調整積立基金に関する町の考えも含めお伺いをいたします。

本日、財政計画がお示しされたわけですが、よろしくお願いをいたします。

続きまして、インフラストラクチャーについてでございます。

町長は、むつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業の実施に伴う道路事業等のインフラストラクチャーの整備を一時凍結すると言っているが、住民の生活環境に支障は出ないのかでございます。

むつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業は、睦沢町の将来を担った、大きな大きな事業でありますので、幾度となく質問をさせていただいているところでありますが、計画を成功させるための痛みは住民にしっかり説明をし理解を求め、共通の認識を持たなければ

ならないと考えるので、生活環境に支障がある事業があるとしたら、それは何か、改めてお聞きをいたします。

続きまして、町の商工業振興についてでございます。

本町の商工業は、生活圏の拡大等により衰退の一途をたどっております。今後の社会環境を想定すると、個人商店を含む商工業の発展につながる政策が不可欠と考えるが、小規模企業振興法にうたわれている、地域社会の形成において小規模企業の活力が最大限発揮されることの必要性に対して、町として具体的な取り組みはあるかでございます。

中小企業、小規模事業者は国内企業数の99%を占め、また、雇用数でも7割弱を占める極めて重要な存在であります。とりわけ中小企業の中でも規模の小さい小規模事業者については、地域経済の担い手としてもとても重要であり、一昨年起りまとめが行われた中小企業政策審議会、小規模企業基本政策委員会の報告書では、雇用やイノベーションの源泉である小規模事業者が社会に応じて変化していかなければ、各地で進行する需要の減少、企業数、就業人口の減少、地域経済の疲弊に歯どめをかけることが出来ず、我が国の経済全体が悪循環に陥ることが懸念されると指摘をされております。国・県も、中小企業、小規模事業者の活性化は重要な政策課題と位置付けており、地域の資源、地域の資金などの様々な地域リソースを活用し、中小企業、小規模事業者の連携、推進、産学官などの多様な事業主体の取り組み等を通じた事業化に向けた体制整備、地域コミュニティの基盤である商店街活性化、サービス産業の生産性向上を図るとされております。さらに、地域における起業の促進、事業承継、事業再生及び廃業の円滑化や成長分野への進出促進等による中小企業、小規模事業者の新陳代謝を活発化させると方針が掲げられているわけでございます。まさに報告書のとおりでありますし、取り組まなければならない施策だと思っております。町としての具体的な取り組みについてお伺いをいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 田中憲一議員の質問にお答えいたします。

まず最初に1の財政について、1点目の、ふるさと納税について各自治体で様々な取り組みをしているが、お礼品の選定やPRの仕方について、町の方向性や具体的な取り組みについてどう考えるかについてでございますが、ふるさと納税につきましては町の貴重な財源であり、町のPRの機会としても大変貴重な機会でございます。

寄附をしていただいた方には、町の特産品を返礼品として送付しており、町の産業振興に

も寄与すべく取り組んでいるところでございます。特に、むつざわ米コシヒカリは返礼品の希望件数の多くを占めており、引き続き睦沢ブランドであるむつざわ米を全面的にPRしていく方針でございます。

議員ご質問のとおり、現在、全国的に各自治体で様々な取り組みがなされ、寄附金総額も年を追うごとに急激に増加をしている状況でございます。

また、長生郡市内の自治体の取り組みも、特に今年度から、お礼品の見直しや、ふるさと納税関連のインターネットサイトを活用したPRに力を入れ始め、寄附金額が大幅に増加をしている傾向にございます。

そうした中で、今後も睦沢ブランドのPRを継続的に進めていくため、現在、返礼品の選定において新たな特産品を開拓し選択肢を増やすとともに、町内での体験ツアーや見学会なども検討し、定住促進につなげていくことも視野に入れて進めて参ります。

また、PRの方法等につきましても、今後は新たな発想による効果的なPRが必要となってくることから、まずはむつざわ米のブランド感を表現した新しいパンフレットを作成することや、町民の皆様にもお願いをし、睦沢町から転出した親族の方へのPR方法についても検討しているところでございます。

今後も、各自治体も創意工夫し、ふるさと納税の増加を目指して参りますので、住民の皆さんへのアイデアを聞く機会を設けて参りたいと考えております。

次に、2点目の、公共施設の老朽化やスマートウェルネスタウン事業などにより、厳しい財政運営が予想される中、財政調整積立基金の今後の見通しを町としてどう考えているかでございますが、財政調整積立基金は、年度によって生ずる財源の不均衡を調整するために、財源に余裕のある年度に決算剰余金等を積み立て、財源が不足する年度に取り崩しをして活用することを目的とした基金でございます。

睦沢町においても、財政調整積立基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定し、第1条でその目的について、町の財政を健全に運営するためとし、基金の処分については、経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるときなどと規定をしております。

本町における財政調整積立基金残高は、平成27年度決算時点で約9億9,500万円となっており、標準財政規模から算定される基金の規模からすると多くなっております。

しかしながら、議員ご質問のとおり、今後想定される事業費等の増加や高齢化、人口減少等に起因する税収の減少等を考慮しますと、本日お配りさせていただきました財政計画にも

あるとおり、一層厳しい財政運営が予想されるため、一概に基金残高が多くあるとは言えない状況であると認識をしているところでございます。

新年度予算編成に当たりまして、財政調整積立基金を充当する場合もあるかと存じますが、全庁的に効率的な予算執行に努めることで基金充当額を必要最小限にとどめ、先々に備えて一定の基金残高を維持出来るよう努めていく所存でございます。よろしくご理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、2のインフラストラクチャーについてでございますが、町長はむつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業の実施に伴い、道路事業等のインフラストラクチャーの整備をいつとき凍結すると言っているが、住民の生活環境に支障は出ないのかということですが、むつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業につきましては、議員にもご理解をいただいているとおり、本町の地方創生、活性化に欠かせない事業であると考えております。何度も申し上げておりますが、今後何も手を打たないでいた場合、人口減少に歯どめがきかず、人口減少は今後加速すると思われま。

このようなことから、将来にわたり持続可能な社会を維持していくため、一刻も早く人口減少の克服に向けて、より多様な取り組みを実現出来るむつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業は必ず成功させなければならない事業と認識し、鋭意進めているところでございます。

さて、道路等のインフラ整備でございますが、むつざわスマートウェルネスタウン事業については、PFI事業による設計・建設から維持管理・運営までを一連で民間に委託することで歳出費用の平準化を図っておりますが、維持管理期間の年間の歳出としての町負担額は、おおむね4,000万円から8,000万円となっております。

本事業では、現在町が直面している様々な課題に対応した取り組みが数多く含まれております。

仮に、本事業を実施しない場合には、それらの事業を個別に対応していかなければならないこととなりますので、多額の費用が必要となることは容易に想像が出来るところでございます。

私といたしましては、本事業は必ず成功すると信じておりますが、一部住民や議員の方のご心配もでございます。確かにあると思います。本事業が軌道に乗るまでの間はいつとき、インフラ整備についての予算を抑制させていただきたいという考えでございます。

しかしながら、全ての事業にわたって凍結するというのではなく、住民の生活に必要な不

可欠なもの、例えば浄化槽などについては継続して実施をして参りますし、なお、道路整備につきましても継続事業となる上市場関戸線や、25年度から27年度にかけて実施した榑団地内の水道事業による本復旧事業、これは広域水道からの本復旧に係る負担金を既にいただいておりますので、補助金の活用と併せ次年度より実施する予定でございます。

また、ニュータウン内のコミプラ污水管改良事業についても継続実施をいたします。

そのほか、災害復旧や道路維持についても状況に応じ実施して参ります。しかしながら、町単独による道路改良事業等については、当座、実施について抑制をさせていただくこととでございます。よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、3の町の商工業振興についてでございますけれども、本町の商工業は、生活圏の拡大等により衰退の一途をたどっています。今後の社会環境を想定すると個人商店を含む商工業の発展につながる施策が不可欠と考えるが、小規模企業振興法にうたわれている、地域社会の形成において小規模企業の活力が最大限発揮されることの必要性に対して町として具体的な取り組みはあるかについてでございますが、本町はこれまで町商工会が中心となりまして、税務、金融、経営、労務、創業支援など、地域の商工業者の経営支援に大きな役割を果たしていただきました。加えまして、下部組織である青年部・女性部においても地域イベントへの出店や商品開発など、町と連携を図りつつ地域活性化のために新たな取り組みを始めており、大きな成果を上げられております。そのあかしには、つい先日でございますが、商工会青年部の活動が中小企業庁長官賞という大変名誉ある表彰を受けたところでございます。また、新たな取り組みを始めており、大きな成果を上げられておるところでございます。

また、町といたしましても商工会等への運営費補助金、個人を含む商工業者の設備投資のため、近代化資金利子補給などの支援を行って参りました。

今後も町商工会の協力なくして本町の商工業の発展はないものと考えますことから、国・県・商工会等とさらなる連携強化や創意工夫を図りまして、努力や意欲ある企業への取り組みに対しても、今後もしっかりとした支援をしていきたいと考えております。

具体的な施策といたしましては、産業競争力強化法に基づき、町独自の創業支援策として、町内で新たに事業を起こす創業者、個人を含むとしておりますが、この皆さんが事業所の新築、改修、創業に必要な備品購入、事業所の賃貸借等に必要な経費の一部を補助出来る枠組みを、県内の先行市町村の取り組みを参考に、関係機関と調整を図りながら、現在策定をしており、詳細が決まり次第、皆様にお示しをしたいと考えております。

商工業の発展は、本町にとりましても農業施策と同様に大変重要な位置付けとして認識を

しておりますので、議員からのご支援も、ご指導も賜りますようお願いを申し上げまして回答としたいと思います。

○議長（市原重光君） 田中憲一議員。

○13番（田中憲一君） 13番。2回目の質問をさせていただきます。

ふるさと納税についてでございますが、長生郡内の自治体も特に今年からお礼品の見直しや、インターネットの活用などに力を入れ始めたことご答弁いただきました。睦沢町としては、他の町村に遅れることなく、発信力を強化していただき、特にむつぎわ米のコシヒカリ、要望も多うございますし、また色々と今、新しい睦沢産の産品も出て来るであろうと考えられます。

パンフレットや体験ツアーを考えられているということですが、今の段階でむつぎわ米コシヒカリの他に、有力な返礼品になる品物はお考えの中にあるかどうかお聞きをいたします。

それと、財政調整積立基金の件ですが、タイミングよく本日、財政計画が配られました。積立基金を充当する場合がありますと、する場合がありますということになっているんですが、大きい事業も控えているところで、ちょっとその中身を見させていただきますと、充当、充当、充当とずっと取り崩しの予定になっていると。大きい事業を控えた中、今の社会環境を考える中で、取り崩しはわかるんですが、31年、32年の部分で、見込みの部分で大分大きな取り崩しが予想されております。この部分のお答えをいただきたいと思います。あと、インフラ整備に関しては、本当に町の発展のための起爆剤という大きな事業が残っておりますので、出来ないことは出来ないんだということをはっきり周知をしていただいて、町民みんなで共通認識を持てるようにしていただきたいと思います。これは要望なので、この部分のご答弁は結構でございます。

それと、最後の商工会振興でございますが、創業支援ということで、具体的なお話をいただきました。近隣町村を商工会関係で見ますと、大多喜町が自治体独自で創業支援を行っている。長生郡内では、白子が準備に入っていて、多分来年からもう、今年、来年、近くに創業支援の支援制度を始めるといって話を聞いているところでございます。急いで立ち上げをしていただきたいものには、昨日のメディアにもありましたサーフィンのオリンピックの大会会場が一宮に決定をし、東京から見ると一宮だけが海を持っている場所ではなくて、長生郡全体が海に近い自治体ということで見ているということを見ると、創業支援、とても今、光が差している時期なのかなと。また、スマートウェルネスタウン事業においても、新しい事業の展開ということで、今、商売人は目をつける時期なので、是非創業支援につい

ては一日も早い立ち上げを求めるところでございます。創業支援に関して具体的に、来年度からすぐ始められるように準備をしていきたいとか、そこら辺の意気込みをちょっと聞かせていただけたらと思いますので、以上3点、よろしく願いをいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それではまず、基金でございますけれども、どうしても財政を組む中で、当初予算である程度基金の充当をしながら、執行の状況を見ながら効率的に出来るものを効率的にしていきながら、またそれを利益といいますか、残が出たものについて積み立てを行うということで、取り崩しはするけれども積み立てでまたカバーして行って、なるべく減らさないようにしていきたいということでございます。

また、議員おっしゃるような、年度において大分取り崩しが目立つところについては、詳細に当たっては担当課長のほうからご答弁させていただきたいと思っております。

それから、創業支援でございますが、これにつきましては、今回の一般質問の答弁においても、当初事務方から上がってきたのがもう少し灰色でございましたので、これを明確にするようにという指示をいたしました。ということで、当然、議員がおっしゃるような方向に持っていききたいと私自身も考えておりますので、よろしく議員からもご支援をお願いしたいと思います。

また、それこそ一宮町にオリンピックの開催が決まったということになりますと、当然、睦沢町もスポーツツーリズムというようなことも掲げております。ですから、これが一宮だけに、単に一宮だけに終わらず、長生郡全体として出来るように、睦沢町の特徴を生かしたものに持っていければ、またこれが創業支援につながるものであれば、非常にうれしいのかなというふうに感じているところでございます。

あと、返礼品の具体的な内容については担当課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） それでは、命によりお答えをさせていただきます。

まず、ふるさと納税の返礼品の新しいということでございますけれども、先程町長が申し上げましたとおり、新しく商品を拡大して、またPRの方法も変えて頑張っていきたいというふうに思っておりますが、中身としましては、むつぎわ米をより一層、集中的に出るような形で商品を組みたいということで、お米だけじゃなくて、お米プラス何かとか、そういうものも考えていきたいと思っております。例えば、出来るかわかりませんが、お米、むつぎわ米と卵とか付けてセットにするとか、しょうゆを付けるとか、そういうものも今後考

えていきたいというふうに思っております。お米だけでも出しますけれども、米プラス他のものというふうに考えていきたいと。

それから、町の中にはたくさん伝統工芸のようなものをやられている方がいらっしゃいます。竹細工とかようじとか色々作っている方もいらっしゃいますので、そういう方にもお話をさせていただいて、違う面での睦沢のよさもPRをしていきたいというふうに思っております。皆様、住民の方からも色々意見を聞く場を設けて、広く色々な情報を得た中で、新しいものを作成していきたいというふうに思っています。よろしくご協力をいただきたいと思います。

それから、財政計画の関係でございますが、資料を出させていただきました。引用したところでは、平成31年、32年の財政調整積立基金の額が落ちて来るとということだというふうに考えております。こちらにつきましては、たまたまスマートウェルネスタウン事業等とのかかわりもあるんですけども、もちろんそれが全く関係ないというわけではございませんが、歳入の部分で、地方交付金や国庫支出金、県支出金等が落ちて来ると、そういった収入の部分が減って来ていることと、歳出の部分で将来的にわたりまして福祉部門、扶助費といましようか、そういう福祉や子育て等に係るものが非常に多くなって来るといような試算を含めましてこのような形になっております。先程、町長が申し上げましたとおり、充当はいたしますけれども、繰り越しをなるべく多くして、それをまた戻すという形で、運営しておりますので、そのような形を今後も続けていきたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 田中憲一議員。

○13番（田中憲一君） ありがとうございます。

最後に、答弁は結構なんですけれども、ふるさと納税の返礼品の件ですが、先程、同志の一般質問の町長のお答えに、ゲルとか商工会の取り組みのものとかという睦沢の産品を使って新しく商品化しているものとか、出ておりました。是非そこら辺の、先程言っていた、お米プラス何とかというところに入り込めるようにするために、商品を確定してもらわないとパンフレットも作れないと思っております。また、先程、体験ツアーということで言われていました、今、聖地巡礼じゃないですけども、このお米どこで作っているのとか、そういった感じで巡礼みたいな形もあるので、パンフレットを作る前に、その商品の選定が重要なかなと思うので、そこら辺は順番を間違えないようにやっていただきたいと思います。

答弁は結構です。

以上です。ありがとうございました。

○議長（市原重光君） これで13番、田中憲一議員の一般質問を終わります。

◇ 久 我 政 史 君

○議長（市原重光君） 次に、4番、久我政史議員の一般質問を行います。

久我政史議員。

○4番（久我政史君） 自然災害について質問したいと思います。先程も幾つかありましたけれども、私は余り自然災害ということ深く考えたことがなかったんですけども、地元でも、北山田でも2件とか、大谷木のほうで4件とか、もうこれは大変なことだなと深く思いました。

対応については、町のほうですぐやってくれたということで、非常に喜んでおります。そこで、本年度、台風9号で24件の倒木や土砂崩落があったということで、9月の議会では約420万円の補正がなされました。その後、16号で11件、22日も大雨で13件と連続して、これが何か専決処分として上げられていました。こういう状況の中で、町内で道路や町の施設でない場所が被災した場合、被災した方に対して町で何か支援制度があるのか、ちょっと私はわからないんですけども、あるいはその制度以外に国・県、こういうのもあるよということであれば、是非お知らせして欲しいと思います。

その次に、全国各地で発生している集中豪雨、土砂災害、地震等を教訓として、今後どのように安心・安全のまちづくりを推進していくのかということ、緊急時の今後の住民避難を主とした防災訓練のあり方、徐々に町のほうでやっているんですけども、その辺をどう、これから進めていくのかということ。

次に、避難所における役割分担、使用設備、避難者の人数による対処方法、こういうのを訓練として考えているのかどうか。

次に、防災は国や県、町、区、企業、家庭、これは個人でやるのが当たり前といますか、そう思っているわけですけども、この辺を町としてどう、やはり町が旗を振ると動くと、そうでないと余り動かないと、こういうふうに私は認識しているもので、その辺をお答え願いたいと思います。

それから、自主防災組織というのが作ってあるのは私も知っているんですけども、色々な地区に聞きますと、かなり進んでいるところ、私のほうはちょっと余り進んでいないわけ

なんですけれども、その辺を、その組織をどんどん育成していくのに、町としてこういうふうにはやって取り組んでいこうかなとか、そういう指導があれば是非、そういうことで指導をお願いしたいと。

以上、こういうことを是非お聞きしたいということで、お願いします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、久我政史議員の質問にお答えをいたします。

自然災害につきまして、1点目の、台風9号、16号、9月22日の大雨による町内の災害について、被災した方に対して町としてどのような制度を設けているのか。また、町として国や県、その他団体の支援制度を把握しているのかについてでございますが、台風などの大雨による被害については町として独自の支援制度は設けておりません。自然災害による被災者への町の支援は、住宅に対するもので、睦沢町被災者生活再建支援事業実施要綱で規定していますように、被災者生活再建支援法の支援が受けられない世帯で、千葉県被災者生活再建支援事業実施要綱に基づき、千葉県知事が支援の対象とすることを決定した自然災害により被災した場合に限ります。

また、国や県その他団体の支援については、国においては被災者生活再建支援法、県においては先程の千葉県被災者生活再建支援事業があり、いずれも住宅に係るものでございます。

このほか、県では農業者向けとして、被災農業者向け経営体育成支援事業を設けており、本年度の台風などでの被災に対しても事業が実施されているところでございます。なお、社会福祉協議会では、低所得者の方向けに生活福祉資金貸付制度が設けられております。

これらの支援制度は、おのおの条件が限定されておりますが、災害等が発生し、適用となる場合は周知して参りたいと思っております。なお、過去に農地等の被災によりまして、個人の農地、田んぼや畑が決壊した場合に、町単独で特例の要綱を作りまして、それに対する補助、あるいは町で災害復旧をして、残り分を個人から負担金をいただくというようなことも、過去の災害の状況によって、その都度判断しながら進めてまいったところでございます。恒久的な制度としての制定はないと、その都度また、皆さんと協議しながら進めて参りたいというふうに考えているところでございます。

次に、2点目の、全国各地で発生している集中豪雨、土砂災害、地震等を教訓として、今後どのように安全・安心のまちづくりを推進していくのかについてでございますが、アの緊急時の今後の住民避難を主とした防災訓練のあり方をどう推進していくのかについてですが、本年も10月16日に防災訓練を実施し、避難された方に避難所運営に携わってくださる方を募

り、実際に物資や靴カバーの配布をしていただきました。

災害時には職員も多く被災する可能性があることから、行政による避難所運営だけでなく、その地域の方で避難所を運営していかなければならないことも想定されます。このために、訓練も、住民の方が自ら避難所運営にかかわり、実際に災害が発生した場合に即したものであることが重要だと考えております。特に最近のように大規模災害が発生した場合に、あらかじめ職員を全部分担してしまいますと、最終的には今後どうするんだという町全体の計画を立てるときに、職員がもう全部現地に散らばってしまって、計画すらも出来ないという状況に陥ってしまいます。ですからなるべく地域住民が携わり、あるいはまた、例えば社会福祉協議会がボランティア活動の元締めをするということになっておりますが、社会福祉協議会も介護等に人員を割かれることが大半だというふうに認識をしておりますので、事前に例えば民間の日赤と協定を結んでおいて、いざ災害の場合には、民間からの応援をいただきながら、ボランティアさんが来ていただいたら、それが的確に運営出来るようにするということが非常に大事だというふうに考えているところでございます。

また、町全体での訓練も重要でございますけれども、自主防災組織や避難所ごとに避難所運営ゲームやワークショップなどを活用し訓練を行うことで、住民一人一人の避難所での役割など防災に対する意識の醸成につながるものというふうに考えているところでございます。

これらを踏まえまして、今後の防災訓練につきましては、町全体の訓練はもちろん、自主防災組織ごとの訓練なども進めて参りたいというふうに存じております。

次に、この避難所における役割分担、使用設備、避難者の人数による対処法等についての会議訓練は年間計画に組み込まれているかについてでございますが、避難所に関する会議や訓練の年間計画を特段立ててはおりませんが、例年1回の避難訓練を実施し、各地区の自主防災組織においては機を見て実施されているものと考えておるところでございます。

また、職員の役割分担等は地域防災計画に記載してございますが、避難所の運営につきましてはマニュアルを作成しており、それに基づいて行動することとなっております。このマニュアルは、基本的な考え方として、住民の自治による避難所の運営を掲げ、さらに、災害時には臨機応変に対応することとしております。

本町におきましては、避難所を長期間にわたり開設したことがない上、災害が発生した際には想定される範囲を超えることが生ずる可能性もあることから、経験不足を補うため、現時点で想定される範囲での訓練を積み重ねる必要があると考えております。しかしながら、町が行う訓練では広い地域が対象となり、災害時に大切なことである住民一人一人のつなが

りが感じられないため、さらに地域ごと、自主防災組織ごとなど小さな範囲での訓練が必要と感じております。これは、議員が感じておることと、町も当然それを感じておるところでございます。今後、このような訓練が行えるような環境作りや住民の皆様への呼びかけなど対策を検討して参りたいと考えております。

次に、ウの防災は国、県、町、区、企業、家族、個人がそれぞれのパートで取り組むべきであると思うが、町として自主防災組織拡充を図るための指導・育成の仕方についての計画はあるか。また、どのように指導していくのかについてでございますが、先程もお答えしましたとおり、自主防災組織の地域に即した訓練については大変重要なことだと感じております。町といたしましては、国や県からの情報をお知らせするとともに、千葉県災害対策コーディネーターの養成講座を来年度に開催いたしまして、各区に最低でも2名程度、このコーディネーターの資格取得をご協力いただきたいと思いますと考えております。

また、自主防災組織を運営する各区長の皆さんと連携いたしまして、区長会等におきまして情報交換を行うということで、例えば割とよくやっている地域の事例発表をしていただくとか、そうすることによりまして、そういうやり方もあるのか、いやいや、うちのほうはまた条件が違うので違うことをやるんだよということで、違う地域の発表をしていただくというようなことで、お互いの区間の競争と言ってはおかしいわけですが、意識を高めるということも必要かなと。そうすることによって、何をやっていいのかわからないなというのが、ああ、そういうやり方もあるのかなという気づきができるような方策も立てていきたいというふうに考えておるところでございます。これについては、また区長会長さんとも十分協議を進めながら進めて参りたいと思いますので、各区の区長さん方は当然防災組織の長となっていることで、睦沢町にとってはなっておりますので、またご協力をよろしくお願いを申し上げます。

このほか、千葉県地域防災力向上事業などを活用いたしまして、災害に強いまちづくりのために、資機材の整備や研修会などの支援を行って参りたいと考えております。

よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） 久我政史議員。

○4番（久我政史君） 今お聞きしまして、町として特別な支援はないけれども、その都度考えながらやっている。さすがだなと私も今思いました。

あと、防災の厚いのを読ませていただきまして、自分が知らないのが悪かったんだなとい

うことを反省しているわけですがけれども、それはそれとして、今、区長会の話が出ましたので、是非区長会で話をして、区長から少なくとも年に一遍、こういうことだということをやっている色々広まって、何かあったときにも大丈夫かなと、何かそういうふうに、自分の反省を含めて、防災という意識を高める必要も、こういうのが当たり前になって来るのかなという、ちょっと心配していますので、そういうことです。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それこそ、この防災につきましては、自主防災組織という組織が非常に大事になって来ると思います。また、こうやって皆さんの顔を拝見いたしますと、ほとんどの方が区長経験者、あるいは現に区長さんという方が多いと思われまます。また、これから当然にして区長を経験しなければならないという方々がたくさんでございますので、是非また町にも色々ご指導いただきながら、また、各自主防災組織が町が思い描くようなものがスムーズに実行出来ますよう、ご協力をお願いしまして、私の答弁とさせていただきます。

○議長（市原重光君） 最後にどうぞ。久我政史議員。

○4番（久我政史君） 町の人であれば、色々な片づけるのを、お宅の山が崩れたとか、大体、よほどの人でなければ話はつく、私なりに思っているわけですがけれども、町内の方、知っている方ならいいんですけども、知らない方、誰が持っているかもわからない、そういうときに、町に相談に行って、例えばこの所有者はこれだと、そういうところで、こういう人が所有者だと。町がやってくればこんないいことはないんですけども、少なくとも住所を教えて連絡をとってくれとか、その辺を出来れば町で、こういうことで要望があるので、お宅の山が崩れた、こうなっているのでは何かしてくれませんか、そういうふうなことをやってもらいたいなど。出来る、出来ない、仕事が多くてやれないよというのであれば、それはそれで住所だけでも教えて欲しいと、その辺、よろしくお願いします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 今、おっしゃっていただいたことは、もう既にやっております。皆さんもほとんど区長経験者ということであると思いますが、災害が起きた場合にまず町としては情報を収集したいということで、区長さん方には、何があったのか、あるいは町が何をしなくちゃいけないのか、どういうことをしなくちゃいけないのかという把握もありますし、全て子細にわたって区長さんからご報告をいただいておりますし、また、区長さんからこういうのがあったので、どうしたらいいでしょうかということで、町の職員がその調査を当たったり、あるいは地権者に連絡をしたり、また、地元の区長さんが住民の方と直接その復旧

に当たってくれたり、町は当然、町内業者を使ってその復旧に当たっておりますが、そういうこともしております。ということで、是非、地元に戻って区長さん方に、何かあったら町に相談してくださいと。そうすると町がすぐ手配してくれますよということでお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 久我政史議員。

○4番（久我政史君） 要望だけなんですけれども、用水排水路ってあるじゃないですか。あれが意外と埋めちゃって役に立っていないとか詰まっちゃったりとか、そういうときに、今どこが行けないとか、そういうの見回りとか、区長がやるのがいいか、誰がやるのがいいかわからないけれども、その辺が、何かあれば知っておいたほうがいいのかなと、私なんかも気になったところは、木を切って、そこら置いておいたのが詰まっちゃって水があふれたとか、そういうことがあったので、その辺がどうなっているのか。無断で埋めるというのがあるじゃないですか。私も幾つか知っているわけです。その辺は土地の地籍がわかればということで、それを進めているけれども、その辺が遅れているので、ちょっと難しいのかなと思うんですけれども、これは要望事項です。

○議長（市原重光君） 要望ということですから、今後の対応をお願いします。

これで4番、久我政史議員の一般質問を終わります。

◇ 今 関 澄 男 君

○議長（市原重光君） 次に、8番、今関澄男議員の一般質問を行います。

今関澄男議員。

○8番（今関澄男君） 私のほうから、2点ほど質問させていただきます。

まず、総合戦略を強化する総合計画策定につきましてお伺いをしていきたいと思っております。

平成27年度より実施し、平成31年に完遂する睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、本町の最上位計画として現在展開中でございます。中でもこの総合戦略では、平成31年までに実現すべき数値目標を定め、これに達成すべき施策の基本的方向、いわゆる戦術的内容を打ち出した極めて高度な中期的計画であると思っております。

今、国際的、国内的を問わず社会経済環境は大きく変化し、半年先、1年先を見通すことも困難な状況となっております。このような中で本町は道の駅拡充整備に係るスマートウェルネスタウン拠点形成事業に取り組み中でございます。本事業では、平成51年までの長期に

わたる支出額から収入額を差し引き、ライフサイクルのコストの試算を行い、平成29年度から平成51年度までの先般の議会で28億円余の債務負担行為、いわゆる支出予定額を計上したところでございます。

このように先行き不透明な状況にあって、私は総合戦略をさらに強化するため、重複する場面もあり得ると思いますけれども、町は今後10年先を見据え、人口減少、超高齢化等の悪条件を克服した展望の持てる第3次総合計画の策定に早期に着手すべきと考えますが、いかにかお伺いしたいと思います。

また、町税など自主財源の確保は極めて難しくなっていくほか、今後、高齢化社会の到来による介護関係の対策、また、老朽化する公的施設の更新、そしてスマートウェルネス拠点形成事業の展開に伴う将来負担比率の急上昇など、不安要素を払拭する財政、収支計画も併せて提示する必要があるとございます。

また、この中期的計画、3点目ではございますけれども、総合戦略なり、また従来行っておりました基本計画、また実施計画、3年計画、5年計画でございますけれども、この計画につきましては議会議決事項となっております。自治法では、総花的な計画を排除するために、長期的な総合計画だけに議決権を与えております。私は中期的計画においても、今回、総合戦略のように、最上位計画でございますので、自治法第96条等の活用によりまして条例を整備して議決事項とすべきと考えますが、いかにかお伺いをしたいというふうに思います。

続きまして第2点目でございますが、農業の活性化でございます。

今、ふるさと納税は、全国的に見て、自治体ごとに創意工夫を組んで取り組んでおります。本来、ふるさと納税は睦沢町に対する思いが入っていなければなりません、主に返礼品を目当てに、これに対応している、これが大半であると思います。平成24年のころには本当に何件かのふるさと納税であったものが、平成26年では2,636件、寄附金額も2,900万円余、そして昨年、平成27年度は6,499件、9,600万円余の寄附金がございました。主にむつぎわ米を中心に、町の産品を送って町のPRを促進してきたわけでございますが、本年度に入りましたは、12月1日入金済み件数が1,853件、3,390万余でございます、これにはむつぎわ米を中心としたわけでございますけれども、長生農協のながいき美人、ふさこがね、こういったものも取り入れましてやっております。

このように、ふるさと納税の返礼品として、むつぎわ米の取り扱いが不足傾向ということもありますし、今年度のように、また余ってしまう、余剰が発生してしまうというような過性の性質の高いことから、供給不足になったり、また余剰になったり、不安定な状況でござ

ございます。また、省みて、このむつざわ米、ブランド化ではございますけれども、ブランド化というのはやはり地道に取り組んで長い時間をかけて積み上げて出来るものだと私は思っておりますが、現在、千葉県のちばエコ農業の推進要領の規定に基づきまして、ちばエコ農産物の認証を受けた生産者の米のみがむつざわ米の紙袋を使用してブランド米として販売している。こういうのが実態でございまして、対象生産者は限られております。当然、生産量も限定されて来るわけでございます。

私はかずさ有機センターのもみ殻、たい肥の施用を拡大しまして、また当然生産者も多くこの使用を推進し、睦沢町独自のエコ米、いわゆるむつざわブランド米、県のエコ米とは違った本町独自のブランド米を量的拡大に取り組んでいく。そうして年間を通して安定生産を行い、高値につながる販売先の確保、これを基軸とした対応が必要ではないかというふうに考えております。こういった面で、ブランド化は非常に難しい面がございますけれども、長い目で見ながら、地道にこのブランド化の高揚を図っていかざるを得ないのではないかとこのように思います。

また、農業の活性化はもとより、活力あるまちづくりのために、睦沢産米のブランド化や付加価値を付けた商品開発、また、Uターンの推進、都市と農村との交流、いわゆるグリーンツーリズム事業の取り組みは今後非常に重要な施策になって参ります。積極的に都市部との交流を行って、いわゆる小口、大口だけじゃなくて小口、個別消費者との契約によるむつざわ米、年間を通した契約によるむつざわ米の販路拡大、こういったものにも取り組んでいく必要があると思います。あらゆる面から総合的な生産販売対策の実践への取り組みをすべきと私は思いますが、いかがかお伺いをしたいと思います。

以上、大項目2点、ご質問をして終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、今関澄男議員のご質問にお答えをいたします。

まず最初に、1の総合戦略を強化する総合計画策定について、1点目の、町はスマートウェルネスタウン拠点形成事業の本格稼働に伴う長期にわたる債務行為を抱える中で、超高齢化等想定される悪条件を克服した展望の持てる第3次総合計画の策定に着手すべきではについてですが、人口減少による様々な社会課題への懸念が具体化する中、国では平成26年11月28日に、まち・ひと・しごと創生法が公布をされ、同年12月27日には国より、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン、総合戦略が示されました。

法に基づき、地方自治体に対しても、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案して、当該地

方公共団体の人口動向を分析し、将来展望を示す地方人口ビジョンと、それをもとに地方公共団体における今後5か年の目標、施策の基本的方向性や施策を提示する地方版総合戦略の策定が求められ、本町でも人口動向について分析するとともに、それらを踏まえた睦沢町人口ビジョン及び睦沢町総合戦略を昨年10月に策定をいたしました。

人口ビジョン、総合戦略の策定、推進に当たりましては、全庁横断的に取り組むため、私、町長を本部長とする睦沢町まち・ひと・しごと創生本部を設置するとともに、国の指導によります町で検討した事項の調査、審議及び進捗状況に対する意見などをいただくための外部組織として、産官学金労言が連携する睦沢町まち・ひと・しごと創生審議会を設け審議をし、さらには議会とも両輪となり検討、推進しているところでございます。

このことから、議会に対しては戦略策定までに全員協議会を3回開催いただくとともに、本年7月には27年度のKPIの報告をさせていただき、貴重なご意見をいただいたところでございます。また、総合戦略は必要に応じて、個別の施策見直しや、戦略の改定を行うこととしております。

議員ご指摘の、スマートウェルネスタウン拠点形成事業の本格稼働に伴う悪条件を克服していく中で、必要に応じまして施策見直しや、戦略の改定も考慮したいと思っておりますので、社会経済情勢等に対応した判断をしたいと思っております。

なお、第3次総合計画に着手すべきではということにつきましては、全員協議会でご説明させていただきご了承いただいたと認識をしておりますが、総合戦略の策定、これは法によるところの策定義務があるわけですが、総合戦略を策定した場合、総合計画と期間が重複することから、義務づけがなくなった総合計画の策定は、義務づけによる総合戦略を優先することで、戦略期間については総合計画の策定を行わず、総合戦略をもって本町の最上位計画とし、総合計画の策定を一時休止することとしたものでございます。

これは3点目の、総合戦略、基本計画、実施計画は議会議決事項になっていないが、条例を整備し議決事項とすべきと考えるがと併せてのこととなりますが、これまでの基本構想について、改正前の地方自治法第2条第4項において、議会の議決を経て定めることが義務づけられていました。

しかしながら、地方自治法の一部を改正する法律が平成23年8月1日に施行され、基本構想の策定義務及び議会の議決義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは町の判断に委ねられることになりました。

なお、総合戦略期間終了後につきましては、再度総合計画の策定を行うか、あるいは総合

戦略として延伸をするのか、その時点での国の動向などの状況を見ながら判断していただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いするものでございます。

また、今後総合計画を策定することとなった場合ですが、平成25年度からの第2次総合計画後期基本計画策定の際、もともと総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の三つの柱から構成されておりましたが、第2次総合計画終了後は総合計画を、基本計画、実施計画の二つの柱による構成とすることを平成24年2月20日開催の議会全員協議会で説明をさせていただきました。

これは10年間の基本構想に基づき策定する前期・後期の基本計画、さらには3年ごとの実施計画になりますが、時代の潮流の激しい現下の社会環境下で10年間の構想を描くのは困難ということから、10年間の基本構想を省き基本計画及び実施計画のみの策定とし、基本計画についても5年を4年計画とするとともに、実施計画につきましては3年計画を2年計画に短縮することとしましたことから、改正前自治法での議決事項である基本構想の策定は行わない考えであります。これは、強いて言えば計画ばかりで頭でっかちになって中身が伴わないということでは、本末転倒になってしまうのかなというのも一つの考え方ではないのかなと思っておりますのでございます。

2点目の、これに伴う財政収支計画を町民参加のもとで英知を結集し取り組み、公表すべきと考えるがについては、財政計画につきましても総合戦略に基づき適宜見直していきたいと思っておりますので、住民の代表となる議会と議論を重ねながら健全財政の堅持に努めて参りたいと考えておりますので、今後ともご指導、ご協力をお願いするものでございます。

なお、基本計画等の議決につきましては、議員各位のご意見をいただきながら判断をしたいと思っておりますので、よろしくご理解を賜りたいとお願いをいたします。

次に、2番目の農業活性化について、1点目の睦沢ブランドむつざわ米はふるさと納税の返礼品として供給不足気味であるが、安定生産・安定販売を基軸とした対策の取り組みを強化すべきではについてですが、町としてかずさ有機センターのたい肥を利用した減農薬、減化学肥料により、ちばエコ認証を取得した米に対して安心・安全なむつざわ米としてブランド化を推進しておりますが、差別化が難しくなかなか価格に転嫁出来ていない状況がございました。

そこで、平成26年度から全国的に話題となっていたふるさと納税制度、これは特に議員からも一般質問があった中での取り組みかというふうに理解しておりますが、返礼品にむつざわ米を加えたところ、通常販売価格よりも有利な価格で町が買い上げることが出来、農業者

の所得向上やむつぎわ米のPRにもつながり、現在はリピーターとして定着が図られつつあるところでございます。このことから、むつぎわ米が供給不足気味ということではなく、引き続きより多く生産者から買い上げが出来るようにして参りたいと存じております。

また、他方ではふるさと推進協議会が中心となりまして、平成22年から米食味分析鑑定コンクールへの出品を積極的に行っており、ここ数年、上位の成績をおさめるまでになって来ております。

そのようなことから、徐々にむつぎわ米の知名度は上がって来ているものと考えますが、議員ご指摘のとおり、この流れが一過性のものとならないよう、しっかりとした地盤作りが大切でございます。今後も商品開発の向上や販路拡大等、睦沢産米全体の底上げが出来るよう努力して参りたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、このむつぎわ米、このブランド化でございますが、かずさ有機センターのたい肥を使ったものということで、これについてご承知のとおり睦沢町と一宮町限定のものでございます。こちら辺が、他の町村ではやろうと思ってもなかなか出来ないところがございますので、是非この強みを生かしていきたいなというふうに思っておりますので、議員のご指導もまたひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、2点目の町のPR情報発信、地場製品の加工ブランド化や販路開拓に向けた都市との交流を積極的に取り組むべきではについてでございますが、現在、物販部門では春の板橋区のさくらまつり、志村町会のチャリティーフリーマーケット、本年度は都合がつかず不参加となりましたが、秋の板橋区の秋祭り、新宿の花園町まつり、また、町商工会と協力して池袋サンシャインで行われる全国商工会物産展には昨年参加をしております。

観光部門では、10月及び3月に観光連盟主催による木更津三井アウトレットパークで行われる観光イベント、6月及び2月には中房総観光推進ネットワーク協議会主催による海ほたるでの観光PRイベント、12月にはNEXCO東日本と共催による交通安全キャンペーンや、千葉県主催による東京駅に隣接したKITTE内東京シティーアイにおいて開催される、ちばICHIIBAにも昨年参加をしておるところでございます。

農業部門では、ふるさと推進協議会と道の駅主催による新宿区との都市交流事業として、農作業体験、岩井地区においては民間主導で開催されている農作業体験等に支援を行っております。

このように、様々な場所で町の情報発信や都市交流に努めているところでございますが、議員ご指摘のとおり、まだまだ町の知名度を含めPR不足は否めません。今後も機会がある

ごとに積極的な町のPRや地場産品の販路開拓に向け努力をして参りたいと存じますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） 今関澄男議員。

○8番（今関澄男君） 10年先は読めないというようなお話でございました。確かに今の現状ですと大変難しいことだと思います。

しかしながら、スマートウェルネス拠点形成事業、長期にわたって非常に多額な資金も使うわけでございまして、町の財政基盤はどうなっていくのかということが非常に町民の皆さん方も関心のあるところではないかと思えます。そのようなことから、また高齢化社会、当然そういうふうになっていくわけでございます。人口の関係もありますし、自主財源の町税の減少、こういったものから、町の運営はどうなるのかというようなことが、非常に関心があるのではないかと思います。

そういった観点から、やはり手作りで今から、私は平成30年を初年度として39年度あたりまでの10年計画、この辺をまず第一弾として考えたほうが良いと思えますけれども、総合戦略とダブりますが、やはりその総合戦略を強化する意味で、その辺を手作りでもって見通しする、夢のある町を作り上げていくんだという、そういう前向きな姿勢の計画をお示しするということは、町としても非常に重要なことではないかというようなことからこういう質問をさせていただいた。5年先、平成31年度先の計画は組んであるわけでございますけれども、これでさえ取り組みが非常に計画を綿密に練って作り上げた総合戦略でありますから、この目標を達成するためにも、これは大変な努力が必要であります、その最中にまた次の計画の着手というような、こういうことにつきましては非常に心苦しい点がございまして、ある面、時間を置いた中で考えていく、早期に着手するということは、それだけ時間をかけるということでもあります。ただ単に、委託先にお任せするのではなくて、自ら手作りで先を読む、そしてそれを達成させていくという観点から、私は質問させていただいたわけでございますけれども、そういう方向を是非検討していただければというふうに思います。

それから、総合戦略につきましても、法的な根拠がないことではございますけれども、全員協議会の中で詳しく説明は受けております。その中で十分認識を深め、本会議をスムーズに進めるという観点からはこの協議会での対応は十分、必要であるわけでございますけれども、いかんせん基本的な計画について議会の議決がないというのは、やはり二元代表制からいってもどう見ても、議決がないというのが、どうもクエスチョンマークというふうなこと

を以前から思っておりました。そういったことで、自治法がないからというようなことでなくて、これは町独自で皆さんと協議して条例化すれば十分これは対応出来る内容でございますから、その辺につきましては、先程町長は、十分また議員の皆さん方と意見交換するというような話でございましたので、積極的にこの辺につきましては課題検証というような形で、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

なお、その収支計画等につきましては、私も住民参加の上で作るべきだというふう書いてあります。これは産官学等々の審議会があつて、それなりの審議会の中で十分総合戦略等は検討されておりますけれども、やはり住民代表を踏まえた審議会、協議会等を十分生かして、町民参加のもと作り上げていくというのが基本になると思いますので、この辺も併せてお願いをしたいというふうに思います。

農業の活性化につきましては、やはりふるさと納税の返礼品が中心になってしましまして、どうも、私も以前のふるさと納税を積極的に行う、これがいわゆる町のPR、町の位置付けの一つの大きな目玉、位置付けになるというような提案をいたしまして、ふるさと納税に力を入れ、昨年度につきましては約1億に近い納税があったわけでございますけれども、反面、本年度に入りまして、なかなか難しい、件数的から見て非常に難しいわけでございますけれども、やはり私はこれは今後、十分国の施策でもありますし、ふるさと納税は積極的に取り組んでいっていただきたいというふうに思います。

しかしながら反面、むつざわ米というブランドを育成するという観点から、この納税に対する返礼品対応だけでなく、安定生産、1年間を通して供給出来る、また販売出来る、そういう仕組み作り、この仕組み作りを町としては、諸団体の活用等もありますけれども、その辺との十分話し合いを進めながら、仕組み作りをして1年間通して安定した生産、そして安定した販売、これが出来ませんと、出来秋、新米の時期だけ販売をして、あと半年はもう物はありませんとか、そういう不安定な対応だとなかなかブランド化にはなっていないし、お客さんも対応出来ないというふうな形がありますので、その辺の安定生産、安定販売という、そういうものを基本とした仕組み作りを検討すべきだというふうに思います。といいますのも、やはりそれには、ブランド化を作る生産者がある程度限定されておりますから、この辺を銘柄たい肥という極めて強力な武器がございますから、これを生かしながら少しでも生産量を増やして安定販売をする、そういうことに取り組んでいくべきだというふうに思います。

それから、都市との交流でありますけれども、先程色々と県のアンテナショップ、KIT

TE、花園、板橋、色々と話がございました。非常に積極的にやっている範囲の中で、いま一度やはり睦沢町が打って出るというような対応を是非お願いしたいわけですが、特に板橋区への対応、春秋やられているというというふうなことで、ずっとこれは歴史もあるようでございますが、私も個別的にはちょっと伏せたいと思いますけれども、秋については、町は関与せず中止としてしまったと。これはメリット、デメリットがあると思いますけれども、その辺について一部の方からお話があったのであえて質問させていただくわけですが、やはり必要性の問題等につきましては十分根回しをしながら、対応者につきましても十分納得いく上で取り組むべきだというふうに思います。その辺について、ボタンのかけ違いがあったやに思いますけれども、やはり町全体一丸となって、都市への対応は取り組むべきというふうに思いますので、その辺につきまして、今後の取り組みも含めまして再度、再質問させていただきました。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは私のほうから、再度の質問についてお答えをして参りたいと思います。

総合計画の策定についての長期計画もあるべきではないか、また、これについては議会議決があるべきではないかというお話でございました。執行者側としましては、先程答弁申し上げたとおりでございますが、これも先程議員からもお話のあるように、議会側からの再度の要請によってまた検討しますよということでございます。そこら辺については、また議会全体としてどのように考えるかということもまとめていただければ、それに対応して参りたいとは思いますが、当面、執行者側としては先程申し上げたとおりであることを、再度申し上げたいと思います。

ということで、議会側からの全体としての意見が賜ればというふうに考えるところでございます。というのは、先程申し上げましたように、計画ばかりで執行が伴わない、職員はやっぱり執行にどうしても力を割いていきます。ということで、計画についてはある意味やはり先駆性を持ったプロと、住民の意見をまぜ合わせた中で、それを職員が練っていくということが計画の大原則であるというふうに考えております。職員だけで全てが出来るものではなくて、やはり先駆性を持った色々な頭の考えの方と交えてそこに住民の考えを入れて、睦沢町の将来構想を作るというのが私は、もっともっと睦沢町を先に導くものにならないかなど。やはり井の中の蛙では、なかなか大海に出て行けないんじゃないかなということも考えております。ということで、自前だけの職員でということについては、私としては

今時点では可としないというふうを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、これについては議会全体としても検討していただき、その後意見を賜れば幸いだというふうを考えているところでございます。

それから、ふるさと納税の返礼品でございますが、先程、違う議員からのご質問にもありましたように、これからは一つの返礼品に偏ることなく幅広くしていきたいと。特に、睦沢を体験していただくと、これがすなわち睦沢移住へのきっかけにもなるだろう。今、若者の中でも都会に住んでいる方が、人間らしい生活を求めて地方に出て行きたいという意向がかなりあるというようなアンケート結果等も出ております。そのようなことから、これからは睦沢の体験版、睦沢に来てもらうためのものを、そういうものも返礼品として考えていく必要があるという認識を持っております。ということで、今、内部においてそういうものを磨き上げをしながら、返礼品としての格上げに持っていきたいというふうを考えているところでございますので、また是非議員のお力添えもいただきたいなというふうに考えております。

なお、むつざわ米でございますが、先程来もありますように、もみ殻たい肥を使った、これはほかでは出来ないものでございます。

また一方で、限定品といいますか、ここしかないんだよ、新米は今しかないんだよというのも、ブランド力を上げる、いつでもあるんじゃないんだよ、梅雨時期になって来るともう新米じゃないんだよ、秋のうちに新米に、ただ、それは長期的に冷蔵庫に保管したものもあるということで、季節限定ということもブランド力を上げる一つの手法かなというふうに私は感じております。そのようなことで、先程も言いましたように、お米だけにとらわれず、幅広い返礼品としてこれをすることによって、睦沢町のPRにつながっていくという方向になれば、ますます睦沢に来てみたいな、いや、睦沢に行ってみたらお米は食べてみてよかったですけれども、今度は体験版行ったら素晴らしいところだねと、これが本当に人間が住むところではないでしょうかというような感じを持っていただけるような体験版等を作っていくことも、これからの睦沢町に必要なのかなというふうに思ひますので、またご指導いただければと思ひます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 今関澄男議員。

○8番（今関澄男君） 先程、いわゆる都市との交流、町長おっしゃるとおりですね、やはりUターンの関係、色々ありますけれども、グリーンツーリズムという形で呼び寄せることも非常に大事である、経験させるというんですか、そういったことも大事だと思ひますので、

その辺の取り組みもお願いをしたいというふうに思います。

また、新米の時期は睦沢の新米というようなことをPRする、これは大いに結構だと思いますが、私は安定生産、安定供給、安定販売という、少しでも高値につながる対応策が必要だというふうには考えております。そういう中で、最も必要な秋口の都市との交流が今回途絶えてしまったというような話もありました。これは来年あたりどうするのか、ちょっとその辺、特に板橋の関係、どういうふうにお考えなのか。どうもその辺が、町内の、対象者とそのギャップがあっては困りますので、その辺につきまして、どう取り組んでいくかお聞きしたいというふうに思います。その1点、お願いします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） すみません。先程、答弁漏れがありまして、すみませんでした。板橋の関係でございますね。

これにつきましては実は、先程も申し上げましたように、多種多様に職員が対応しております。これはご承知のとおり、職員ではなくて地元の方々、あるいは生産者、それから道の駅の従業員だとか、その生産者だとか、色々な形で複合的に対応しているところでございます。しかしながら、秋の板橋につきましては、ちょうど事業が重なってしまいまして、職員のやりくりが出来なくなってしまったというようなことから、ご理解いただいて、今回はというお話をさせていただいたところでございます。

そのようなことから、町は協力的ではないというようなご指摘があつてのご質問じゃないかというふうに推察するところでございますが、そのようなことで先程もあえて言わせていただきましたが、色々な形で町は対応しております。出来ればこれが、町職員ではなくて、先程も言いましたように生産者と一緒になって、これからも密に活動出来るように、また切磋琢磨していきたいというふうに考えております。

なお、色々な形での返礼品ということでございますが、これにつきましても、担当課のみで考えるということではなくて、私はやはり、こういう小さい自治体なので、各課が連携しながら、お互いに意見を戦わせながら、それぞれの課で出来ることをみんなでチームとしてやっていくと。この場合、最終的には課長等がいますが、最終的にはトップには副長がおりますので、副長にトップになっていただいて、各課の調整をしながら、また新しい商品を作るということもこれから当然必要になって来ると。また、そういうことをしなければ、少ない人数の職員で住民の期待に応えることは出来ないというふうに考えますので、またこちら辺についても、もう既に職員の中からそういう声が出ております。ということで、既に昨日

来の企画調整会議、課長会議でございますが、そういう話も出ておりますので、これからそういう形で積極的に取り組んで参りたいと思いますので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

○議長（市原重光君） これで8番、今関澄男議員の一般質問を終わります。

◇ 田 邊 明 佳 君

○議長（市原重光君） 次に、5番、田邊明佳議員の一般質問を行います。

田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） それでは、通告順に従い質問させていただきます。

先日、大雨で、長楽寺で宅地内での土砂崩れが2件起こりました。うち1件は家まで入りました。感覚として長年なかったことが起こりつつあると感じます。

まず初めに、防災について。先に2名の議員がこの件について質問しましたが、このことは関心も高く、問題も大きいものだとご理解いただけたのではないのでしょうか。その点を踏まえ、今後に生かしていただきたいと思います。

それでは、重複する点多々あるかと思いますが、質問させていただきます。

今年度の10月16日に行われた大雨による災害を想定した避難訓練では、区によっては行事があらかじめ組んであったために参加を見送った方も多数いたようでしたが、町全体としての参加率はどうだったのでしょうか。この避難訓練は、避難勧告発令の後、徒歩で各避難所に避難するというものでした。私の地元の区を例に挙げますと、広域避難所にたどり着くまでにどんなルートをたどっても橋を渡ることになり、四十数年前に橋2橋が太ももまで水につかってしまうという事態もあったことから、水害を想定しての訓練というには、水害によって橋が機能しなくなる場合も大いに考えられることから疑問が残ります。また、瑞沢地区などでも道路に面した山が多く、果たして雨によって土砂災害が起きた場合も考えると、避難者が無事にたどり着けるのでしょうか。また、足腰の弱ったお年寄りや独居老人など被害時要援護者を連れての悪路での長距離移動は耐えられるとは思えません。

睦沢町地域防災計画の睦沢町自主防災組織避難所運営ガイドラインでは、避難所は原則として住民による開設、自主運営としますとあります。広域避難所へは、発災後3日後からとあり、3日間は地域で助け合うことが大事としています。そうであるならば、各地域での特性を鑑み、まずは各地域での避難のあり方を話し合い、各地域の実情に即した避難訓練をすべきではないでしょうか。

防災について二つ目、以前にも質問しましたが、地震、津波、川の増水等による災害時は徒歩避難が原則ですが、津波や川の増水時に浸水が予想される川島・寺崎地区、またその中にある特養、グループホームなどの各老人施設等の避難計画はどうなっているのでしょうか。多くのお年寄り、特に寝たきりの方を移動させるのは、例えば人手のない夜間では各施設のみで対応するのは難しい面もあるかと思いますが、対策は万全なのでしょうか。また、以前の質問では、津波時の避難は机上訓練でやったとの答弁がありましたが、川島地区の方に聞いたところ、特にそういった避難経路など知らないとのことでした。その方は真面目に各集会などに出ているような、自治活動に活発な方です。そういった方が知らないということは、津波、川の増水時等の避難経路は周知が足りていないということなのでしょうか。

防災について三つ目、会計検査院の調べで、防災行政無線の放送拡声器などの設置している支柱や建物で、耐震性が十分でない箇所が全国で約800基あったということですが、本町の状況はどうでしょうか。

次に、教育について伺います。以前、他の議員も質問されていましたが、学校司書配置について伺います。

学校司書は努力義務ですが、新聞報道によると、配置状況は、小学校で山梨県と島根県がほぼ100%、中学校で鳥取と島根で100%となっており、全国平均では今年4月時点で、小学校が59.3%、中学校が57.3%となっています。千葉県では小学校63.3%、中学校60.4%と50%を超えています。全国学力調査で、小6が4教科中3教科で全国1位、中3も2教科で全国1位と高水準の成績だった石川県は、県内の児童・生徒が図書館の利用や新聞を読む割合が高く、その要因には全国的にも早い段階での学校図書館司書の導入もあるとされています。また、12月7日の報道で、日本の15歳が国際的な学習到達度の調査で、読解力が前回より低下したとの結果が出ました。その中で文部科学省は、ネットを利用する時間が増える一方で、筋立った長い文章を読む機会が減っているとの見解も出しています。

先回の他議員への答弁では、各学校には司書教諭の資格を持つ先生方がおり、現状では専門職員配置は難しいとのことでした。ですが、もともと忙しい先生方にハイレベルな専門的な活動をしていただくのは難しいと思います。また、資源のない日本では、人材が資源です。日本の将来を担う子供たちに対して、惜しみない教育を施すことは我々の義務ではないでしょうか。小学校も再編に向けて進んでいます。町長も素晴らしい学校をと前回の定例会でおっしゃってありました。こういった環境を整えていくことも大事なのではないでしょうか。千葉県では、配置が60%を超えています。子育て重視の睦沢町で、このまま専門の司書のい

ない状況は好ましくないかと思いますがどうでしょうか。

三つ目、町民の安全について。県内では、安全対策として生活道路が集中する区域の最高速度を30キロに制限するゾーン30の指定があり、睦沢町でもむつみニュータウンにあります。報道機関のアンケートでは、ゾーン30の認知度は31%とあり、現在の道路の状況を見ても守っている車は少なく感じます。周知はされているのでしょうか。個々のマナーの問題かもしれませんが、今年度の地区懇談会で30キロ制限を守っている車が少ない、対策をとの声がありました。町は公安委員会と相談したいとの返答でしたが、その後の対策等はどうなっているのでしょうか。

四つ目、スマートウェルネスタウン構想について。千葉県10月県内倒産額は、前月比2.5倍の41億5,000万円となり、そのうち負債11億9,700万円の大型倒産が健康ランド1件でした。温浴施設は経営が難しいものだと思います。子供のころから、近隣市町村に幾つか出来ては消えていた記憶があります。

会議の中で県内にある温浴施設一覧を見せていただき、大丈夫ですとおっしゃっていましたが、実際のところ大丈夫でない施設が出てきました。本計画に不安はないでしょうか。

それではご答弁をよろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、田邊明佳議員の質問にお答えをいたします。

私からは、1の防災について、3の町民の安全について、4のスマートウェルネスタウン構想についてをお答えし、2の教育については教育長から後ほどお答えさせていただきます。

最初に1の防災について、1点目の、今年度の防災訓練の参加率は。また、地域ごとに特性があることから、地域の実情に合った訓練をすべきではについてでございますが、参加率につきましては、参加者488人で、町全体の約7%にとどまっており、広報や防災無線での周知を始め、自主防災組織の皆さんに呼びかけていただいておりますが、なかなか参加者の増加につなげられずにあります。

しかしながら、訓練には小学生や中学生の参加者も見受けられ、避難所の運営にも参加するなど、少しずつ関心を持っていただいていると考えております。

また、自主防災組織ごとや地域ごとの訓練の重要性につきましては、先程、各区に防災かまどを配布させていただいた際にも、各区長さんから地域の広さ、人数等を勘案したきめ細かな支援についてのお話をいただきました。議員のおっしゃるとおり、地域の特性や実情に合わせ、災害対策や避難所運営方法を自主防災組織の皆さんと連携し進めて参ります。また、

この自主防災組織でございますが、睦沢町は最初から全地域に自主防災組織を運営していただくことにしております。

そういったところから、地域によりまして、先の議員の質問にもお答えしましたが、温度差が非常にあるという認識を持っております。そういうことを当然田邊議員のほうも感じておるんだというふうに思いますが、ここら辺につきましては全く認識が一緒でございますので、議員のおっしゃるとおり、また先程来、各他の議員からもご指摘されておりますので、今後はそのような形で自主防災組織ごとにそれぞれの運営が出来るようにしていきたいと、また、これにつきましては区長会との連携を密にしながら進めて参りたいというふうに考えておるところでございます。

次に、2点目の、地震、津波、川の増水等による災害時は徒歩避難が原則だが、津波のときの浸水が予想される川島・寺崎地区の特養等施設の避難計画はどうなっているかについてでございますが、川島や寺崎地区において、特別に避難計画を策定はしておりませんが、防災ハザードマップからも浸水危険地域となっていることから、近隣の長生村のまきの木苑や株式会社合同資源との一時避難所の協定を結ぶなどをし、津波等の時間的猶予がない場合の対策としては、河川からいち早く離れて避難する先の確保を行っております。また、引き続き地域住民に周知をして参りたいと思っております。

また、特別養護老人ホーム等では、その施設ごとに避難計画が策定されておりますが、適切な対応が出来るよう今後も町との連携を図りたいと考えます。

また、時間的余裕がないときなどは垂直避難などの機を見た避難方法も、これからは周知をしていかなければならないと考えているところでございます。

次に、3点目の、全国で防災無線の耐震性がないものが27市区町村にあるとの調査があったが、本町の状況はについてですが、防災無線は、災害発生時には行政の活動拠点となる庁舎に親局が設置をされており、本町は耐震性を満たした庁舎になります。また、子局においても建物に設置するのではなく、独立したマストに設置をされており、土台も固定したものであることから、今回、会計検査院の指摘した災害時に機能しない情報発信器には当たらないものと考えます。

今後も、災害時に避難を呼びかける防災無線の管理、運営に万全を期して参りますので、ご指導、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、3の町民の安全について、ゾーン30の認知度は県内で30%というデータがある。本町でも指定区域があるが、周知されているのかについてでございますが、ゾーン30というの

と規制30キロというものは基本的に違うようでございます。ゾーン30につきましては、生活道路や通学路等を対象に区域を定め、30キロ速度規制を実施することで、対象区域内の歩行者と自転車の安全対策を行うものであり、幹線道路等に囲まれている生活道路が集まった市街地の区域に整備されるものでございます。

本町に指定区域があるとのこと指摘ですが、本町には現在指定区域はなく、周知は行っておりません。しかしながら、時速30キロの速度規制を行う道路はあることから、このような対策を含め、歩行者の安全確保などは重要な問題であります。

今後も、地域住民の目線から、生活道路における交通規制などの実情を交通安全対策に反映出来るよう、その意向の把握に努めるなど、適切に対応して参りたいと存じます。よろしくご理解賜りますようお願いをいたします。

私のほうから最後になりますが、4番目のスマートウェルネスタウン構想について、千葉県10月倒産額は前月比2.5倍となり、その原因は健康ランドの大型倒産だった。本計画に不安はないかということでございますが、本件につきましては、柏市などで健康ランドを営んでいた企業が倒産したもので、主に不動産業を営んでおり、不動産業のほかカプセルホテルや健康ランドを営んでいたもので、こうした施設は借入れによる投資だったことから、その後の借入れ負担や売り上げ不振が続き経営不振に陥り、カプセルホテルから撤退、健康ランドについては新会社を設立して事業譲渡したものでございます。同社は特別清算の開始決定を受けていることから、清算の目的の範囲内しか権利能力を有しません。したがって、入札という清算の目的の範囲外については、権利能力を有さず参加することは出来ません。

また、健康ランドということで、温浴施設などの同種施設の運営についてのご心配と思われませんが、本事業は施設の設計・建設から維持管理・運営までを一連で行う事業であり、こうした事態も考慮した中で施設の規模や商圈の範囲、また運営方法などを十分に検討し提案して来るものでございます。

仮に経営不振に陥った場合でも、P F I 事業者と町は、施設の建設、維持管理・運営に関する包括的なP F I 事業契約を締結しますので、万が一に民間事業者の撤退あるいは経営破綻等になった場合への対応についても規定がなされるとともに、P F I 事業者の破綻の可能性に備えて、P F I 事業者へ融資する金融機関は、あらかじめ町と直接協定、ダイレクト・アグリーメントを結ぶことが出来る仕組みがありまして、P F I 事業者の財務を監視し、もし破綻のおそれがある場合でも事業者、これはS P Cそのものではなくて、S P Cの中に組み込まれている各種企業、例えば維持管理会社や運営会社といったものでございますが、そ

のSPCの構成企業の一部を交代させることによりまして、最後まで事業が遂行されるよう協議することが出来る仕組みを作りまして、破綻などを回避することになります。

したがって、本計画を実施することへの不安は持っていないとして、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

続きまして、2の教育について、教育長からお答えをいたします。

以上です。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 2の教育について、学校司書の配置は努力義務だが、配置状況は全国で50%を超え、100%の県もあるが、これまでも質問されてきたが子育て重視の陸沢で、この状況はどうかにかについてでございます。

子育て支援の一つに学びの環境の充実があります。その学びの環境の一つに、読書環境の整備が挙げられると思います。とりわけ、子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにし、人生をよりよく豊かに深く生きる力を身につけていく上で欠くことの出来ないものであり、環境を整えることは重要であると認識をしております。本町では、これまでも議会で答弁させていただいておりますけれども、公民館図書室の充実に取り組むとともに、学校図書館、一般的には学校図書室と捉えられておりますけれども、その充実と活用に力を注いで来ているところでございます。

議員のご質問は、10月に公表されました学校図書館の現状に関する調査結果を受け、学校図書館に学校司書を配置してはどうかというご質問と受けとめさせていただきます。

学校図書館法は、学校図書館に司書教諭の配置を義務づけており、また、学校図書館の役割を一層機能的かつ活性化させる意味で、専ら学校の図書館の職務に従事する職員として学校司書の配置が努力義務として定められております。

近隣の山武、長生、夷隅の各市町村の学校司書の配置状況でございますけれども、唯一一宮町が町内小学校2校と中学校1校に配置をしています。その活用状況は、1名であり、3校を巡回しているとのことでございます。配置による効果としては、学校図書館の環境整備、読書活動の推進が図られたとのことでございます。

本町の小・中学校では、学校経営方針や経営計画の中に図書館教育の充実が掲げられ、司書教諭免許保有者が、先程お話がありましたとおり、それぞれの学校に2名ずつおり、図書館教育推進計画や読書計画の推進計画により、先程申し上げた学校司書が行っている学校図書室の環境整備や読書活動の推進を図り、図書の実、さらには読書習慣の定着を図るなど、

具体的には読書通帳など作って手だてを講じているところでございます。また、学校のニーズを受けて、読み聞かせボランティアによる活動や、学校司書という位置付けではございませんけれども、必要に応じて有償ボランティアの協力により、各学校図書館の環境整備が行われています。

このように、図書館教育及び外部団体等のご支援により、組織、機能面、また内容面での充実が期されて来ていると考えておりますので、現状では本町において学校司書の配置の検討はいたしておりません。将来的には、小学校再編もありますので、コミュニティスクールの推進を図る中で、地域の方々のご支援をいただきながら、さらに充実した図書館運営が出来ますよう検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） 防災訓練の参加は、町ホームページによると平成26年で6.8%、今回で7%ということは、別に少しずつも増えていないんじゃないかならうかと私は思うのですが、防災意識の向上に役立ったと言えるのでしょうか、これは。この数字を見ると、災害時に、自主防災組織もそうですけれども、避難する方々がきちんと動けるのか不安に思います。

町自主防災組織避難所運営ガイドラインの表紙には、各自主防災組織において、このガイドラインを参考に避難所運営マニュアルを作成してくださいとありますが、先程も町長の答弁にありましたが、各地区、温度差はあるのでしょうか、それはもう作成されているのでしょうか。ぶっちゃけ、区民の皆さん方って、そういう自主防災組織が何を具体的にやるのかとか、自分たちがどう動けばいいのかとか、どこへ行けばいいのかというのは、はっきり言ってわからないと思うんですね。ちゃんとそういったことから整理していくべきではないかと思うのですが、あと、以前、各区集会所で老朽化により一時避難所に出来ない建物が何箇所かあるとおっしゃっていましたが、そうした場合、地元が使えないとなるとよその区に間借りするという話になりますけれども、どこの区にお邪魔すればいいのかとか、受け入れる区のほうも、いきなり来られてもどうしようということになりかねないと思うんですけれども、そういった混乱を招かないためにも、早急にそういった区から対策を練っていくべきではないかと思うんですけれども、自分の身は自分で守る自助の取り組みも、やり方がわからないではどうしようもないということだと思っておりますので、まず行政が道筋を整えていただきたいと思います。

あと、津波、川の増水時の避難経路ですが、多分津波自体はここまで来ないだろうなという意識が奥底に皆さんの中にあるのではないかと思うのですけれども、でもやっぱり大雨が降った中で津波が来たとなると、川をだんだん遡上していく、水があふれていくということも考えられるわけで、実際、うちの区では昭和45年からの3年災で、長楽寺堰から水があふれて長楽寺全体が水浸しになったという事例もあります。そのときも相当な被害だったそうなのですが、もしそのとき決壊していたら、もうひとたまりもなかつただろうなと私は思うんですね。実際、ただ決壊しても、長楽寺の中の滝根地区、そこはもう滝根というだけあって滝の根っこなので、もろに当たるところで、そこはもう壊滅状態になるだろうなというところで、昨日の質問で堰が決壊しても水田で吸収されるとのご答弁をいただきましたが、位置的にそういった場所もあると、もうちょっと細かく、きめ細やかにそれぞれの区で考えていただくとか、そういったことを主導してもよろしいんじゃないでしょうか。

あと、教育ですね。基本的に専門的な司書は置く気はないというご答弁だったような気がするのですが、先生が2人ずついるからいいと。ですが、町ホームページの睦沢町教育振興基本計画（案）、パブリックコメントに対する回答の中で、図書館司書の配置を希望したいとの要望に、検討しますと回答しておりますが、世間的に行政の「検討します」は、ほぼやりませんという意味ともとれるということもありますけれども、それに前向きがつくと、まあ考えてもいいですよということなんですけれども、検討する余地もないということで、そういうことでよろしいんでしょうか。私は、公民館図書室にもいないことから、早急に司書配置をすべきではないかと思うのですが、子供に関することですから、そこはけちらなくてよろしいんじゃないかと私は思いますが。

あと、ゾーン30、私の勘違いもございましたが、地区懇談会の発言もございまして、公安委員会と相談したいとの返答でしたが、したんでしょうか。そこはお聞かせ願いたいと思います。

あと、スマートウェルネスタウン構想です。もともと自信がなければ進めないものだとは思いますが、以前から民間活力を利用して町の負担を抑えるという説明で、今もそういった開業後専門家のチェックを行ったり、破綻リスクは低くとか、金融機関も入れての万全を期してやりますよと、心配ないですよとのご答弁でしたが、でも、専門家のチェックとお客様が実際来るかどうかということと経営手腕はリンクするものではなく、また、交代するにしても、交代する人がいなかった場合とかのことも考えると、どうなんだろうという気はするんですね。でも、これは町長の意気込みをお聞かせ願いたいと思いますが、よろしく

お願いします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それこそ、田邊議員につきましては、実は町も心配をされていて、自主防災組織をやはりこのまま温度差があったままではいけないということで、気づいて、これからどうしようということ、実は区長会長とも色々相談をさせてもらっているところでございます。

そのようなことから、そのまま指摘をされたなということ、若干恥ずかしい思いもあるわけですが、ご指摘どおりでございます。これからは、やっぱり各区それぞれに違うわけですね。せっかく温度差があるということは、素晴らしい団体もあるわけですので、そういう素晴らしい団体がどのように進めてやっているのかということも一つの指標になるのかなということで、そういうこともこれから区長会議の折にそういう時間を設けさせていただいて、もっともっと深めていきたいなど。

実は、私も以前に総務課長をやっておりましたが、私が総務課長をやったときは、この町自体は防災訓練、全くありませんでした。そういった中でやっと防災訓練を始めて、では全体でということで、そういった中で自主防災組織という重要性を非常に認識して、私も教育長も災害対策コーディネーターというものを受講しまして、一応そういうものになっておりますが、これについては、先程の他の議員のご質問にもお答えしたところでございますが、これからは最低でも各区に2人以上はそういう方の資格を取っていただきながら、各区にそういうものを浸透させていきたいなどということでございます。まさしく言われたとおりでございますので、また、是非ご指摘、またご指導等いただければと、幸いに存じております。

それから、スマートウェルネスタウンでございますが、それこそ皆さんからもさんざん指摘をいただいております。しかしながら、議会からのご指摘を受けまして、当初はもっともっと、40億、50億総事業費でかかるという想定もしておりました。そういった中で、皆さんのご指摘も受けながら、だけでも、どうせやるのであれば、余りちっちゃな、要はちんけなものになってしまつては、お客さんがそこに行きたくなるというものでないといけないということがありまして、今現在の計画に規模縮小しながら、でも最低限これを持っていると睦沢町独自の手法を出しながら、お客さんの目を引くのではないかと、また、内容につきましては、当然破綻してはいけないわけですし、先程も言いました横文字が出て大変恐縮ですが、SPCとか要は管理会社、そこを運営する管理会社、この管理会社というのは例えばお風呂の会社であったり、直売所を運営する会社であったりとか、住宅を運営する会社とか、色々

な会社が集まって、その管理会社を作っていただきます。その中の専門分野ごとにそれぞれのところを管理していただくということで、その管理した内容についても、金融機関、例えば千葉銀が民間資金を貸しますので、その運営状況を毎年チェックします。また、町はそれとは別にチェックをしてもらう機関を入れながら、中身をチェックしながら業績のおかしいところの運営改善、あるいは、もうこの業者については入れかえをしなくてはいけない、じゃ、準備をどうするんだ、先程のように次の会社がいなければ、その部門はストップしてしまいますので、それを早目に対処する方法というようなことも想定しながら、今進めているところでございます。

そのようなことで、先程も申し上げましたように、倒産する、あるいは1部門が閉鎖するということはないということを確認を持って進めて参りたいと。また、逆にそういうことをしながら、実は皆さんもご承知のとおり、この近辺、この地下については東関東ガス田という大きなガス田、この近辺では関東天然瓦斯、オータキ産業、あるいは合同資源というところがこのガスを採掘し、またヨードを取っておりますが、かん水そのものが温泉成分として非常に素晴らしいものがあるということでございます。これについては、近隣では茂原カントリー倶楽部、ゴルフ場でございますが、そこのオーナーが個人的に合同資源のかん水を引きまして温泉としてゴルフ場で使っておるということでございます。どうも、この内容を聞きますと、非常に利用した方の評判が非常にいいということも聞いております。

そのようなことで、特質を持った温浴施設、しかしながら、今想定では、町の計画の中では、1回使用につき500円でワンコインで利用出来るようにということで想定をしております。いずれにしても、この後、これから企業の募集ということになりますので、具体的案件が出て中身については3月ごろにはある程度見えて来るのかなというふうに思います。最終的には、これは今のところの想定では、来年の6月の議会で最終の決断をいただいて、業者を決めて参りたいというふうに考えております。したがって、また皆さんに全員協議会というようなことで、色々なご相談をさせていただきながら最終決定をしていきたいというふうに考えております。これにつきましては、最終決断はといいますか最終責任は私にございますが、是非皆さんも一緒になって検討していただいて、責任の一端は自分にもあると、是非客を寄せるときには皆さんもご協力をいただいて、素晴らしいスマートウェルネスタウンが出来ますように、ご協力いただきまして、また、町民にとってもいい施設が出来たと言われるように是非していきたいというふうに考えておりますので、是非ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） それでは、学校図書についてお答えをしたいと思います。ご質問にお答えしたいと思います。

お話を伺っておりますと、実は司書とつくのが三つあるんですね。一つが司書教諭です。これは教員の免許を持った者で、特別な研修を受けた者が、学校図書館法第5条に示された者です。講習を受けた者です。二つ目が学校司書というものです。これは今、田邊議員のお話にありました資格について制度上全く定めがないものでございます。それで、努力義務でございまして。もう一つが図書館司書ですね。司書というものでございまして。田邊議員の話だと、司書であるかなというふうに捉えられる部分がございます。混同してはいけませんので、まずその三つをお話ししたいと思って、お話をまずさせていただきました。

私たちの、睦沢の教育の中には学校図書館の充実がございますけれども、それは先程申し上げましたような、学校図書館の計画的なものです。出来るものでやっております。図書館の役割は三つございまして、一つは学習センター、そして情報センター、読書センターでございまして。読書センターは申し上げるまでもなく、読書活動、読書指導の場となる部分でありますし、情報センターというのは、情報の収集とか選択、活用能力の育成でございまして。先程のお話でありました新聞の活用とか、この辺は図書室においてやったらどうかというのがあります。それから学習センターは、もちろん、そこに行って勉強するような自発的な自主的な学習活動が出来るような目的のある場としてあります。

お話は学校司書ということでありましたので、このように答弁させていただきました。学校司書が実は責務がありまして、非常に難しい資格がありませんから、次のような三つの難しさがあります。一つは勤務する学校の教育課程や内容を理解すること。二つ目が教員と学校図書館の利活用について情報を共有化しなければいけないこと。三つ目が児童・生徒に指導的にかかわることを求められることから、非常に難しいんだということ。だから、専門性があるほうがよりいいんだけれども、ただいるだけでは何もならない。その図書整理とか何かであればボランティアも出来るし、今の学校図書館計画の中で十分子供たちを自主的な活用をしたり、ボランティアとか教員が出来るわけなので、その辺は学校司書としては、今、そういう意味では学校司書の活用は本町では必要ないんじゃないかというところで、答弁させていただきます。ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） じゃ、学校の司書の話ですけれども、何で私がこれを言ったかという
と、申し訳ないんですけれども、学校図書の実を図るとか、一生懸命やっていたら
ような感じではあるんですけれども、実際、中学校とか行ってみると何か寂しいな、すか
かしているなど、専門的な知識を持ったちゃんとした専属のそういった司書さんがい
ればも
っと変わるんじゃないかと、活用方法も変わるんじゃないかと思ったので、私は質
問いた
しました。

そういった点で、充実を図るという点で、もうちょっと何とかしようという気はない
んですかねという話なんですけれども。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） ご指摘ありがとうございます。

具体的には、正直申し上げまして、その辺のところ十分承知しておりますので、新
年度に
向けての計画の中で、この辺の反省をしっかりとしながら、また、教育振興基本計
画の中
の進捗状況をしていますから、その中で改めていきたいと考えております。

ありがとうございました。

○議長（市原重光君） これで5番、田邊明佳議員の一般質問を終わります。

通告をされました一般質問は全て終わりました。

以上で一般質問を終わります。

ここで3時40分まで暫時休憩といたします。

（午後 3時24分）

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時40分）

◎一般質問の答弁保留の答弁

○議長（市原重光君） 白井課長。

○教育課長（白井住三子君） 先程の丸山議員の小児生活習慣病の中の、肥満だけでなく瘦
せの
部分の数値がどうかというところにつきましてお答えさせていただきます。

肥満度につきましては、過去から小児生活習慣病のデータとして注目もされてお
りま
して、分析がされておるところなんです、瘦せの関係につきましては、健診結果とし
ては全
体の

集計としては捉えられたのは平成27年からになります。そして、拒食症とかによる痩せの症状が生じるのかと思われまじけれども、痩せの傾向と、あと高度な痩せというようなくくりで捉えられております。

そういうところで、27年度と28年度の睦沢町の状況でございますけれども、まず中学生につきましては、1年生なんですけれども、該当者はゼロ人でございます。そして27年度の小学生につきましては、4年生ですけれども3.8%ということですが、人数的には1人でございます。そして28年度の直近の数値なんですけれども、中学生はやはりゼロで、小学生は6.7%、3人ございました。そしてこの痩せの傾向につきましても医師の受診の必要があるということでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 丸山議員、以上報告でありますので。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（市原重光君） ご了解をいただきたいと思っております。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第5、承認第1号 平成28年度睦沢町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

古山書記。

（古山書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 平成28年度睦沢町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

補正額は、423万9,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ37億634万2,000円といたしました。先の第3回議会定例会において、農地農業用施設災害復旧費及び道路災害復旧費の補正予算を議決いただいたところでございますが、本補正はその後の9月20日、9月22日に発生した台風16号及び豪雨による災害復旧費を計上いたしました。

歳出について申し上げます。

10款2項公共土木施設災害復旧費は、台風16号によるのり面崩壊が8箇所、路肩崩壊が3

箇所、豪雨によるのり面崩壊が11箇所、路肩崩壊が2箇所に対する道路災害復旧費を計上いたしました。

歳入については、一般財源として普通交付税を充当いたしました。

以上の内容につきまして、災害により道路の通行に支障を来し早急な対応が必要であり、議会を招集するいとまがなかったことから、補正予算第4号を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により議会に報告しご承認を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 緊急事態で専決処分ということですから、その内容的にいいますと、こうして同時多発の場合の優先順位というものがあるのかどうか。それから、完成するまでに、そうするとかなりスピードを上げることが出来たと、この専決処分によって出来たというところはどういうことがあったのか教えてください。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 命によってお答えさせていただきます。

同時多発であった場合の優先順位をどうしているかということでございますけれども、幹線道路を優先的に土砂等の撤去、排除しているということで、その後生活道路を排除しているということで、その後の農地の奥のほうとかそういったところについてはその後ということで、優先順位的にはそういう形でやっております。

それと、専決したことでもう出来たのかということだと思いますけれども、今回、前回の9月の補正のときと併せてちょっとお話をさせていただきますと、前回24箇所の、9月補正でさせていただきます。この部分については施工が済んでおります。それと、今回の専決処分で行ったものについては、1箇所まだ済んでいないところがございますけれども、残りのところについては全て終わっているということでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 他にありますか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号 平成28年度睦沢町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第6、議案第1号 睦沢町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

古山書記。

（古山書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第1号 睦沢町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

町職員の定数については、現在、町長の事務部局の定数は63人で実職員数は62人、教育委員会の事務部局では定数42人で、実職員数は32人となっています。職員の配置につきましては、今年機構改革を実施し、新たな地方創生への取り組みや教育行政を始めとする町民ニーズの多様化への対応等に応じ行っているところでございます。しかしながら、今後の事務事業の増加等の内容を考慮し、職員の全体数を変更することなく町長の事務部局の職員を4人増やし定数67人とし、教育委員会の事務部局の職員を4人減じ定数38人とするものです。

教育委員会の事務部局の定数は、近年の学校給食施設の親子方式や用務員等をシルバー人材センターへ委託したことにより減少しており、こども園や生涯学習施設の運営においても

影響はないと考えます。

また、議会事務局の職員については、町長の事務部局の職員が兼ねる2名を1名増やし3名とし、全体数を5人とし、議会運営の円滑な遂行に努めたく、併せて改正をお願いするものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） 1番。今回増員ということで、足りないから増やすということなんでしょうが、これはあらかじめというか、およそどの部署にどの課に配属するというふうな予定はあるのでしょうか。

○議長（市原重光君） 宮崎副町長。

○副町長（宮崎登身雄君） ただいまのご質問でございますけれども、その前に皆さん方もご存じのように、国あるいは県からの事務移譲につきましてもかなり増えて来ているという実態もでございます。それと、それに併せまして臨時職員で対応しているということもございまして、なかなか臨時職員の場合は制約がございますので、ここで改めて、先程町長が提案申し上げましたような形で、全体では変わりません。教育委員会部局、そして町長部局、さらには議会関係を含めてトータルでは同じでございますけれども、中を整理したということでございます。我々としましては、その課ごとの事務量あるいは内容等を総合的に判断した中で、職員の配置を考えていきたいというようなことでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（市原重光君） 他に。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 12番。これは実際の人数とはまた別の問題で、最高の定数ということですから、そういうことでもありますから、その辺は理解は出来るわけです。

それで二つあるんです。

一つは、例えばバスの運転の問題ですけれども、安全にかかわる問題でありますから、健康管理だとか、それは今まで町が責任を持って事故のないような健康管理と、これは色々民間のところでは問題があったわけですが、そうした安全性の健康管理の責任とかその

仕組みということについては大丈夫なのかと。つまり、そういう形で委託をしたことによって、それでもきちっとした健康管理をされる仕組みを作っているのかというのが一つなんです。これは命の問題ですから、ここはどうなっているのかということが一つなんです。

それからもう一つは、今おっしゃったように、どんどんこの町に仕事がおとりて来ているわけですね。全体数は変えないということでもありますから、特に私は福祉部門のところは物すごく大変だと思います。なぜかというと、対住民の方とか色々お願いをしているわけですから、あそこの机に座っているわけにはいかないと。どんどん飛び回らなきゃいけないと。こうしたところの配置は、専門の保健師さんとかそういう方、募集があるかどうかという問題もあるかもしれませんが、こういうところは特に重視して、職員の健康という点で、監査委員の方も何かおっしゃっておられましたけれども、職員の健康という点も含めて、やはりそのところは考えてこれを生かすべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず私のほうから、運転手、シルバー人材センターを使っておりますが、これについてご答弁をさせていただきたいと思います。

まず、社会福祉協議会において委託をしておるわけですが、適性検査等をそれなりの期間にお願いして受けていただいていると。それと、またそれとは別に研修も受けていただいて、勤務時には公民館のほうに出向きますので、その際にチェックを受けると。また、町長運転者につきましては総務課のほうでチェックをするという体制をとっております。

そのようなことで、議員ご心配のように、やはり命を預かる仕事ですので、そこら辺についてはまた今までどおり万全を期して参りたいと思います。

あと、具体的な内容については副町長のほうからまたご説明させていただきます。

○議長（市原重光君） 宮崎副町長。

○副町長（宮崎登身雄君） ただいまの市原議員のお話の中で、福祉を重点にというようなお話がございました。もちろん私どもはそこだけを捉えているわけではございませんけれども、ただ、強いて言うならば、既に10月1日には保健師も採用してございますし、数年前には、今までずっとおりませんでしたけれども、社会福祉士の配置もしているということで、これからもその辺につきましては十分理解をしていった中でいきたいというふうに考えておりますけれども、ただ言えることは、私どもは全ての課が全てにおいて住民福祉につながっているというふうなことで理解しておりますので、今後ともご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） バスの、運転の健康管理については色々なマニュアルみたいな形で、一定期間だけでなく、当日の健康という問題がありますから、是非その辺は研究していただいて、それは運転される方の一生にかかわる問題でもありますから、そこは是非検討していただいて、充実をさせていただきたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 議員のおっしゃるとおりだと思いますので、鋭意そのようにさせていただきますと思います。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 睦沢町職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第7、議案第2号 睦沢町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

古山書記。

（古山書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第2号 睦沢町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、所得税法等の一部を改正する法律が公布され、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律等の一部改正が行われ、平成29年1月1日から施行されることとなっています。

内容といたしましては、日本と台湾との間で二重課税を回避するなどの措置を講ずるため、日本と台湾で租税取り決めが締結されたことを受け、必要な改正を行おうとするものでございます。

個人住民税の課税の特例として、特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を分離課税するため、町税条例の一部を改正する規定であります。

平成29年1月1日からの施行となります。個人住民税の適用については平成30年度からとなります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） これは非常に特殊な例でありまして、私も議員になって初めてこういうのを見る、いわゆる国交のない国との所得税等の関係の問題だと思うんですが、それで問題は、例えば睦沢に住所を有して台湾で所得を上げるといった場合の睦沢町の住民税の税率というのは、その町民と同じなんですか。

○議長（市原重光君） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村精一君） 命によりましてお答えします。

税率ということですね。税率は、本来この分につきましては申告分離課税となっております。分離ですので、住民税は10%、本来10%なんですけれども、分離によりましてこの所得については5%です。町が3%、県が2%になります。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） これ、ちょっと余りどうかという問題じゃないんだけど、ただ、物の考え方を言うと、じゃ、睦沢で仕事やるよりも台湾で仕事やったほうが安いじゃないかということで、ここよりも向こうへ行ってしまうというような、これは町じゃどうしようもないよ、国で作ったやつだけれども、そういう矛盾も生じるんですか。これ何か、そういう

ところも考えて出来ているんですか。

それともう一つは、これは台湾だけですから、他にも酷似をしたような国いっぱいあると思いますけれども、こういう例は他にありましたか、この二つね。特にその言った税の率の矛盾みたいな感じがするんですけれども。

○議長（市原重光君） 中村課長。

○税務住民課長（中村精一君） この税率ですけれども、この分離で先程税率が、町民税が3%と申しあげましたけれども、国内でこの所得を得た場合も分離でやりますので、同じ税率となります。5%です。

あと、他にこういう事例をちょっと調べてみましたけれども、今年の11月1日現在ですけれども、66条約で102カ国、今条約で締結がやられているということです。全世界で198カ国ですから、残りの96カ国はそういう取り決めはない形になっております。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） 台湾との租税条約の取り決めでこのようなことになったと。台湾以外にも、日本国においては幾つかの国とこういった租税条約をやっていますので、台湾とやっただけでこういうことは多分なっていないと思うんですね。所得税法の一部改正が絡んでいるんだと思うんですが、本町においてこういう台湾とのかかわりのある法人、あるいは社員というか住民ですね、大体抵触するところはありませんか、あるいはあるのでしょうか。いわゆる技術協力で向こうに行くとか、コンサルで行くとか、あるいは貿易ですね、貿易をやっているようなところが該当すると思うんですけれども。

○議長（市原重光君） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村精一君） 国内全体ではそういうことはあるかと思われまして、この睦沢町内町民においては無いと思われまして。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 睦沢町税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第8、議案第3号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

古山書記。

(古山書記朗読)

○議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長(市原 武君) 議案第3号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、先程ご審議いただきました議案第2号 睦沢町税条例の一部を改正する条例の制定についてと同様になりますが、町民税で分離課税される特例適用利子等の額または特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得に含めるため、睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正し、平成29年1月1日から施行するものです。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(市原重光君) 質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番(市原時夫君) わかりやすく確認ですけれども、先程やったような方が生じた場合に、その所得が国民健康保険税にかかるということの理解でよろしいですか。

○議長(市原重光君) 中村税務住民課長。

○税務住民課長(中村精一君) そのとおりでございます。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

伊原邦雄議員。

○3番（伊原邦雄君） これは利子等の額あるいは配当となっていますが、株式の分離で支払った分も含まれますか、株式譲渡益。

○議長（市原重光君） 中村税務住民課長。

ちょっとお待ちください。

中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村精一君） 特例適用利子と特例適用配当ということで、その中で雑所得、利子所得、配当所得、一時所得、雑所得が対象となってきます。株式での配当も含まれます。

（発言する者あり）

○議長（市原重光君） ちょっと、やりとりしないでください。

伊原邦雄議員。

○3番（伊原邦雄君） 株式の配当金はもちろんなるんでしょうけれども、譲渡益は対象になりますか。

○議長（市原重光君） お待ちください。

中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村精一君） すみません。

譲渡所得も入りますので、株の譲渡があった場合も対象となります。

○議長（市原重光君） 伊原邦雄議員。

○3番（伊原邦雄君） 株式の譲渡益は通常源泉分離でなされています。数字は役場のほうに通知されると思いますけれども、間違いないですか。

○議長（市原重光君） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村精一君） 通常ですとそうですけれども、これは特別徴収、源泉徴収をしない、それを解除してあくまで申告をしていただいで税を納めていただくという形になっています。申告方式になります。

○議長（市原重光君） どうぞ。

○3番（伊原邦雄君） わかりました。

○議長（市原重光君） いいですか。

他に質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第9、議案第4号 睦沢町使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

古山書記。

（古山書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第4号 睦沢町使用料条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

現行の使用料条例における使用料の表記につきましては、別表にて消費税相当額を含んだ額となっております。本改正は消費税相当額を含まない額を記載し、消費税相当額につきましては条文に記載することで、条例本来の目的である算出根拠を明確にするものです。

また、別表第1中の土地使用料について、表記の仕方が不明確であり、土地の貸し付け期間が1か月に満たない場合には消費税の課税の対象となることから、この旨を本文中のただし書きとするものであります。

別表第2中の公民館1階資料整理室につきましては、平成26年から子供たちの学習コーナーとして使用料を徴せず活用しており、別表第3中のゆうあい館、音響設備のレコードプレ

一ヤーにつきましては、長年利用がなく機器の劣化が著しいことから、いずれも現状に合わせて改めるものでございます。

なお、各施設等に明示する使用料については、従来どおり消費税を含んだ総額表示といたします。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 子供たちって、子供たちはどこまでの年齢のことを言っていますか。

それと、図書室で勉強されるという方もいると思いますけれども、これを、資料室を変えて学習室みたいな形にしたということで、実際の効果はどのように上がっているんですか。

○議長（市原重光君） 白井教育課長。

○教育課長（白井住三子君） 命によりお答えいたします。

学習コーナーの、その部屋での対象者ですけれども、小学生、中学生、高校生を対象としております。効果といたしましては、主に夏休みは、これからですけれども受験シーズンの利用が多くて、落ちついて学習する環境の場の提供が出来ていると思っております。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 大体どの位の利用かとわかればそれを教えてください。それはいいんですが、数字的には後から聞きます。

それと、いわゆる内税であったのを外税にするということだと思えるんですけれども、一般的な周知については、どういうふうに周知をするのかなというのが二つ目。

それと、もう一つ大事なことなんですけれども、この使用料を取っているわけで、色々私は聞くんですけれども、じゃ、その施設の活用と施設内容について、結構要望も聞くんです。一番ちょっと大変だなと思ったのが2階のトイレ。簡易で洋式にしたんですけども、向きが変わりますよね。だから、紙を取るのも、変な話ですけれども、すごく大変だといって、確かにそれは大変なことだなと思いました。こういう簡単なところは、やっぱりそんなにお金がかからないわけで、根本的に直すか何かしていただきたいなど。細かい問題で申し訳ないんですけれども、そういう、ついでにちょっと思い出したとき教えて欲しいなと思います。

それから、音楽室ですけれども、これはもう本当に音響がひど過ぎまして、とてもあれは

音楽室ということ自体が恥ずかしいということでありまして、一定の防音的なもので音響をよく出来ないものかなど、その辺を検討していただきたいなと思います。

○議長（市原重光君） 白井教育課長。

○教育課長（白井住三子君） 学習コーナーの利用者数ですけれども、一人ずつお名前を書いているわけではありませんので、使用するときの人数を記入してもらっておりますが、年間100名前後の利用があると捉えております。

そして、先程の周知につきましては、学習コーナーはそれこそ料金を徴収しておりませんが、そのほかの公民館の施設につきましては今までどおり総額表示でパンフレットのほうに利用料金が記載されておりますので、その継続で扱っていかうと考えております。

そして、そのほかの施設の、まず2階の女子トイレでございますが、確かに奥側のトイレをポータブルの形の洋式に変更しましたことによりまして、トイレットペーパーの取る位置が、使いづらさがあるということで大変ご不便をおかけいたしまして申し訳ございません。これにつきましては早急に対応したいと思います。

そして、音楽室の環境でございますが、これにつきましてもご指摘のとおりかと思っておりますが、音の感じ方には個人差もありまして、ここがこれがいいというところでは非常に難しいところもありますけれども、状況の把握をいたしまして、今後検討して参りたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（市原重光君） 他にございますか。

ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 睦沢町使用料条例の一部を改正する条例の制定についてに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第10、議案第5号 睦沢町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

古山書記。

（古山書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第5号 睦沢町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、むつみニュータウンの汚水処理施設使用料の改正及びコミュニティ・プラント使用料を外税表記とすることによる条例の一部を改正するものです。

むつみニュータウンの汚水処理施設は供用開始から40年以上が経過し、老朽化が顕著になったことから、本年度より汚水管の改良工事を計画しております。工事の実施により機能回復がなされ、処理水質の向上、陥没等による事故の回避が図られます。このことから、機能向上に伴う費用の一部を使用料に反映させるものです。

当該施設の使用料は2か月ごとの賦課となっており、改正前の使用料20立方メートルまでの基本額に2,400円を加算した5,000円とするものです。また、現行では税込み表記となっておりますが、これを税抜き表記に併せて変更させていただくものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 命によりご説明をさせていただきます。

審議資料のほう29の1ページをご覧くださいながら説明させていただきたいと思います。

むつみニュータウンの汚水処理施設についてですけれども、供用開始から40年以上が経過しているということで、経年劣化に起因するクラック、そして腐食等が顕著になっていることから、汚水管の改良工事を5か年で計画しているものでございます。

工事の概要でございますが、まず計画期間について申し上げますと、公共工事につきまし

てはより少ない年度で実施するほうが事業費全体を抑えることが出来ます。しかしながら、単年度ごとの予算には限度がありますので、総合的な判断として5か年による整備計画としたものでございます。

工事範囲については、年度ごとの人口の接続が出来ますよう、線をまとめて設定し、単年度の工事規模の平準化を図ったものでございます。

総延長は1,365メートルで、各年度の施工範囲等は資料に記載のとおりでございます。工事の工法等につきましては、大部分がたるみ、物の詰まりが原因となっており、一部で更生工法を実施するほか、大半は道路を掘削して、新しく塩ビ管を埋設する開削工法により行います。

また、むつみニュータウン内は水道管についても老朽化が顕著であるため、広域市町村圏組合水道部とも協議いたしまして、町道に埋設されています配管についても敷設がえを行っていただけるようになりました。メイン道路となる町道下之郷野中線につきましては平成29年度污水管工事と併せ実施することとし、その他の道路については30年度以降、污水管工事に先行し実施してもらえらる運びとなっております。

工事費用等についてはコミュプラの使用者に負担を求めないということは、一般の公金が投入されることで使用者以外の住民も負担していることになってしまいますので、費用の一部を使用料へ反映させていただくものでございます。仮に污水处理施設の事業費を公費だけで賄おうとするならば、污水处理施設のない地域の人に不公平な負担をかけることになってしまいますので、污水处理施設を改修することにより、利益を受ける方に事業費の一部を負担していただき、快適な生活環境を創出するものでございます。負担割合につきましては、むつみニュータウン污水管改良工事等に要した費用を町と受益者で2分の1として算出をいたしております。新たに敷設する塩ビ管の耐用年数により計算し、一月に換算いたしますと1,200円となることから、この金額を現行の使用料に加算させていただくものでございます。

なお、当該施設の使用料は2か月ごとの賦課となっておりますので、現在の使用料の基本額2,600円に2,400円を加算し、2か月当たり5,000円を新たな使用料の基本とするものでございます。また、現行条例では使用料を税込み表示としておりますが、外税表示とし、条例第14条第1項に消費税法及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加える旨の一文を加えるものでございます。

なお、附則におきまして、本条例は平成29年4月1日から施行するとしており、新年度より新しい料金体制とさせていただくものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 12番。コミュニティ・プラントの料金体系も色々ばらばら、それから町のほうは農業集落排水、それから地域生活排水というのがありますけれども、負担額というのはこれどういうふうに見たらいいのか。大体変わらないんですか。

○議長（市原重光君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） コミプラの料金、それと集排の料金、それぞればらばらということで今お話があったわけでございますけれども、他の施設について申し上げますと、大上団地で一月当たり2,858円、それと榊団地では一月当たり1,300円に水道の使用料で、20立方を超える利用があった場合には1立方当たり80円の加算ということ、それとニュータウンでは一月当たりの基本額、今の改定後の2,500円に20立方を超える利用があった場合は1立方当たり80円を加算する額となっております、平均の水道使用料、これ30立方メートル程度ということでございますので、基本料金に33立方の水道を使った場合の加算額、これが1,040円となります。合わせますと、榊団地では一月当たり2,340円、ニュータウンでは3,540円ということになります。

これに対して長者団地、むつざわ中央団地では3,810円となりますので、ニュータウン長者団地、中央団地についてはおおむね同じ金額ということの使用料になっていると思います。

なお、大上団地とか榊団地についても施設が古くなって来ておりますので、この辺についても今後大きな改修を行った場合には同様の考え方の中で負担をしていただくことになろうかというふうに思っております。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） それで、先程も町長はこれでむつみニュータウンは当面のことが出来たと、前進で、さらに浄化槽の整備を進めるというふうにおっしゃいましたけれども、そうなりますと、今後の問題として、実際に今度はどの位の事業が予定されるのかと、どういう形で進めるのか地域生活排水という形で進めるかどうかわかりませんが、現状的にはかなり整備の割合が少ないような前の報告もあったんですけれども、正確なところ現状はどこまで整備されて、整備されていないのはどの程度あるんですか。くみ取り方式もありますし、

個人の合併浄化槽もありますし、これから整備を進めるというその実態は今の段階でどこまで来ているんですか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それこそむつみニュータウンにつきましては、今回污水管のみの改修ということで、浄化槽自体は構うわけではございませんけれども、先程申し上げましたように管の耐用年数を考えてかえるということで、またその後の補修があった場合にはこの料金が続けられればこのまま続けていって次の改修も行うと。また、町全体の下水道あるいは浄化槽整備の具体的な内容については担当課長からご説明したいと思います。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 命によりお答えさせていただきたいと思います。

町の中の浄化槽、処理水がどれだけ出来ているかということだと思いますけれども、以前市原議員の質問が平成26年にあったと思います。そのときに、今後必要となる整備戸数、これが1,177世帯あるということをお答えしてもらっていたと思われましても、この数字をどうやって算出したのか、ちょっと私のほうではわからなかったことから、今回10月になってからなんですけれども、調査をもう一回実施してみました。

調査方法については、町の合併浄化槽、単独浄化槽、そしてくみ取りの件数について、これらの処理している業者さんに依頼して件数の把握を行ったものでございます。処理業者については管内4業者ございまして、マツオ産業、白子衛生、茂原中央商事、セントラル美装ということでございます。そのほかに、農業集落排水、それとコミュニティ・プラントについては町で把握しておりますので、業者に依頼分と町が把握している農集落排水とコミプラの分を合計すると、その対象の世帯が2,327世帯ということになりました。

町の総世帯数なんですけれども、広報なんかで見ますと、10月の広報の分では言わせてもらいますと2,744世帯とあるんですけれども、実際に在住している方の世帯数は、国勢調査、この国勢調査をもとにした毎月常住人口調査によって10月の睦沢町の在住者は2,451世帯ということになっております。このことから、町に在住する方の世帯、これが2,451から調査で明確になった浄化槽やコミプラなどの総数2,327世帯を差し引くと不明な世帯が124世帯ということでございます。この不明数の124世帯についてなんですけれども、世帯の人数が少ないなどの理由によって処理業者に毎年くみ取りとかを頼んでいるのではなくて、2年に一遍とか3年に一遍程度の依頼と考えることが出来るのかなと思っております。そのために、不明数の124世帯、これはくみ取りとか単独浄化槽ではなくて、合併浄化槽を設置している

世帯ということでみなして集計をさせていただきました。

その結果、くみ取り式の世帯が177世帯、単独浄化槽が540世帯、合併浄化槽が1,085世帯、農業集落排水が158世帯、コミュニティ・プラントが491世帯、合計しますと常住世帯の合計と同じ2,451世帯になります。

それで、くみ取り式と単独浄化槽を足した数値が717世帯となり、前回にお答えしている1,177世帯よりも460世帯減少しているということでございます。なお、くみ取り式と単独浄化槽で全体の約30%、合併浄化槽、農業集落排水、コミュニティ・プラントの合計は全体で70%という状況でございます。今後、特定事業等で推進して参って、この数字をもう少し上げていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） そうすると、これからその整備すべき浄化槽の数は随分減ったということですよ。整備は進んでいたということなのか。大丈夫なんですか。ここのところの数字は大丈夫ですか。その答弁で言ったのとえらい違って、10や20ならわかるんだけど、大丈夫ですか。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 調査の方法が、処理業者に委託したということで、そこから上がってきた数値でございますので、そんなに違いはないのかなと思っております。今までどうやって調査をしていたかというのは、ちょっと私のほう不明だったもので、担当職員に聞いたんですけども、こちらのほうが正確ではないかということでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 睦沢町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第11、議案第6号 睦沢町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

古山書記。

(古山書記朗読)

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第6号 睦沢町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、先程ご審議いただきました議案第5号 睦沢町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと同様の理由になりますが、現行使用料については税込み表記としているものを外税表記に改めるため、条例第17条第1項に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及び算出額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を算出額に加える旨の一文を加えるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

(「なし」の声あり)

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 睦沢町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第12、議案第7号 平成28年度睦沢町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

古山書記。

(古山書記朗読)

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第7号 平成28年度睦沢町一般会計補正予算（第5号）の提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は、2,024万2,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ37億2,658万4,000円としました。また、むつざわスマートウェルネスタウン拠点整備事業の附帯道路改良工事におきまして繰越明許費を設定いたしました。

歳出の主な内容についてご説明します。

2款1項1目一般管理費では、当初計上した臨時職員等の社会保険料の見直しによる追加、特定個人情報の取扱マニュアルの作成や職員研修を行うための業務委託料と、2目文書広報費では広報やメディア等に対応するためのプレス用パネルの購入を新規に計上し、防災行政無線、戸別受信機は購入実績により減額いたしました。3目財政管理費では、実績と今後の見込みからふるさと納税謝礼に係る報償費を減額し、平成29年産のむつざわ米をさらにPRするパンフレットを作成するため、印刷製本費を追加計上しました。5目財産管理費では、中央団地分譲予定地の分筆に係る測量委託費を追加計上し、ふるさと納税寄附金から経費を除いた分をふるさと創生基金へ積み立てするものです。6目企画費では、むつざわスマートウェルネスタウン拠点整備事業に係る委託料と土地購入費を実績により減額し、附帯道路改良工事を前倒しで実施するため追加いたしました。また、上市場第2集会施設の修繕に係る

補助金を追加計上いたしました。

2款4項4目千葉県知事選挙費では、3月に予定されている知事選挙のため投票用紙読取分類機に係る経費を計上いたしました。

3款1項2目老人福祉費では、当初保健師として予算計上しておりましたが、介護福祉士を採用したため予算の組み替えをし、また4時間勤務であったものを6時間勤務に延長するため追加いたしました。

3款1項3目障害者福祉費では、社会保障・税番号制度に伴う障害福祉システムの改修経費を計上いたしました。

3款2項1目児童福祉総務費及び4款1項2目予防費の償還金は、平成27年度子ども・子育て支援交付金の精算によるものです。

4款1項1目保健衛生総務費では、新たに保健師を1人採用したことにより予算の組み替えをいたしました。

4款1項2目予防費の業務委託料では、予防接種記録を電子化し他団体と情報連携を図るに当たり個人番号が必要となるため、システムの整備費を計上いたしました。

4款2項2目コミュニティ・プラント処理費では、当初施工管理費のみを計上しておりましたが、業務を進めるに当たり積算業務が必要となり、本町では専門的な技術を有する職員がいないことから予算の組み替えをいたしました。

5款1項2目農業総務費では、各種団体の視察に係る負担金ですが、実績により減額いたしました。

5款1項3目農業振興費の町単独新規需要米作付補助金及び水田自給力対策事業補助金につきましては実績により追加し、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金は、今年の8月16日から9月1日までの台風等により被害を受けた農産物の生産に必要な施設、機械器具の復旧、取得を支援するものであり、8件の申請があったため計上いたしました。

5款1項5目農地費は、一筆調査実績面積が減少したことにより減額いたしました。

5款2項1目林業振興費は、やすらぎの森の遊歩道に台風による倒木があり、撤去を要するため、やすらぎの森維持管理組合へ委託料を追加いたしました。

7款2項2目道路新設改良費は、上市場関戸線に係る用地買収費を実績により減額し、工事費に充当するため予算の組み替えをいたしました。

9款4項1目こども園管理費は、途中入園の園児増加に伴い、臨時保育士の賃金を追加いたしました。

9款5項3目公民館費は、バスの修繕が必要となったことから追加いたしました。

歳入につきましては、国県支出金は各事業の特定財源とし、一般財源には繰越金を充当いたしました。ふるさと納税寄附金につきましては、むつざわ米の申し込み件数が少なかったことなどから減額いたしました。平成29年度はむつざわ米をさらにPRするとともに、新たな返礼品も検討し、財源の確保に努めたいと考えております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

中村義徳議員。

○10番（中村義徳君） 10番。17款寄附金の1目の一般寄附金のうちふるさと納税の寄附金が二千七百強の減額補正になっておりますけれども、当初過大見積もりだったのか、むつざわブランド米に陰りが出てきたのか、そこら辺を教えてくださいたいと思います。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） 議員おっしゃるとおり、当初の見込みといいましょうか、その目算がちょっと大き過ぎたというのが大きな原因かと思えます。

先程来、色々一般質問等出ておりますが、27年度で6,500件、9,600万円余の実績がございました。この形で次年度もいけるということで、新たにJA米とかなども入れて取り組んできたわけですが、現実といたしましては、むつざわ米の数が当初4,600件ほどで予定しておりましたが、2,100件ほどになって来ているということでございます。そのほかのふさこがね、あとJA米については予定数量に達したということでございますので、この部分の落ち込みがちょっと厳しかったというところでございます。そのほかの返礼品については昨年より伸びておりますので、そこら辺も新しく商品を広げるなどして考えたいと思います。

ブランド米の陰りが出ているということでございましたけれども、そうならないように新たな事業展開をしたいということで先程来話をしておりますので、そちらについてはその結果をこれから出していきたいと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に。

田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） 15款県支出金の結構な額がマイナスになっていますけれども、多面的機能支払交付金、これどういったことか説明していただけますか。

○議長（市原重光君） 宮崎産業振興課副課長。

○産業振興課副課長（宮崎則彰君） 多面的機能支払交付金の減額についてですが、平成26年度に国の会計検査が行われまして、この多面的機能交付金の補助対象農地の中に、交付金の対象農地の中に耕作放棄地が発見されました。そういったことから、対象農業地の管理を市町村において行いなさいというふうに制度がなったことで、本町においてもその一筆調査を行わせていただきました。行った結果、その対象農業地の中に耕作放棄地が発見されたため、その部分を今回の2期対策において精算という形で交付金の額を減らさせていただいたものが今回のものになっています。

○議長（市原重光君） 他に。

久我真澄議員。

○2番（久我真澄君） 5款2項の1目で林業振興費、この中にやすらぎの森維持管理委託料ということで29万計上されておりますけれども、これは1年限りのものでしょうか。

○議長（市原重光君） 宮崎産業振興課副課長。

○産業振興課副課長（宮崎則彰君） 命によりお答えさせていただきます。

今年1年限りのものでございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） ふるさと納税交付金で、これしようがないんですよ。当初、そのふるさととなり睦沢町を愛する人たちがというようなイメージでわっと出したんですけども、実際には商品を目当てで色々な日本中の、ざっくばらんな話で言えば、どれがいいのかという仕組みになっちゃったわけですよ、今。それがいい、悪いかというのは別としても、こうなっちゃっているわけですよ。だから、非常に水物というか不安定な流れになるという、その中で頑張らなきゃいけないというその自治体間同士の激しい競争が生じているというのが実態だというふうに思うんです。

だから、ここに全てをかけるんじゃなくて、自治体間交流という、やっぱり人と人との安定的な関係で販路を広げていくというのも一つの大きな意味だと思うんですよ。だから、これまでやっていたその地域との交流については、そのやり方については色々あると思いますよ。だけれども基本的によっぽどのがない限り、せっかく出来たきずなは、きずなって言っちゃったけれども、大事にして、それでどういう形でということをやっぴり

信義を尽くしてやっていくべきだと。せっかく好意的にやってくれたところの人たちをやっぱり生かして継続していけばというふうに思うんですがいかがでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 議員おっしゃるとおりでございまして、それがながいき米、JA米でございまして、これを足すことによって、そっくり増えるのかなというらぬタヌキの皮算用をしてしましまして、それがこの結果につながったということで、次年度からは本来に立ち返りまして、睦沢町ならではのむつざわ米、エコ米、もみ殻たい肥を使ったこれに全面的に切り替えていくと。それから、当然これは睦沢町のブランド品だということで睦沢町を売る。それから先程来出ていますように、睦沢の体験だとかいうことで、睦沢町移住につながると、議員がおっしゃるとおりでございまして、そういうものに傾注していきながらより睦沢町をPRする手段に使っていきたくと。そういうことによって、ただ単に寄附金をもらうだけじゃなくて、睦沢町をPRするということに軸足を置いていきたくとということで考えておりますので、またよろしくご指導をお願いします。

当然こういう施策をすることによって都市との交流も進めていきたいということになりますので、そういうことも十分に思慮に入れながら進めて参りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 平成28年度睦沢町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎会議時間の延長について

○議長（市原重光君）　　ここでお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君）　　異議なしと認めます。

よって、本日の会議は延長することに決定いたしました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君）　　会議を続けます。

日程第13、議案第8号　平成28年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

古山書記。

（古山書記朗読）

○議長（市原重光君）　　ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原　武君）　　議案第8号　平成28年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第2号）

について提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は13万1,000円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ8億6,047万5,000円といたしました。

主な内容についてご説明いたします。

歳出について。

1款総務費では、来年度に予定しております高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定に伴い、9月30日に国による都道府県担当課長会議において介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の調査票と手引が示され本年度中にアンケート調査を行う必要があることから、調査の実施に係る経費を計上いたしました。また、介護保険事業所の適正な管理を行うため、介護保険指定機関等管理システム導入経費等、合わせて227万3,000円を追加計上いたしました。

2款保険給付費では、地域密着型通所介護の創設に伴い、居宅介護サービスの一部が地域密着型サービスへ移行したため、居宅介護サービス給付費2,400万円を減額し、地域密着型介護サービス給付費を2,160万円増額、差し引き240万円を減額いたしました。

この歳出に係る歳入財源については、4款国庫支出金、5款支払基金交付金、6款県支出金をそれぞれ減額し、10款繰越金を充当いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 介護保険のアンケート調査ですけれども、現実介護保険制度がどんどん住民にとって悪化する状況になる中でのアンケートという、非常に疑問もあるんですが、ただ、このアンケートについてはもう一度活用という点では非常に重要なものでありまして、多くの方に書いていただきたいなというふうには思っておりますが、ただ、一つは膨大な個人情報記されるわけです。これ見てみるとわかりますが、その人のかなりの部分が書かれるということで、この情報管理というのは物すごく大事なというふうに思いますので、その辺の管理は本当に大丈夫なのか、もう二重、三重でやらないと、これがば一と出してしまうと本当にその人が丸裸になっちゃう位の情報量になるということですので、その辺がどうなのかということと、それからもう一つは具体的にいつからいつまでということになりそうですか。

○議長（市原重光君） 田邊福祉課長。

○福祉課長（田邊浩一君） 個人情報の関係に関しましては、調査票のほうにも一番初めのページのほうに書かせてもらっておりますけれども、町のほうで適正に厳重に管理したいと思っております。また、このアンケートの配布時期でございますけれども、12月中に配布をいたしまして、来年の1月中位を目途に回収をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 具体的にならない、いつごろって、12月中って、12月いっぱいあるんですけども、もう配布しているんですか。

○議長（市原重光君） 田邊福祉課長。

○福祉課長（田邊浩一君） 本補正予算が通りまして、大体12月20日前後をめどに発送させて

いただきたいと思います。また、回収につきましては約1か月後の1月20日ごろをめぐりに回収をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 平成28年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第14、議案第9号 契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

古山書記。

（古山書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第9号 契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、むつざわスマートウェルネスタウンに隣接する町道1572号線の道路改良工事の契約の締結に関するものです。

工事の概要については、延長360メートル、車道幅員6メートル、歩道幅員2.5メートルとなります。当該工事の予定区画は5,049万4,320円で、契約の方法は一般競争入札により実施しました。9月12日付にて一般競争入札の資格要件等を公告したところ、4者の入札参加申

請があり、資格要件を満たしていたことから入札に付したものであります。入札参加業者につきましては、議案審議資料に記載のとおりでございます。

入札結果は、予定価格の制限範囲内で株式会社小関工業が落札いたしました。契約金額は4,946万4,000円で10月24日に仮契約を締結したところでございます。

なお、当該契約では履行期限を平成29年3月25日としておりますが、その後、地中埋設管の移設等に時間を要することが判明し、年度内の完成が見込まれないことから、3月議会において繰越明許費の設定をした上で工期の延長をさせていただく予定でございます。

本件は、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） これ、平面図を見ると左の下のほうが赤じゃないんですけれども、これはもう出来上がっているという意味なんですか、また新たにこれやるんですか。

それと、この道路のとか歩道の基準というのは何かいつもころころ変わっているんですけれども、これはどういう基準でこの道路幅、歩道というのはやったんですか。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 町道1572号線でございますけれども、これは現況の幅員が4メートルでございました。これを全幅10メートルにするという工事でございますけれども、県道大多喜一宮線等を起点として、終点は広域農道に接する町道、全体で402メートルということになりますけれども、当初全線一括発注を考えていたわけですが、設計段階において起点部、県道との接続部の交差条件等について、県道の道路管理者である千葉県、そちらと協議が必要になったということで、その協議に時間を要することが見込まれたことから、当該県道取り付け部に影響が生じる区間を除いて、今回この工事の発注をしたということでございます。

それと、歩道、車道なんですけれども、構造令にのっとって車道部分の幅員を決めているものでございます。それと、歩道の幅員については色々あるんですけれども、以前は3.5メートルとすることで、寺崎なんかはきっと広い、寺崎川島の幹線については広い歩道が出来ていると思うんですけれども、そのときには3メートルに下さいよという指導がありま

した。今は現状に応じた歩道の幅員にしてよろしいということで、上市場の県道の今の歩道についても2.5メートルですし、今回についても2.5メートルで十分であろうということで2.5メートルの設定をさせていただいたというものでございます。

○議長（市原重光君） 他に。

丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） 参考までにお知らせいただきたいんですが、この入札に参加されたほかの3者の入札金額というのはお幾らだったんですか。

○議長（市原重光君） お待ちください。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） それでは、命によりお答えさせていただきます。

まず、上から順に、株式会社小関工業につきましては4,580万円、東日総業につきましては4,640万円。すみません、もう一回。

○議長（市原重光君） 税抜きですね。

○総務課長（鈴木庄一君） 税抜きで。税抜きでございますけれども、小関工業は4,580万円、東日総業株式会社は4,640万円、三枝組が4,630万円、岡田建設が4,600万円でございます。

○議長（市原重光君） いいですか。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第15、議案第10号 睦沢町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

古山書記。

（古山書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第10号 睦沢町公の施設の指定管理者の指定について提案理由のご説明を申し上げます。

睦沢町総合運動公園については、現在睦沢ふれあいスポーツクラブが指定管理者として施設の管理を行っておりますが、指定管理期間が平成29年3月31日で終了することから、新たな指定管理者の公募を行い、2団体より申請がありました。11月5日開催の睦沢町総合運動公園指定管理者選定委員会において新たな指定管理者候補者の選定を行った結果、共同事業体として申請のあったスマートウェルネスパークむつざわ共同事業体を指定管理者候補として選定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定について議会の議決をお願いするものです。

なお、詳細については、選定された団体の提案内容と併せ、担当課長から説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） それでは、命によりご説明をさせていただきます。

総合運動公園の指定管理につきましては、これまでに6月3日、7月29日開催の全員協議会におきまして、新たな指定管理者の募集についてのご協議を願ったところでございます。そして、指定管理者募集要項を8月22日付で公告させていただきました。その後、募集に関する現地説明会等を行い、11月21日の締め切りまでに二つの団体からの応募があったものでございます。

審議資料の36ページをご覧くださいますと、応募された団体についてはスマートウェルネスパークむつざわ共同事業体として、共同事業体の代表者パシフィックコンサルタンツ株式会社、構成団体、株式会社ウェルネスサプライとアールプロジェクト、そして単体としての

応募があったものが株式会社塚原緑地研究所でございました。

去る11月5日に開催された選定委員会におきまして指定管理者候補者として選定されたのが、スマートウェルネスパークむつざわ共同事業体でございます。選定結果としての評価が載っておりますけれども、評価の基準については9月11日に開催された第1回の選定委員会において協議された事項でございます。委員の方々の意見を取り入れた中での決定された評価基準ということになります。

なお、選定委員会につきましては、委員長として東京農業大学地域環境科学部造園科学科、荒井 歩准教授、副委員長として千葉大学国際教養学部国際教養学科、谷藤千香准教授、委員といたしまして国際武道大学体育学部体育学科、嶋崎雅規准教授、同じく町から宮崎副町長、今井教育長の5名により構成しております。評価点については100点満点として各項目の配分は事業の内容に対する提案50点、収支計画に対する提案20点、運営体制に対する提案20点、そして総合的な評価として加算点が10点でございます。

本評価基準によりまして、先程も申し上げましたけれども、11月5日に第2回の選定委員会が開催され、スマートウェルネスパークむつざわ共同事業体が指定管理者候補者として選定されたものでございます。スマートウェルネスパークむつざわ共同事業体の評価点は、100点満点で84点、もう一方の評価点については51点でございました。

ここで、選定された団体の提案内容について申し上げたいと思います。

資料の38ページ、提案の概要版をご覧くださいと思います。

公民連携による様々な事業展開により、睦沢町の活性化に寄与する健康、スポーツ、観光、交流の拠点形成を図るとしてしております。ポイントは四つございまして、ポイント1として、民間ならではの発想で健幸なまちづくりに向けた積極的な事業の展開、ここでは指定管理者指定管理期間10年ということ踏まえて、長期的な展望に立って民間事業者ならではの発想に基づき、積極的に町民の健幸づくりに寄与する取り組みや事業展開を図り、これまでの施設を利用していない、健康や運動に興味のない町民にも利用される施設を目指すとしております。

ポイントの2では、スポーツツーリズム事業の実施によりまして、3年後には年間10万人の利用者の実現を目指すとして、民間事業者として事業採算分析に基づく積極的な投資によりスポーツツーリズム事業を本格的に展開いたします。

ポイントの3では、公共資産を有効活用し、町の費用負担対効果の向上に結び付けるとしております。これは、より多くの人に利用され、より多くの町民の健康づくりやスポーツ活

動への寄与、そして収益事業の増加や施設運営の効率化に伴う収益性の改善を図ることによって、今までと同じ費用負担でもより高い効果を、あるいは同じ効果であればより少ない費用負担で提供出来るとしております。

ポイントの4については、実施目標を確実に達成するための体制の構築として、多様な実績とノウハウを有する事業者3社による共同事業体での取り組みを行います。具体的には、右側にあるように、ポイント1では健幸なまちづくりとしてスポーツを通じた先進予防の取り組みの実践、公園運営として利用者ファーストの運営、ここでは、平成32年度の利用者として年間10万人、そのために運営時間の延長を行うとともに、スタジオ整備や施設利用の弾力化を図り、既存の利用者と自主事業等の相互利用のための予約ルールを提案しております。そして自主事業では、スポーツ教室事業として、現状二つの講座で約800人の参加者がおられるわけでございますけれども、これに対して提案では10講座以上を開催し参加者を5,000人以上としたいとするものでございます。また、スポーツツーリズム事業として、町外、県外から新たな利用者呼び込み、観光交流の柱となる事業を展開するといったしまして、町との調整は必要ですけれども、民間投資による宿泊施設の整備や合宿、大会等の誘致を行うとしております。

その事業効果は、3年後には年間1万5,000泊の利用により公園利用者は3万5,000人増加し、それに対応するため25人を原則町内から雇用し、直接的な経済効果は7,200万円以上と見積もっております。

ポイントの2では、同じく公園運営、自主事業による実現を目指します。

ポイント3では、やはり自主事業の実施によるものと、収支計画ではこれまでの費用負担と同じ指定管理料で利用者の増加や健幸まちづくりへの寄与を重視しており、指定管理料は税抜き2,500万円、税込みですと2,700万円となっております。この指定管理料については、もう一方の応募者についても同様の金額でございました。

しかしながら、宿泊施設の整備や施設改修などにより指定管理料の低減が見込める場合には、指定管理料の低減についての協議も可能としております。町によります大規模改修や施設の強化が実施され、施設の修繕費あるいは光熱水費等の維持管理費が削減された場合には、同様に指定管理料の低減について協議するものでございます。

さらには、10年以降の展望では将来の管理運営のための費用について相当程度の低減が見込まれるとしており、今回提案しているスポーツツーリズム事業は、現実的には収益性の高い事業であると言えます。

しかしながら、今回の指定管理期間においては、宿泊施設整備のための民間投資に対する投資回収が必要なため、町への還元は限定的にならざるを得ないとしており、宿泊施設に対する投資回収そのものは、おおむね本指定管理期間10年間で完了する見込みであり、その後の10年以降については、本宿泊施設の取り扱いにもよるわけですが、スポーツツーリズム事業実施による収益を管理運営費に充てることが可能となり、町の費用負担も相当程度軽減されることが見込まれるということでございます。提案では、宿泊施設整備に向けた新たな官民連携方策についての記載がございました。

このスポーツツーリズム事業については、民間事業者自らの投資により新たな宿泊施設を整備するため、自治体負担がない形で運営することを想定しております。しかしながら、宿泊施設の整備費を民間事業者側で負担することになるため、その他の負担については極力軽減が出来るよう、町と連携、協議をしたいということでございました。具体的な提案としては、町が所有する施設に、仮に施設を建築した場合には土地の無償貸借をさせていただきたいということ、また施設は民間事業者の所有物となります。維持管理運営も民間が行うこととなります。民間事業者は、投資した資金の回収が出来るように、指定管理期間終了後も合宿施設に限っては同事業者が運営出来るような協定等を結んでもらいたいということ、そして10年後に指定管理者が交代しても合宿事業が継続出来るようにしていただきたいということが提案されております。これらについては、町の負担を極力抑えた手法を今後検討したいと考えておりますので、ご理解を賜るものでございます。

資料に戻っていただきまして、ポイントの4では運営体制ということで、プロフェッショナルな企業3社が一体となって管理運営を行います。なお、類似施設の実績としては、そこには載っておりませんが、公園等の管理については大阪市鶴見区、同じく箕面市、山口県岩国市、兵庫県丹波市の総合運動公園などの指定管理を受けているとともに、自主事業については足立区総合スポーツセンターを始め、指定管理を行っている各公園や体育館、また合宿事業を行っている施設は、長柄町のアルビンスポーツパーク、山梨県の本栖湖スポーツセンター、千葉市の昭和の森、鋸南町のサンセットブリーズ、南房総市の白浜フローラホールなど豊富な実績を有しておりまして、業務責任者の配置や緊急時の安全確保は可能な現場体制を確立しているものでございます。

また、資料の右の下から4段目には、地域としてふれあいスポーツクラブ会員の施設利用料について、現在活動しているクラブ会員の施設利用料100%減免、会員はクラブ会費内での利用を可能とし、クラブ活動の日時や場所については自主事業との調整を図りながら、現

行の活動を確保するとしております。さらには、ふれあいスポーツクラブの事務所を運動公園体育館内に設けること、継続雇用についても可能としております。そして、ふれあいスポーツクラブとの連携により、より多くの町民によりよい健康、スポーツに関するサービスや、気軽に参加出来る機会の提供を目指しております。

地域活性化への貢献については、地元採用を優先するとともに、大学と連携した地域の次代を担うリーダーの育成支援や地元企業優先での各種業務等の発注、そして合宿事業となるスポーツツーリズム事業実施には地元食材を活用するとしております。

スポーツツーリズムは、町外の来園者へ陸沢町の魅力を伝える絶好のチャンスと捉え、目標とする年間1万5,000泊の集客を想定すると、年間食数は約4万食にも及び、地元でとれた食材を使った陸沢合宿飯の新規開発など、地域の生産者や道の駅等と連携したPRを行うとしております。

以上の提案によりまして、候補者として選定されましたスマートウェルネスパークむつざわ共同事業体を平成29年4月1日から平成39年3月31日までの期間、陸沢町総合運動公園の指定管理者として指定するものでございます。

以上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

岡澤宏一議員。

○9番（岡澤宏一君） 今説明をいただきましたけれども、非常にいいバラ色な説明であったと思いますが、ちょっと確認したいんですが、どうしてもこれは期間が10年ということではなくてはいけないということでしょうか。

それともう一つは、このように計画にあった中での、実行出来なかった、そうした場合にはどのような形が出て来るのか、そこらももう少し具体的に教えていただきたい。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 岡澤議員のご質問にお答えしたいと思います。そもそも当初は町も3年とか5年、従来の幅でしていったらどうか、その間に具体的な手法を示していただいた中でどうかなというふうに考えておりましたが、色々検討している中で、どうせやるのであれば早い段階で取り組むと、今日の新聞にも出ておりましたが、一宮釣ヶ崎でオリンピック開催が決定ということで、もう既に4年後にはスポーツツーリズムを実践出来るようなオリ

ンピックの開催が上総一ノ宮で実施するということが決まりました。

そういうことに併せまして、一宮海岸に来るものも午前中の話でもあったかと思いますが、この長生地域全体がそのスポーツツーリズムということに乗っていきたい、そのためにも少しでも早くこの合宿事業を軌道に乗つける必要があるのかな。そうすることによって、オリンピック事業とその後のこのスポーツ合宿、この辺が一体となった中での運用をすることによって、ひいては町民に利益の好循環をもたらしていけるのかなという趣旨が非常にありました。そのようなことから、皆さんからも大変ご心配いただいておりますが、5年ではなくて10年という長期的な視点に立っての大胆な提案を民間からいただきたいなという大目的がございました。そのようなことから、当初町でも、先程言いましたように3年から5年ということを経験した中で様子を見てからということでありましたけれども、今言ったような事情からさせてもらったということでございます。具体的な内容については、担当課長のほうからご説明申し上げます。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） ご質問の、ここに書いてあることが実行出来なかったら、その場合はどうなるのかということでございますけれども、これはあくまでも提案でございます。これを実行してもらおうのがよろしいと思いますが、その中で町が協力をしなければ出来ないことが多々書かれております。例えば合宿について、先程も申しましたけれども、町の土地を利用するならば無償貸借とかそういうこともありますし、大規模改修を行えば指定管理料を下げることも可能であるとか、それは町が行うことになりますので、それが町も履行しなければいけないことになると思います。その辺については全て履行が可能かということにもなるんですけれども、基本的にはこの事業を進めていくように指導をしていきたいなと思っております。

また、モニタリングも行って参ります。その場合に、管理の運営状況が良好でないと、計画どおりじゃないと認められたときには改善勧告をして、業務の停止あるいは指定の取り消しを行うこともあるということではございます。

とりあえず町としては、今回のこの指定管理応募に上がってきた提案をなるべく履行出来るような協力体制、官民共同の協力体制をとっていきながら、目標とする10万人を目指していきたいなというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいものです。

○議長（市原重光君） よろしいですか。

岡澤議員。

○9番（岡澤宏一君） 再度確認したいんですが、やはりこれは10年のうちでスパンが長いですよ。町長おっしゃるように、オリンピック等の形でこの地域は一躍スポーツ関係については人気といいますか、PR出来ると思います、千葉県は。ですけれども、この10年の、オリンピック終わってもまだこの事業はなかなか集客出来ない可能性もあるわけですよ、このように。そうした場合に、これは出来なかったということで済まされちゃうと非常に負の負担になっちゃうわけですから、やはりそういうことのないような契約を十分にした中で進めてもらいたいということを私はお願いして終わります。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 議員がご心配なことは当然私どもも心配しているわけで、先程担当課長のほうから、実際に合宿所を運営している近隣の長柄町でもこの実績がございます。実際、担当職員のほうで行って内容を調査したところ、もう既に合宿を受け切れないと、お断りしている状況があるということで、そういった中で、1者だけではなく、それぞれの合宿を担当する業者あるいは健康、ウェルネス、そちらを担当する業者あるいは全体をコーディネートする業者ということで、それぞれのエキスパートが担当するというので、そこら辺については私のほうも先程担当課長が申しあげましたように万全の体制で指導しながら、中身をチェックしながら進めて参りたいというふうに思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 田中憲一議員。

○13番（田中憲一君） 13番。先程、11月5日選定されたということで、大学の先生、また庁内では宮崎副町長、今井教育長が選考委員だったということで、2団体のプレゼンを聞かれたと思うんですけども、率直に、これだけ点数が離れていて、数字からではちょっと読み取れないところもあるので、その選考に参加をされた委員として、感想、意見を聞かせていただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（市原重光君） 宮崎副町長。

○副町長（宮崎登身雄君） ただいまの田中議員からのご質問でございますけれども、課長からも先程説明がありましたように、審査会、都合2回開催されてございます。外部の審査員として大学の先生3名と、あと行政側で2名ということで、大学の先生方も大変、授業を持っている中で時間がない中で時間を割いていただきまして、大変なご無理をいただきました。それと、また2団体につきましても大分期間が短い中での提案をしていただきまして、そ

それぞれ双方事前の提案を配付させていただきましたので、それを十分熟慮した中で11月5日の審査会に臨んだわけでございますけれども、一番私としては大きく感じたのは、先程課長とか色々説明しておりましたけれども、それぞれの数値が、算定根拠がしっかりしていたというのが一つあります。私としての、審査の段階の開き、それが一つあります。それともう一つは、ふれあいスポーツクラブとも十分共存し得る提案があったということも、それもちよっと差がついたところであります。

それと、合宿の施設のことでございますけれども、これはちょっとなかなか我々行政マンとしては、ここまで思い切った提案というのはなかなか出なかったかなというのがございますので、その辺につきまして雇用の拡大であったり、地元食材の確保であったり、それとまた経済的な効果もあるのではないかというふうなところがございましたので、最初、私自身も点数が開いたんです、正直なところ。ちょっと不安には思ったんですが、いざ11月5日の審査会に臨みましたら、各委員さん方もそれぞれ似たような数値だったということで、ここで載せているのは平均的なもので載せてあるということで、私からの感想は以上でございます。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 田中議員の質問にお答えさせていただきます。

私は、睦沢町総合運動公園指定管理者を選定するに当たりまして、睦沢町教育長としての立場で選定委員に臨みました。

これは、現在は町教育委員会が運動公園の設置及び管理に関する条例によりまして、管理者を指定する立場にあるということだろうということで、大変責任の重い立場だなと思って、自覚をして選定に臨んだわけでございます。

選定に当たりまして、私は睦沢町の目指す将来を見据えた施策を実現するにふさわしい事業提案であるのかという視点で選定に臨みました。評価項目、評価の着眼点を私なりに理解をし、双方の提案資料を細かく検討させていただき、意見や質問等をさせていただきました。結果は報告のとおり、スマートウェルネスパークむつぎわ共同事業体になったわけですが、そのよさは、一つに睦沢の現状分析がしっかりなされていること、そしてこれまでの企業実績に基づいた本町施設での可能なスポーツツーリズム事業、要は自主事業の提案がなされ、魅力あるものと感じ取れたことであります。

何よりも、先程副町長が申しあげましたけれども、教育委員会として希望していました既存のふれあいスポーツクラブの活動とクラブからの要望をしっかりと受けとめていただける

団体であるということを理解いたしましたので、さらに前向きに私は理解いたしました。

これが本団体を選定した理由、一つでありますけれども、また、教育面から10年と出ていましたけれども、教育面でも10年後の世界というのは全く不透明であり、非常に不安感を持っています。危機感のある中で、しっかりとした人材の育成をしなければならぬというふうに思っています、教育面では、教育としては、10年間運動公園指定管理者の継続があれば、私は安定した経営が期待出来ること、そして教育委員会の立場では睦沢町教育基本振興計画の示す健康長寿の社会構想の確立、これまでスポーツにかかわれなかった、少なかった人も含めた生涯スポーツの推進、学校の体育活動及び運動部活動の向上、推進の意味合いからも、本団体による運営が非常に期待するところでありましたので、私も、点数でいえばかなり差はつきましたけれども、この承認いただきたい団体のほうはるかによかったというふうに理解しましたので、自分の感想として申し上げます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 他に。

中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） 11番。施設の使用料金についてお尋ねいたします。

ここには、既存のスポーツクラブにつきましては施設利用の100%減免というふうになってあります。スポーツクラブ以外に施設を利用している方たちはたくさんいらっしゃいます。私もそのうちの一人なんですけれども、そういったところにつきましてはこの減免処置は通用するのでしょうか。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 減免については、施設の利用料金100%減免についてはふれあいスポーツクラブ会員のみということでございます。それと、町外の利用者、町内の利用者によって使用料が違ってまいりますので、2分の1だったかな、町内の方については、それは減免の対象となりますので、通常町外から来て1,000円だったとすれば、町内の人が利用したら500円ということの2分の1の使用料の規定は使える、減免ということになるということでございます。あくまでも、ここで言う100%減免については既存のスポーツクラブとふれあいスポーツクラブの会員ということでございます。

○議長（市原重光君） 中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） 個人的な利用じゃなくて町民のための、ここにも書いてありますけれども、ポイント3にも書いてありますけれども、より多くの町民の健康づくり、様々なこ

とが書いてあります。そういったことから加味して、私が直接関係しているのは観光協会なんですけれども、観光協会以外にもあそこの施設を利用して減免処置をとってもらっているところがあると聞いています。そういったところを含めて質問しているわけです。

○議長（市原重光君） 鈴木課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 申し込んできた企業については、そういうところはまだ考えていないと思います、はっきり言って。これからそういう減免ということで、また減免申請をしてもらって、指定管理者が今までも減免してもらっていたんだよということで話してもらって、それが了解していただけるのであれば減免の対象になろうかと思えますけれども、また、町としての事業、町が応援する事業とかありますので、その辺については町からもお願いをしていきたいとは思っております。これからのことになろうかと思えます。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 今、担当課長から話したとおりでございまして、私からも是非、もし今日皆さんから同意をいただければ、この業者にその旨を、従来こういう形ですと、町もこれを協賛しているあるいは後援しているといった中で、強くそのような形に持っていききたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 10年という問題なんですよ、私は。一つは、経済がどうなっていくか、10年というのは本当にわからない。しかし、町の基本的な支出、どの位するかということは決められると。それは色々あるとしても、それを議員の場合も4年、町長の場合も4年ということで、どうなるかわからないわけですが、後々の議会や町政のところに足かせをするわけですよ、これはもうそう決められて契約を結んじゃいますから、その時々判断が出来ないということでは非常に重要な内容になるということなんです。そういうふうにしていいのかというのが一つ。

もう一つは、じゃ、様々な減免措置なり費用なりについては、絶対これは10年間変わらないと言えるのかと言ったら、言えないと思うんですよ。条例を変えれば出来るわけだから。それと、なぜこれを言うかということ、温水プールであったときに、あれを民間にやってもらおうということで、あのとき私もはっきり覚えていますよ。500円だったの、一般利用、これ変えませんかと言ったら、変えませんと言っていたのに、それを何年かしたら700円にな

りましたよ。そういう実例があったの。あったから心配なのということと、原理的にこれは絶対10年のやつは変わりませんとは言えないでしょう、それはその中で言えば。その辺はどうなんですか。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 使用料の話でよろしいんですかね。

使用料の話では、提案では現行の使用料と変わらないということでやっていますけれども、当然使用料については社会経済情勢がありますので、一般的な通常、社会通念上の使用料として値上げをしなきゃいけないとき、要するに他の指定管理をするに当たっても人件費が高くなったり生じたりすれば使用料は当然上がって来るわけでございますので、その辺については条例改正をした中で議員さんの意見をいただいて、また議決をいただいた中で使用料の改定をしていかなければいけないということになると思います。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） そういうことも含めて、この10年という形で、この業者に委託するというのは、私は適切だとは言いきれない、言えない。それと、議会と町政の責任がここで10年間将来にわたって拘束するという内容になってしまうという問題が一つですよ。

それから、オリンピックというのが、これが怖いんですよ。長野もそうだけど、オリンピック後のあのどうするんだということになるわけだから、それは利用するのは構わないけれども、そこは非常に慎重にして、つまり現行の利用の段階でどうするのか、プラスアルファでオリンピックという問題の人が来ることを考えておかなければならないわけで、ここは是非注意をしていただきたいなというふうに思うんです。

それで、この最大の売りが宿泊施設って、今回初めて出た、今まで長期的になると自主事業がいいからいいからと言っていただけども、具体的なものが出て来なかったんだけど、今回初めて宿泊というものが出てきたわけで、それでこの評価項目を見ると、相対的な見方と絶対的な見方をする必要があると思うんですよ。

自主事業について、自主事業が数多く提案されているが、その内容は適切か、10点配点に対して7点です。公園の運営方法に関する提案内容が適切か、14点配分に対して11点ですね、これ。だから、変な言い方をすれば、自主事業の目標に対して7割、こういう言い方しちゃいけないかもしれないけれども、低いんですよ。これだけ自主事業、自主事業、何十万円だか集めるというふうに言っていますが、専門家の判断は7ですよ。私はこういう自主事業だったら10点満点取る位の絶対的な評価が専門家からあってしかるべきだと思うんです。それ

から、運営に対する最も重要なこの運営方法への提案が14に対して11ですよ。

この中心的な二つの問題に対して、私は絶対的評価としたら低いと。相対的評価は高いけれども、絶対的評価は私低いんじゃないかと思うんですよ。本当に10年間任せるということだったら、専門家も含めて10点満点位欲しいんですよ。悪くても9点位というふうに思うんですよ。

そういう点で、こういうふうに描いた長期計画が、専門家自身がこういうような評価をして、それで10年間お任せしていいのかと。だから、3年なり4年なりという形で、それで実績挙げてくださいと、そうすればおたくにもう一度やってもらいますと、それでいいじゃないですか、どこが悪いんですか、それで。そうしたら長期計画でやりますよと、オリンピック目当てだというんなら、4年後なんだから4年やってもらえばいいじゃないですか。私はそう思うんです。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 市原議員は今おっしゃったようなことを思っているということでございますが、私どもについてはそういう思いとは違って、やはり長期的に出したほうがそれなりの提案をしていただいたと。市原議員は10点満点で7点じゃ、絶対評価が低いということではありますが、私どもにとっては10満点の中で7点で、逆に専門家もお墨つきをいただいたのかなというふうに考えておりますということで、ご承認をいただければよろしいかなというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 一つだけ、専門家のお墨付きと言っているけれども、専門家は評価をただけでしょう。二つがあるわけだから、三つがあってもっと、そのようだったら三つのところでやるわけだから、専門家が絶対これをやってくださいと言ったわけじゃないでしょう、ただ評価をただけでしょう、ということじゃないですか、という点を指摘しておきたいと。これ以上はしようがないから。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 指摘は指摘として賜りたいと思います。ありがとうございました。

○議長（市原重光君） 他に。

久我政史議員。

○4番（久我政史君） ちょっと確認したいんですけども、合宿所というのをどこに建てることを考えているのか。私のイメージだと、グラウンドとかに何だこりゃと言われるんじゃ

ないかと思う。要はそのすぐ近く、近いのがいい、決まっているわけですよ。だから、例えば田んぼとか畑を無償で何か言っていますけれども、よし、じゃ、このところを、どの位の大きさかわかりませんが、そこを町で買って、今これあれするのは特に手をつけなくて、何かその辺が何もかにも、建てると思ったら端っこでしようけれども、そうしたらどうということになるのかなど。イメージが悪いとか話題になっちゃうんじゃないかなど、私はそれが一点ちょっと心配になった。そこまで考えたのか、あるいは、なるほどそうかと、じゃ、何坪だか田んぼを、要するに近くじゃなくちゃいけないと思うんですよ。例えば瑞沢小学校が空いているからあっちへとか、そんなことじゃいけないと思うので、すぐ近くへ何かそういうことを、これから考えようとか、その辺をちょっと一言聞かせて。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 議員ご心配のことをございますけれども、建てる場所についてはこれからの協議ということになるかと思えます。近くがいいということもあろうかと思えますけれども、それについてはまた新たな提案、規模等も上がって来ると思えますので、実際に31年度の10万人を目指してどういうふうにしたらいいかをさらに検討して提案して来るものと思われまます。そのときに町と協議を持つと言っておりますので、協議をした中でまた皆さんにお知らせ、お諮りしたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（市原重光君） 久我議員。

○4番（久我政史君） 例えば、グラウンドの中には絶対それは駄目だと、何かその辺が一言聞こえるかと思ったんですけれども、それは無理なのかどうかちょっと。

○議長（市原重光君） 鈴木課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） グラウンドの中に駄目ということではなくて、出てきた提案を見てみないと、グラウンドの中に作ることがいいかもしれない、いい場合もあるかとは思いますが。そうでないかもしれません。基本的には余りよくないとは思いますが、そういう場合もある可能性があるんで、それは出てきた提案を見て検討させていただきたいということでございます。

○議長（市原重光君） よろしいですか。

もうありませんね。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号 睦沢町公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立多数です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第16、発議案第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。

古山書記。

(古山書記朗読)

○議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

続いて提出者の説明を求めます。

中村厚生文教委員長。

○厚生文教委員長(中村 勇君) 発議案第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

現在、全国の町村議会が抱えている問題の一つとして、地方議会の重要性が論じられる中、町村議会では議員のなり手不足が深刻化しているところであります。昨年行われました統一地方選挙においては、全国928ある町村のうちおよそ4割に当たる373町村において議員選挙が行われました。うち2割以上に当たる89町村では無投票当選となり、中でも4町村では定数割れという状況でございました。本町でも、昭和58年の町制施行後の町議選9回中6回が無投票当選という状況でございました。

ご承知のとおり、議員を退職した後の生活の保障も基礎年金しかありません。こうした状況において、特に今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、サラリーマンの

方々については、加入していた厚生年金も議員の在職期間は通算されず、老後に受け取る年金も低くなってしまいます。住民の代表として、議会がこれまで以上にまちづくりにしっかりかかわっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境を作っていかなければならないと思います。そのためには、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにする事で、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えておりますので、この意見書への皆様方のご賛同をお願いし、提案理由の説明を終わります。

○議長（市原重光君） ご苦勞さまでございました。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（市原重光君） はい、異議ありと、それでは認めます。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 私は、この内容について反対をするものではありません。住民の十分な合意を得る時間と努力が必要だということでもあります。

この発議案にあるように、今日、地方自治、住民自治、そして地方議会の役割というのは極めて重要な時期であります。そして、その役割を果たす地方議員の将来も含めた地方議員の被選挙権を保障するために何らかの制度、年金などの制度、特権的なものでなければ、私はこれはどうしても必要なものだと考えています。そして、こうした制度がなくなってしまうわけではありますけれども、ただ、今住民がこの制度に対する理解と合意が得られていないということが一番私は問題だというふうに思うわけであります。

それと、議員が自らの問題で出してしまうということもあるわけであります。議員の年金についてどう思っているのかと、しっかりと住民の意見を聞くようなこうした時間を持って合意を得るべきではないかということで、今回持ち越すべきではないかなと。趣旨はそのとおりなんです、理解を得るということが大事だという。

したがって採決については退場により棄権ということになるんですが、お許しいただきたいと思います。

○議長（市原重光君） 次に、賛成者の発言を許します。

麻生安夫議員。

○6番（麻生安夫君） 6番。地方議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について賛成の立場から討論いたします。

本意見書は、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものとするのが議員を志す新たな人材の確保につながっていくとし、地方議員の厚生年金制度加入のため法整備の実現を求めるものであります。提出者の説明でもありましたように、議員を目指す新たな人材確保につなげるため幅広い層の世代の方々が議員になりたいと思うような環境づくりを行っていかねばならないと思いますので、意見書の提出については賛成とするものであります。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 市原時夫議員に申し上げます。

退席を許しますので、どうぞ。

（市原時夫君 退席）

○議長（市原重光君） それでは、これから採決を行います。

発議案第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出については、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立多数です。

したがって、発議案第1号は原案のとおり提出することに決定しました。

ただいま議決されました意見書について、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、字句、数字その他の整理は議長に委任されることに決定しました。

市原時夫議員の入場を認めます。

（市原時夫君 入場）

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（市原重光君） それでは、以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第4回睦沢町議会定例会を閉会いたします。

長時間、ご苦労さまでございました。

（午後 5時55分）